

令和4年舟形町議会
第3回定例会会議録

舟形町議会

令和4年舟形町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和4年8月31日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月6日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和4年9月6日（火曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和4年舟形町議会第3回定例会第1日目

令和4年9月6日(火)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	鏡裕之	総務課財政主査	佐藤拓
会計管理者	伊藤茂樹	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤伸一	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	豊岡将志
健康福祉課長	鍛冶紀邦	農業委員会会長	叶内栄一
住民税務課長	沼澤一征	代表監査委員	齊藤徹
地域強靱化対策室長	伊藤英一	監査事務局長	相馬広志
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 事 沼澤靖子

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議員派遣の報告
日程第 5 本期受理の陳情

陳情第6号 消費税インボイス制度の実施延期についての陳情

日程第 6 町長挨拶並びに行政報告

日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和4年第3回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。2番荒澤広光議員、6番斎藤好彦議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、斎藤議会運営委員長よりお願いをいたします。

6番 それでは私からご報告申し上げます。去る令和4年8月29日に開催されました議会運営委員会におきまして、令和4年第3回定例会の会期につきまして協議いたしました。

その結果、令和4年第3回舟形町定例会の会期は、本日9月6日より13日までの8日間とすることに決まりましたので、ご報告を申し上げます。

以上です。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、斎藤議会運営委員長報告のとおり、9月6日から13日までの8日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から13日までの8日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の陳情

議長 日程第5 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第6号 消費税インボイス制度の実施延期についての陳情について議題といたします。

陳情第6号については、議会事務局長が朗読説明をします。

議会事務局長 それでは、朗読いたします。

本期受理の陳情、受理番号6、受付年月日、令和4年8月16日。件名、「消費税インボイス制度の実施延期についての陳情」。趣旨、別紙のとおり。陳情者、新庄市金沢2484 新庄民主商工会 会長・安食輝敏様。

次のページ、お開きください。

件名、「消費税インボイス制度の実施延期についての陳情」。

趣旨、コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月から、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。インボイス制度が実施されれば、個人の建設業、中小事業者、農業者や各種フリーランスの事務や消費税負担の増加につながります。そして、会員にインボイス発行を求めるのが困難なシルバー人材センターなど、現行での課税事業者の多くも、制度の導入により税負担が増え、業者間での不公平が生じることが予想されます。

全国で500万を超える消費税免税事業者に新たな負担を強いる制度は、コロナ禍から再起を図ろうとしている事業者の重い足かせとなります。また、これまでの課税事業者も免税事業者と取引をすることにより、自らの仕入れ分の消費税をかぶらなければならない懸念もあります。

インボイス制度の導入によって、新たに年間2,480億円の消費税の増収になると財務省は試算しています。インボイス制度の導入に対して、多くの業界団体や税理士団体が、延期、凍結を求めています。（別添資料参照）。

よって、消費税インボイス制度の実施を延期するよう強く求めます。

以上、地方自治法第124条の規定により、陳情書を提出します。

陳情項目。

1、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を採択し、政府に送付していただくこと。

以上でございます。

議長 陳情第6号の審査については、会議規則第94条の規定により産業振興常任委員会に付託いたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日は、令和4年第3回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

去る8月3日からの豪雨により被災された置賜地方の皆様に心からお見舞いを申し上げます

とともに、行方不明の方が一日も早く発見されますことを心よりご祈念申し上げます。

また、町では、置賜地方町村会からの罹災証明交付のための職員派遣要請に応じて、罹災証明に精通した住民税務課危機管理室宇津木主任と税務係岸主任を、18日から24日まで交代で飯豊町に派遣しました。宇津木、岸両名からの復命を受けまして、改めてこのたびの災害による被害の甚大さ、悲惨さを認識したところであります。本町にあっても、平成28年、平成30年、令和2年と2年おきに激甚災害に見舞われており、令和4年は2年周期に該当する年であることから、災害発生に対し大変危惧しております。

そのような中、今日現在は、大型で強い台風11号が北上することが予想されていますので、万全の備えをすべく対応を指示したところでありますが、何といたっても無事に台風が通り過ぎ、人、家屋、道路、河川、農作物等に被害がないことを心からお祈りいたします。

次に、6月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 健康増進に関する連携協定の締結について。

6月29日水曜日、舟形町と明治安田生命保険総合会社との「健康増進に関する連携協定」を締結いたしました。

この協定は、健康づくりの推進、高齢者・障害者の支援、スポーツを通じた健全育成に関することなど、町民の健康増進やサービス向上を図ることを目的としております。

明治安田生命はこれまで全国800以上の自治体と連携協定を締結しており、今回の協定により、健康に関するセミナーへの講師の派遣や、血管年齢、血圧測定などの機器をお借りした健康測定会、またスポーツ教室を通して、児童生徒がスポーツに親しむ習慣や意欲の醸成といった連携も考えられ、その経験や人材、機材等を活用させていただきながら、健康増進の一層の充実に取り組んでまいります。

(2) 舟形駅120周年イベントセレモニーについて。

7月21日木曜日、奥羽本線の芦沢舟形間が開通し、舟形駅が開業をしてから120周年という節目を迎えました。その記念すべき日に先立ち、7月17日曜日に舟形駅及び観光物産センターめぐみにおいて、舟形駅120周年イベントセレモニーを開催いたしました。

セレモニーでは、ほほえみ保育園園児による鼓笛隊の演奏を披露いただいたほか、当町のゆるキャラ「めぐみちゃん」の一日駅長任命式が行われました。

「めぐみちゃんの日駅長」は、これまで長らく要望してきたことでありますが、小野新庄駅長のご厚意により、このたび実現することができました。駅長をモチーフとした新たなコスチュームを身にまとっためぐみちゃんは、新庄駅長より一日駅長の辞令を受けた後、駅長業務として、ほほえみ保育園園児や保護者の皆様とともに新幹線の見送りを行いました。

舟形駅のにぎわい創出を図る上で、JR東日本との連携は非常に重要なものです。今後も引き続きつながりを深めてまいります。この場をお借りして、ほほえみ保育園の園児並びに保

護者及びご尽力いただきました小野新庄駅長をはじめとする関係者の皆様に重ねて深く御礼を申し上げます。

(3) 職員非常招集訓練・避難所等開設訓練の実施について。

7月21日木曜日、職員による非常招集訓練及び指定避難所・福祉避難所開設訓練を実施いたしました。

今年度の実施内容は、平日の勤務時間外に、大雨警報・土砂災害警戒情報が発表された状況を想定し、舟形町地域防災計画に基づき、災害対策本部設置までの職員の非常招集体制と、新型コロナウイルス感染症予防対策の下、各指定避難所・福祉避難所などの運営体制や避難所備品を確認するというものです。

訓練当日の職員の招集は、防災行政無線の防災メールと電話連絡を並行して行い、警戒レベル3の「高齢者等避難発令」までの職員参集所要時間や人員等について確認しております。

続いて、町のマニュアルに基づき、指定避難所の「長沢生涯学習センター」と「富長交流センター」に加え、「福祉避難所」、あわせてコロナウイルス感染者及び濃厚接触者専用避難所として確保している「清流荘」において避難所開設訓練を実施いたしました。生涯学習センターでは、長沢第3町内会自主防災組織の5名から運営要員として協力をいただきました。訓練では、コロナ対策臨時交付金を活用し整備したプライバシーテントや簡易ベッド、災害用マットを設置した後、避難者の検温、受付、誘導などの確認を行いました。

訓練で見えてきた課題について改善し、毎年訓練を行い、有事に備えてまいりたいと思いません。

(4) 東北農林専門職大学（仮称）校舎新築工事安全祈願祭について。

7月22日金曜日、新庄市角沢の建設予定地において東北農林専門職大学（仮称）校舎新築工事安全祈願祭が開催され、吉村知事をはじめ最上地域の首長など関係者約60人が工事の無事を祈りました。神事に続き、吉村知事が挨拶をし、「本県農林業の発展に向けて大きな力となり、地域に愛される大学にしたい」と述べられました。同大学は、今年10月に文部科学省に大学設置認可申請を行い、令和5年12月に完成し、令和6年4月に開学する予定であります。

また、庁内に設置している舟形町東北農林専門職大学総合プロジェクトチームのメンバーが、7月21日木曜日に、現時点で国内唯一の農業系の専門職大である静岡県立農林環境専門職大学において、視察研修を行いました。視察見学をはじめ、教職員による大学の取組及び学生の動向、学生との意見交換など多くのことを学ぶことができました。今後、学生の支援策の検討に役立ててまいります。

(5) 第3回鮎釣り甲子園大会について。

7月30日土曜日、最上町の最上小国川おらだの川公園付近にて、第3回となる「最上小国川鮎釣り甲子園大会」が3年ぶりに開催されました。

この大会は、県と舟形町、最上町、小国川漁業協同組合等で組織する最上小国川清流未来推進機構が、実行委員会を組織して取り組んでいるもので、清流最上小国川の鮎釣りのすばらしさをアピールしながら、鮎釣りに親しむ若者の裾野拡大を図ることで鮎釣り文化を継承していくとともに、生まれ育った郷土の魅力を発見する過程で郷土愛を育んでいくことを目的として、第1回、第2回は舟形町で開催されました。

当日は、県内外から集まった25名の高校生が3時間の熱闘を繰り広げました。初めて鮎釣りを体験する高校生たちも多く、当初は苦戦していた子供たちも見受けられましたが、熟練の鮎釣り講師の方々に優しく指導していただきながら、真剣に競技に取り組む姿はとてすばらしいものでありました。

(6) 日本一のおいしい給食食育推進事業調理実習について。

8月2日火曜日と3日水曜日に、保・小・中の調理師の技術向上と地元食材の上手な使い方を学ぶため、舟形町出身の中華の高橋シェフとフレンチの富樫シェフの指導による調理実習を、舟形小学校で実施いたしました。

今回は、舟形産マッシュルームやアスパラガスや、インゲンなどを使用した舟形食満載のレシピを作成していただき、シェフならではの食材を生かしたプロの調理方法や学校で提供する際のアレンジなどを学んでいただきました。

(7) 港区サマースクールについて。

8月5日金曜日から7日日曜日にかけて、港区麻布地区サマースクール in 舟形が開催されました。これは、港区麻布地区と舟形町の交流事業として平成27年から実施されているもので、新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となりました。

今回は10組24名の子供たちと保護者のほか、麻布地区総合支所の富田支所長をはじめとする港区職員や舟形町ふるさとサポーターの野村氏など随行9名の計33名が、2泊3日の行程で当町へ来町し、夏の舟形町を存分に堪能していただきました。

最終日は雨に見舞われ、野菜の収穫体験ができませんでしたが、初日と2日目は、猿羽根山のトレッキングや川遊び、陶芸体験や縄文炎祭などに参加いたしました。全員が充実した3日間を過ごし、最後には学校も学年も異なる子供たちがそれぞれ仲よく交流する場面もありました。

サマースクールは、港区東麻布商店街や近隣の町会・自治会をはじめとする地域の方々と舟形町の間で育まれた長い交流が土台となっております。舟形町の誇る豊かな自然環境の中で過ごす体験を通じて、この交流をこれからの子供たちにも将来にわたり継承していただきたいと考えております。3年ぶりの開催となりましたが、港区麻布地区の皆さんに、東京では体験できない舟形町の魅力を味わっていただきました。

(8) 縄文の女神まつり2022について。

8月6日土曜日と7日日曜日、町中央公民館において、縄文の女神まつりを開催いたしました。

今年は国宝縄文の女神の出土から30周年、国宝指定から10周年を迎え、くす玉開披などのオープニングセレモニーや舟中吹奏楽部による演奏、記念講演など節目を祝う、多彩なイベントを実施し、多くの方よりご来場いただきました。

また、館内では発掘当時の貴重な映像の上映や「触れる土器・土偶展」、「ドキドキ土器づくり体験講座」などを開催し、縄文文化に触れて学べる2日間となりました。

6日、土曜日の夜には、縄文炎祭実行委員会による打ち上げ花火が行われ、出土30周年国宝指定10周年に花を添えていただきました。

(9) 令和9年度舟形町二十歳の祝賀式について。

8月14日日曜日、町中央公民館において「令和4年度舟形町二十歳の祝賀式」を開催し、二十歳の皆さんをお祝いいたしました。

今年4月に民法が改正され、成人年齢が18歳に引き下げられましたが、町では今まで同様、二十歳を対象に、「成人式」から名称を「二十歳の祝賀式」に変更し開催いたしました。

基本的な新型コロナウイルス感染防止対策のほか、PCR検査の受診、当日の抗原検査の実施など、安全に開催するための様々な手だてを講じて実施いたしました。

式典には、対象者34名中25名が出席し、代表者の阿部航大君の挨拶では、同級生や恩師との再会の場を設けていただいたことへの感謝と、将来の夢や目標に向かって精進する気持ちを忘れず、社会に貢献できるよう頑張るという決意の言葉が述べられました。

以上、9件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、報告案件について1件、一般会計及び特別会計等補正予算について3件、最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について1件、条例の制定について1件、人事案件が2件、令和3年度決算の認定について7件、以上15件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、6月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7、一般質問をお受けします。順次発言を許可します。4番、小国浩文議員。

4番 おはようございます。

私からは、通告文に従い2件について質問をさせていただきたいと思います。

まず、1件目、「ひきこもり支援対策は」と題して、令和2年3月議会で「ひきこもり対策は」と題し一般質問を行いました。その質問に対し町の答弁では、健康福祉課内にある地域包括センターを相談窓口として取り組んでいるとのことでした。あれから約2年、令和4年度に新たなひきこもり支援窓口を開設されたようですが、どのような経緯で窓口をつくったのでしょうか。また、どのような形で、ひきこもりに対し各関係機関と連携を図り、支援を行っていくのか、町のお考えを伺います。

2番目としまして、「舟形駅付近の宅地造成計画は」。東北初となる東北農林専門職大学（仮称）4年制大学が新庄市に令和6年4月に開学しますが、それに向けて町では、舟形駅付近に宅地造成を行い、東北農林専門職大学校の学生や職員も含め、舟形町に住んでいただくため民間住宅を誘致する考えのようですが、民間業者のめどがついたのでしょうか。また、アパート用地以外の造成地についての活用方法はどのように考えているのか伺います。

町長 それでは、4番小国浩文議員の「ひきこもり支援対策は」についてのご質問にお答えします。

国は、ひきこもり状態にある方など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への支援については、対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な支援が届く体制を構築することを目指すとしており、市町村の取組として、ひきこもり相談窓口の明確化と周知や、支援対象者の実態やニーズの把握等が求められております。

相談窓口の周知については、昨年度は広報紙に掲載しておりませんでした。県の指導により、今年度は6月10日発行の広報ふながた・お知らせ版で「ひきこもり支援の窓口を開設しました」という記事を掲載して周知を行い、その際、相談窓口を健康福祉課福祉係としたところであります。

さて、「新たなひきこもり支援窓口を開設した経緯は」というご質問についてですが、今年度、特にひきこもり支援の体制を変えたりしたわけではなく、引き続き健康福祉課を中心とした課内や他課、関係機関と情報共有等の連携により取り組むことに変わりはありません。

相談窓口については、今後、実態調査を行う際に、民生委員の協力も必要と考えていることから、福祉係で周知することにいたしました。

なお、令和2年3月定例会における小国議員の「ひきこもり対策は」についての答弁の中で、健康福祉課内にある地域包括支援センターを相談窓口として取り組んでいるという回答をしておりますが、これは、ひきこもりを背景として、80代の親が50代の子供の生活を支える8050問題における様々な課題の中で、特に介護保険事業に関連した課題は地域包括支援センターが窓口となるという意味であり、ひきこもり対策事業全体の担当として明言したわけではありませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

ひきこもり支援についてはこれまで同様、健康福祉課内や他課、関係機関からの情報に基づ

くひきこもり状態の方の把握と、これら部署や機関等が、子供や若者の相談、生活困窮者の自立相談、就労相談等の支援を求められたときに、多様な選択肢を持って対応できるように、相互に関わり合いながら取り組んでまいります。

また、プライバシーの問題や人間関係、地域関係等、デリケートな面もあり、行政側から一方的に御用聞きに行くような対応はできません。当事者や家族が相談に来てもらえるように、広報紙等を活用しながら継続的な相談窓口の周知に努めてまいります。

次に、「舟形駅付近の宅地造成計画は」のご質問にお答えします。

農林専門職大学の学生等のアパートに係る民間業者のめどについてですが、現時点で1社から問合せがあり、アパートの建築及び経営の意思表示をいただいております。

アパート用地以外の造成地の活用については、今年度は用地買収の了解を得ている4,000平米について造成を行います。アパートの規模など、民間業者の構想があるかと思しますので、現時点ではアパート用地以外の活用は考えておりません。

4番 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初にこの相談窓口ですけれども、これは、町独自で考えたのではなく、国県の指導をもって、これを開設したという理解でよろしいのでしょうか。

町長 開設というふうなことではなくて、現在ある健康福祉課内の担当の中で、そこを相談窓口というふうなことでありますので、例えば山形市のような大きな課でいろんな福祉関係の課が多数にわたるようなところは、相談窓口を1本に絞るというふうなことがあるかもしれませんが、うちのほうの福祉政策、健康対策等については、全て健康福祉課でやっておりますので、健康福祉課の中の包括支援センターであったり、福祉係が窓口となるというふうなことでありますので、改めて窓口を設置したということではなくて、国県の指導に基づいて、そういう窓口をつくりなさいといったときには、その部分の部署がそれを担当するというふうなことでございますので、そういうふうに理解をしていただければというふうに思います。

4番 はい、それは理解しました。私が言いたいのは、これは町が独自でそういうものに対して、目を向けたのかなというふうに最初思ったものですから、そういう質問をさせていただきました。

次に、じゃあ町ではひきこもりの人数をどのぐらい把握しているのか。個人名とかどうのこのというんじゃないくて、総体として把握しているのか。分かるのであればお聞かせください。

町長 民生委員の方からの情報を基に、ある程度の数を把握したことはありますが、現在、やはり答弁の中でも申し上げましたが、このひきこもりというふうな定義の中で、人間関係、プライバシー、そして地域での関係等もございまして、なかなか実際的には全体数を把握す

るというのは難しいというふうに考えております。

4番 なかなか難しい、本当に難しい案件だと思います、私も。ひきこもりに対しては、分からない、親御さんもやはり情報を流すというかね、しないんですよ。やはり自分のうちにそういう方がいるということが物すごく毛嫌いされるところもありますので、大変なことは分かりますけれども、その中でこの答弁書にありますけれども、私が令和2年のときかな、質問したときの8050問題で、あれから2年以上たっているわけですがけれども、幾らかでも進展して、8050問題に対して改善したのか、その辺、分かるのであればお聞かせください。

町長 先ほど申し上げましたとおり、総体数が把握されていないし、相談窓口というふうなところで相談件数がなければ、進展をしたとか、していないとかというふうなことには申し上げられないというふうに思います。個別に相談あったものについては、それぞれの担当のほうでそれを解決しているというふうに思っております。

4番 じゃあその中で、ひきこもりの定義、厚生労働省で発表しているわけですがけれども、このひきこもりの定義というものがお分かりになるのならお聞かせいただきたいと思います。

町長 この件については、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 ちょっと今、手元に法令等の資料がございませんけれども、ひきこもりという定義としては、いろいろ変わっている部分がございます、基本的に一般的に想像されるとおり、社会的なつながりが希薄で、なかなか地域とか他人との関係が築けない方で、通常家の中に閉じこもりがちになっているということから、ひきこもりという言葉で呼ばれていますけれども、買物に出たり、外を出歩いたりといったことをしている方でも社会性が希薄ということであれば、ひきこもりということに該当しますので、完全に家の中で閉じこもりきりということの定義では今はなくなっております。

町長 すみません、令和2年のときに小国議員の質問に答えておりますので、再度答弁させていただきます。

国の定義では、ひきこもりとは、様々な原因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態を示す現象を概念とされております。

以上です。

4番 そのとおり、私の持っている資料でもそういうふうにかかれております。その中でも、厚生労働省の大臣メッセージというのがありまして、ひきこもり状態にある方やその家族は、悩みや苦しみを抱える前に生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり支援センター、またひきこもり状態にある方が集う団体や家族の扉をぜひたたいてくださいという文言があります。やはり町長、相談に来れば受けますよじゃなくて、相談に来ないんですよ。だから、そこを把握していかないと、この問題というのはなかなか解決なんていうのはまずないのでしょ

けれども、緩和できないのではないかという思いで、こういう質問をさせていただきました。

それでは、次の質問で、この答弁書にもありますけれども、どのような機関と取り組んでいくのか、その辺についてお聞かせください。

町長 先ほども申し上げましたとおり、積極的に御用聞きに行くというふうなことはできないと。やはりプライバシーであったり、人権問題であったり、地域との関係性がございますので、やはり相談に来られないと、これはなかなか把握できないというふうなことであります。大臣メッセージにもありましたとおり、生活困窮というふうな部分も含めて、町の健康福祉課の福祉係のほうで対応しておりますので、これは、関係機関については、県であったり他市町村との関係性の中で協議を進めていくというふうなことになるかというふうに思います。

4番 確かにプライバシーに関わることでありますので、大変なのは分かります。しかし、やはりこういう組織というのは、ほかの、酒田とか村山、山形のほうでは先進的にやっています。その中でやはり相談員や就労施設、また社会福祉協議会、民生委員、地域住民全ての連携が必要になってくる案件だと私は思っております。

そういう中で、では、当町にも社会福祉協議会、ございますけれども、社会福祉協議会と、このひきこもり対策に対しての関わりというのはどのようになっているのかお聞かせください。

町長 今のところ、その社会福祉協議会とのこのひきこもり対策でのつながりと関係性というのは、今のところはありません。ただ、社会福祉協議会のほうでは、老人クラブの事務局を持っております。そういった意味の中でつながりが、相談があれば、社会福祉協議会を通じて町のほうに来るというふうな形になるかと思えます。

4番 なかなか後ろ向きなのかなど。前に1歩、2歩進まない、こんな問題なんか絶対によくなくなるわけがないと私は考えておりますけれども、例えば健康福祉課でも結構ですけれども、こういうひきこもりの、例えば就労施設に、何ていうかな、仕事で参加されている町民に対して、相談員とか健康福祉課の職員が同行して、月に何回か、月じゃなく年に何回かでもいいのですけれども、そういうものを調べているというか、そこに行ってお話を聞くということはやっていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉課長 今おっしゃられたような対応はしておりませんし、実際にそのひきこもり、どこの誰がひきこもりというような話についても、ここ数年については、先ほどから申し上げているとおり、相談が来ておりませんので、各種会議であったり、各課内の情報提供であったりという中で、そういった課題についての把握が確実にできているという状況がありません。

4番 何で私がこんなことを言うかという、ある町の職員が相談員と共に来ているわけですよ。そこで状況把握とか、ものをきめ細かく取り組んでいる事例を見ているので、何で舟形は福祉の町をうたっている割には遅れているなというふうな、このときはちょっと、カルチャ

一ショックじゃないですけども、そういうふう感じたものですから、ぜひ1歩前に進んで、自分たちの町民がどのようになっているのか把握することができないのか、やる気、やれないというのであればそれまでなのでしょうけれども、ほかはやっていますよ。ほかでやっていることが何で舟形町でできないのか。その辺についてお聞かせください。

町長 どの施設か分かりませんが、ほかの町村の方がということなのでしょうけれども、その方が明確にひきこもりの方なのかどうかという判断はどうか分かりませんが、小国議員がそういうふうに言われるのであれば、舟形町が全くやっていないというような発言に聞こえますが、それまでのひきこもりの方々についての支援については町でもしっかりやっていますし、住宅のほうにも、そのお宅のほうにも訪問したり、いろいろしている状況があります。

一部を見られて舟形町が全然やっていないというのは、どういう根拠に基づかれていますものなのか、そこが施設に行ったから、それでやっている、行かないからやっていないというふうなことが、というのではなくて、必要があるから行くのであって、必要ないものはあえて行く必要がないのではないかと。

そこは、それぞれの市町村の立場というふうなもの、その置かれているひきこもりの方の状況等を勘案しながらやっているというふうなことです。極端にそれをしないから、行っていないからやっていないというふうなことではないというふうにご理解をいただければというふうに思います。

4番 そこまで言っているつもりはないのですけれども、例えば、なら、先進的に取り組んでいる日本国内の事例もありますけれども、その中で山口県の宇部市では、市直営の基幹相談支援センターとNPO法人を中心に、相談に対応するほか、相談支援機関定例会議、月1回を実施し連携を密にしている。また、当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施し、精神保健福祉士、看護師が相談に対応する、こういう先進的な事例もあるわけです。ここに書かれたとおり、月1回、そういうところと会議を開催して、情報を密にしているわけですよ。

だから、私が言いたいのはそういうことなんです。来ればやってあげますよ、してあげますじゃなくて、自分たちがそういうものに対して、月1回、社会福祉協議会でもいいでしょう、あとその就労施設でもいいでしょう、例えばやっているところは精神病院と連携を組んでやっているわけです。そういうものが、会議等もやっていないのだったら、やっていないに等しいんじゃないかなという観点になるものだから、そういうことを今後やっていただきたいというふうに思うわけですけども、その辺についてはどのように。

町長 山口県の宇部市、私の記憶だと、一番山口県の中で大きい市だというふうに認識しておりますが、その人口規模とそのひきこもりの数というものが、宇部市において社会問題となっ

ているというふうなことがあって、宇部市としてそういう取組をしているわけです。例えば同じようなことが新庄市であって、新庄市ではいっぱいやっている、ほかの町村でも全部そういうふうにやっているんだというようなことであればそうかもしれませんが、日本全国の中で一番先進的なところ、社会問題に恐らくなっているから、そういう取組をしているんだというふうに思うんですよ。

ですから、そういった中で、舟形町のひきこもりの数というふうなことが今、何もしていないから困っているという人がいれば、町としては積極的にそれをやらないということはありません。ただ、今、そんなに舟形町の中で、ひきこもりの数というふうなもの、それから社会問題になっていないという現状を鑑みて、すなわちそういった連携とか協議会とか、そういうものが必要なかどうか、大規模な都市であったり、その地域性というものをよく勘案してやらないと、町独自の施策とか、町の規模的に言ってそれができるかどうかというふうなことだと思います。

先進的な取組について教えていただきたいことは大変ありがたいのですが、やはりその実情に応じて町では対策をしていくというのが全て、その対策としての考え方としては、それが妥当かなというふうに思っております。

4番 人口規模によるのは分かります。ただ、新庄市が何もやっていないわけでは、新庄市でもこのたび、相談員1人配置して、舟形町の人ですよ、これが新庄市の障害者にぐるぐるぐる回っている、取組もやっています。その事例も聞いております。だから、舟形はじゃあそれができるのかと、やはり予算規模もあるわけですので、ただ、窓口として健康福祉課内にあるのだったら、そういうところと連携を密にするぐらいは多少はできないのかなと。それすらできないのだったら、そんなもの、窓口なんかあったって何の、有名無実になってしまうんじゃないんですかということに危惧しているわけです。

ここでやっても時間もありますので、じゃあ次に農福連携についてお聞かせください。舟形町では農福連携について、どこかと取組をされて、事例があるのかを含めてお答えください。

町長 通告がありませんでしたので、調べておりません。

4番 じゃあここでまた先進的なことで、高知県の安芸市で、農福連携について書かれていますので、読み上げさせて、農福連携、障害者一人一人の特性・個性を記載した履歴書を作成、県の就労支援インセンティブ制度により、受入れ農家研修生1人1日につき4,500円を支給、農家・本人の意向により直接雇用を行う、一般就労が困難な場合は障害者施設、障害者就労B型支援事業所活用、年間を通じて就労者のモチベーション維持のため、ナスの農閑期や酪農やユズ等のほかの仕事の切り出し工夫、定着に向けたメンタルサポートのため、JAが雇用する農業就労サポートで定期的に農家を訪問し、就労と雇用の双方をフォローしていると

ありますけれども、今後、市ですので大きいので、舟形町とはまだ、ないわけですが、農福連携でいえば、農協さん、JAさんが箱のあれをやっています、ネギの。あと、マッシュルームさんでも箱作りもやっています。マッシュルームさんは県のほうの指導で関わったわけです。JAさんのほうは直接的なあれなのかもしれないけれども、そういうものが農福連携、例えば大蔵村トマトに関しては、新庄市のB型支援施設から障害者が行って仕事をしておりますけれども、舟形町ではまだそういうものに携わったことがないという認識でよろしいでしょうか。

町長 農福連携については、町としてこれから取り組まなければいけないというふうなことであり、というふうには思っているところであります。ただ、先ほど今、総務課長のほうから情報をいただきましたら、福寿野の奥山恵司さんのニラ農家のほうで障害者を雇用したというふうなことがあるそうです。それが農福連携というふうなことになるのか分かりませんが、総合支所のほうからの紹介の中でそういった取組をなされた経緯はあるそうです。

4番 立派な農福連携だと思いますよ、福寿野の方。そういう中で来年度、今年、農業振興課長、ご存じでしょうけれども、また新たにトマトを、今年度はまだハウスだけ建てて来年から作付する、販売するという農家も出ているわけです。その方から相談を受けて、障害者の雇用を大蔵みたいにやりたいんだという話は伺っております。そこを農業振興課の課長のほうから相談してやれば、町のそういう農福連携に携わることができるのかなという思いがありましたので、そういう方もいるということを入れておいていただければいいのかなというふうに思いますので、よろしくその辺のところはお願いしたいと思います。

じゃあ最後に、ひきこもりの方々の居場所の確保ということで、やはりなかなかうちから出てこないんですよ、ひきこもりというのは、町長分かっており、我々、健常者だと、そういう方々と一緒に、ものの考え方がもう全然違うわけですから、そういうものをやっているやはり新庄市では、NPO法人ですが、やはりフリースペース、地域食堂、まちかどカフェたまりばというのがございまして、ご存じだと思いますけれども、幼児・小学生は無料、中学生以上が350円、月に第1・第3金曜日にやっておるそうなのです。私、これを調べるために昨日行ったのですが、第1・第3しかやっていないので話を聞くことはできませんでしたので、中身については今ここで申し上げることはできませんけれども、そういう、ここは不登校の子供とかそういうのを、そういう子のたまり場として来ていただくような対策を講じておるといのはご存じでしょうか。

健康福祉課長 そういったたまり場さんとかの活動については承知しております。ただ、新庄市が行っているということではなくて、このカフェたまりばさんのひきこもり対応についても、まず県のほうの若者相談支援の拠点としての補助金等を活用して、そういった取組を行っておりますので、県全体で最上地域の拠点としてそのカフェ、まちかどカフェたまりばさんと

いう運営をしていただいておりますので、新庄市民だけが行くということではなくて、舟形からも訪れていただいて結構ですし、不登校対応の子供についても、高校生につきましては新庄市内に通っている高校生も多数おりますので、舟形にそういう拠点が、拠点といいますか、施設が、スペースがよりも、新庄市にスペースが、そういうスペースがあったほうが行きやすいという事情もありまして、そういった施設を活用している方もいるかと思えます。

4番 詳しくは私も分からなかったのですけれども、やはりひきこもりの方がそこに行って、事例的にもここに行って、一般就労した舟形の町民もいます。やはりそういうスペースがもし舟形町にできれば大変ありがたいのですけれども、なかなか難しいのかなというのをございます。そういうひきこもりの方々の居場所をつくってあげるといことも一つの手なのかなというふうな思いがありまして、質問をさせていただきました。時間もありませんので、じゃあひきこもりに対してはこれで終わりたいと思えます。

次に、農林専門職大学、これ、1社から問合せ、建設系の意思表示があるということでしたけれども、これは大変ありがたいことだと思いますので、それについては質問はしません。ぜひ造っていただければありがたいのかなという思いであります。ただ、造成工事については、あそこはかなりの盛土になると私は思うのですけれども、降雪前に完了する予定なのでしょうか。

町長 そのような考え方で今のところはありますが、盛土材として新庄河川事務所の所長さんのほうにもお願いしておりまして、最上川の河床掘削に伴う土砂について搬入していただけるようお願いをしているところであります。

4番 やはり建物を建てるという観点からすれば、やはり降雪前に盛土管理をして、雪で転圧、自然転圧が一番望ましい工法だと私も思っておりますので、降雪前にやっていかなければならないというふうに思っております。

じゃあ次に、農林専門職大学の学生を誘致するわけですね。私、前にも申し上げましたけれども、一般の方だったら自分で車を買って車で通勤すればいいことなのですけれども、学生さんに来ていただいて専門職大学に通学するに当たっては、どのようなことをお考えなのかお聞かせください。

町長 前にも答弁でお話をしたかというふうに思いますが、昨年度、農業振興課を中心に、県内の農業科のある高校に行って、農業科の生徒諸君にアンケートを取っていただきました。その際に、どういう通学手段がいいのかというふうなアンケートもありました。それで、町として用意していたのはリース、車をリースしようかというふうに思っていたのですが、スクールバスがいいというような答えもありましたので、まずはスクールバスというふうな考え方も選択肢の一つになったというふうなこと、その流れとしては、やはり高校を卒業したばかりで車の運転に自信がないというようなものもあったようでありますので、そういったと

ころをうまく活用しながら、4年間舟形町に住んでもらって、しっかりと専門職大学に通っていただくというふうなことができるようにしたいと思います。ちなみに、新庄市は何の手だてもしないということだそうです。

4番 スクールバスというのは、今あるものを活用ではなく、新たに専門職大学用に新たなものをスクールバスとして用いるという考えなのでしょうか。

町長 まずは入居についても、令和6年4月に開学しますが、1学年40名です。それで、次の年にまた40名で、定員の160名になるには4年かかります。そういった中で現在、町としてどれだけ学生君たちが舟形町のアパートに住んでいただけるかどうかというのは、これから判断しなければいけません。そうすると、その入っていただく学生君の需要に応じてスクールバスをどの程度のものにするか、今あるものかというようなことは、今後、その需要を見て決定するものというふうに思っております。

4番 分かりました。時間もないのであれですけども、やはり学生ですので、自分の車というとなかなか難しいのかなど。その辺は臨機応変にやっていかなければならないと私も思います。

では、最後なのでですけども、用地買収4,000平米、あるいは専門職は1,000平米という考え、これは何もまだ用地について、利用はまだ考えていないという、議会を通してそこまで予算をつけているわけですので、早急に何に使うのかを決めていかなければならないと私は考えるのですけれども、どうお考えでしょうか。

町長 先ほども申し上げましたとおり、令和6年4月に40名しか入らないわけです。その際に160名分、4年後の分までアパートを建てるというふうなことは、空室をつくるということになってしまうので、そうした場合に、建設業者さんもそういったアパートは造らないというふうに思います。随時、その160名分に相当するようなものを造っていくというふうなことだと思います。

議長 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2番荒澤広光議員。

2番 それでは、通告書に従い、2点の一般質問を行います。別紙の資料も添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

まず、1点目ですけども、「孫プロジェクト事業の拡充を」と題して質問いたします。

町の総人口は、令和3年8月末から令和4年7月末までの1年間で97人減少し、4,938人になりました。このように人口減少が続く中、町では、町内外の若者たちに町や地域の魅力を伝え、町で暮らすということを将来の選択肢の一つとし、若者の地元定着、地元回帰につなげる目的として、孫プロジェクト事業を継続しております。

1、これまでの孫プロジェクト事業に対してどのような評価をしているのか。

2、平成30年度以降、予算に対しての執行率が低いと判断できますが、何が要因なのか。

3、中学生を対象にした今年度のふながたWAKU WAKU WORKは9社から協力していただきましたが、次年度以降は、企業だけでなく生産農家からも協力していただき、スマート農業、出荷までの生産工程も紹介できれば、農業の魅力、地元定着に寄与できると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、2つ目として、「町営舟形団地の早期改修を望む」。

町営舟形団地は、1号棟が昭和51年に完成、2号棟は52年に完成、3号棟は昭和60年に完成しております。築37年から46年経過し、これまでも様々な改修工事を行ってきた履歴がありました。現在の入居者から要望があり、2号棟1世帯の室内の現状を確認いたしました。印象としては、台所・天井付近にカビの発生が各所に散見され、カビの臭いが気になりました。窓付近に関しては結露によると思われるカビの発生、浴室に関しては入り口扉のがたつきによる隙間、浴槽・シャワー等の給湯設備に関しては旧型のガスボイラーのため、小学校高学年でも扱いが難しく使えない現状でした。その他、以前使用していたと思われる電気配線もそのままの状態が残っております。これからも舟形町に住んでいただけるように、入居者に対し今後の改修計画等の説明が必要だと思っておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の「孫プロジェクト事業の拡充を」についてのご質問にお答えします。

おかえり！孫プロジェクトは平成30年度からスタートした事業で、今年で5年目となります。若者世代が地域外に流出することが人口減少を加速化させる大きな要因であることから、若者の地元回帰につながるよう各種事業を進めています。

大きな課題の一つに、舟形町からの通勤圏内にどのような仕事があるのか分からないまま進学などで都市部に出てしまうという点があることから、進学などで都市部に出る前の時期に地域の仕事を伝え、知っていただける、ふながたWAKU WAKU WORK事業を行っています。中学生向け職業体験会である本事業への協力企業は開始当初は18社でしたが、この5年間で36社まで増え、最上管内だけではなく北村山地域の企業も参加し、企業においても連携して取り組む機運の高まりが見えてきております。

また、同様に、最上地域でも企業や経済団体、教育機関、行政機関が一丸となって、オールもがみ若者定着・人材確保推進会議を立ち上げており、当町の事業に加え、地域全体で連携し取組を進めてきました。

本町における回帰者の数値的な把握は困難ではありますが、令和3年3月の最上管内新規高卒者の県内就職率が3年間で11.5ポイント増加し、85%となりました。特に女子については、平成27年度末、53.2%まで落ち込んでいましたが、76.9%まで増えてきました。また、今年8月14日に開催した二十歳の祝賀式に実施した参加者アンケートでは、6割が将来舟形町に

住みたいと考えているとの回答でした。これは、本事業の継続や最上地域全体での取組が要因の一つになっていると感じているものであります。この事業は短期間で結果が出るものではないので、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、予算の執行率についてですが、平成30年度は事業のスタートの年であり、当初予算額が大きくなっております。当初予算額との比較で、予算執行率は約37.6%となっておりますが、補正予算も計上しており、補正予算後の予算執行率としては56.8%であります。令和元年度以降の補正予算後の予算執行率といたしましては、令和元年度62.7%、令和2年度65.4%、令和3年度71.9%であります。令和2年度、令和3年度は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や国の事業を活用したことによる支出の削減などの要因があります。

最後に、ふながたWAKU WAKU WORKでの農業の魅力発信についてです。昨年度、町認定農業者協議会より、ふながたWAKU WAKU WORKへの参加を了承いただいたところであり、今年度より参加する方向で検討してまいりましたが、今回は開催日と作物の収穫時期などが合わずに、参加を見送ることとなりました。若者に農業の魅力を伝えていきたいという町や生産者の思いもありますので、来年度は、町の農業の魅力発信のため、認定農業者協議会と連携し、参加に向けしっかりと準備を進めてまいります。

次に、「町営舟形団地の早期改修を望む」のご質問にお答えします。

舟形団地の大規模改修は、1号棟、2号棟は、平成21年、27年、28年度に、3号棟は、平成29年、30年度に実施しております。改修は、外壁・屋根・窓・給排水管の工事、各戸内部については、天井・床・壁・押し入れの張り替え、3号棟については、ユニットバスへの交換を行っております。1号棟、2号棟の浴室については、適合するユニットバスがなかったため、老朽化した浴槽と風呂釜の交換を行っております。また、結露対策として、断熱性の高い外壁材の使用、障子の樹脂サッシ化を実施しております。

ご指摘の、室外のカビについては、結露・湿気が主な原因であります。洗濯・調理・風呂・石油ファンヒーターの燃焼などから発生する水蒸気が窓や壁の冷たい部分で結露となります。当団地はコンクリート部分が冷気を蓄えるため温まりにくく、かつコンパクトな間取りで湿度も上昇しやすいため、温度差のある部分で結露が発生します。改修で対応するには限界がありますので、小まめな水滴の拭き取りや換気・除湿を心がけていただくことが、カビの抑制につながると考えております。

風呂釜等の設備の故障や建具の不具合などについては入居者での対応が基本となりますが、状況により異なる場合がありますので、町の担当にご相談願います。また、電気配線等は、設備の状況を確認し撤去いたします。

今後の改修計画については、1号棟、2号棟が大規模改修から13年が経過しておりますので、

屋根・外壁・給排水設備等について、点検に基づき適切な時期に予防・保全的な修繕を行うことを検討しております。改修計画は建物の維持と長寿命化を目的としているため、居住環境や機能性を大幅に向上させる改修または建て替えの計画はありません。築40年が経過し、当時の住宅需要を満たすことを目的とした建築であるため、エレベーターが設置されていないなど高齢者等への配慮が不十分で、近年の住居に求められる要件を満たしていないところが根本的な課題としてありますので、入居者の高齢化や入居需要の推移等を勘案しながら、舟形団地を廃止し、所得制限のない子育て支援住宅へ移行することも含めて、時代に合った住宅の在り方を検討する必要があると考えております。

2番 今ほどの答弁に対しまして、何点か確認をさせていただきます。

まず、初めに孫プロジェクト事業に関してですけれども、最初に予算の執行率について、いま一度確認をさせていただきます。令和3年度の当初予算144万1,000円に比較して決算額が30万8,000円ということで、当初予算額に対しての執行率は21.4%というふうな数値でありますけれども、補正予算後の執行率は71.9%というふうな答弁がありましたけれども、この執行率が上がったのは、予算がマイナス補正したので上がったのか、いま一度確認をお願いいたします。

町長 2番議員さんのおっしゃられるとおりでございます。

2番 令和元年度から全て当初予算に対しての執行率が上がっているわけですが、これも全て予算額がマイナス補正が入ったわけで執行率が上がったというふうなところになりますけれども、執行率が上がったというふうな、一見すると事業が積極的に行われて上がったというふうなちょっと認識をしてしまいますけれども、令和元年度以降、全てそういうふうな内容で執行率が上がったというふうな認識でよろしいでしょうか。

町長 基本的にはそういうことだと思いますが、なおやはりコロナの影響で、従前は東京友の会の東京での総会時に町で移住定住を勧めるというふうなことで、一旦、舟形から都会のほうに出ていかれた方々のお孫さんたちもぜひ戻ってきてくださいというような、そういったPRもしてきた経緯がございます。ここ2年ほど、東京友の会の総会が開催されていないというふうなこともありまして、事業が縮小しているというのも一つ原因としてはあるかというふうには思います。

2番 執行率は上がっていますけれども、事業がなかなかできなかったというふうなところが真の要因なのかと改めて今思ったところですが、本年度ですけれども、令和4年度は予算額、孫プロジェクトに関して97万3,000円を計上しておりますけれども、今年度の見込みについて1点お聞きしたいと思います。

町長 この件については、まちづくり課長より答弁させていただきたいと思っております。

まちづくり課長 今年度の見込みについてお答えしたいと思います。

今年度につきましても、令和3年度が、孫プロジェクトにつきましてもは10社が参加していただいております。今年度につきましてもは9社が孫プロジェクト、失礼しました、WAKU WAKU WORKに参加していただいております。そういったことから、今年度につきましても執行状況としましては令和3年度ぐらいで推移しているのかなというふうに感じているところです。

2番 今、課長のほうからWAKU WAKU WORKについてのお話がありましたので、ちょっとWAKU WAKU WORKについて触れさせていただきます。今年度9社から参加をしていただきまして、私も見学に行っていました。それで、多分1年目、スタート当初、WAKU WAKU WORKのスタート当初は、私は企業側として参加あるいは準備した記憶があります。5年たって今年度の状況を見てみますと、かなりスタート時よりも進んできたのではないかなと、私なりに思ってきたところでした。

それで、あれほどの事前準備、企業側で事前準備をしてくださっております。前の議会でも一部話になった経過があったと思うのですけれども、参加企業への報償費、今現在1社4,000円というふうな認識をしておりますけれども、町の気持ちとしてももう少し見直しも必要なのではないのかなと私は思っておりますけれども、その報償費に関してどういう考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 WAKU WAKU WORKへの参加・協力をいただいている企業様につきましては、議員ご質問のとおり、1社4,000円ということでお支払いしております。内容につきましては、展示される際に必要な消耗品とか、そういったものに大体4,000円ぐらいでいいというようなことで企業様のほうとはちょっとお話をさせていただいた経過があります。

今後、もっと参加に対してかかる、もっとかかっているんだといったところもちょっとお話を聞き取りしながら検討してまいりたいというふうには考えているのですが、今のところは今年度においても4,000円ということで対応させてもらっているところです。

2番 1つの企業から2名あるいは3名、4名で参加してくださるような企業もありますので、ぜひ私、先ほど申し上げたとおり、町の気持ちとしてぜひ見直しを行っていただきたいと私は思いますけれども、町長、その辺、町の気持ちというふうなところをお聞かせ願いたいと思います。

町長 気持ちはあるのですが、財政的などところもございまして、そこは参加していただく企業さんと話をしながらというふうなことだというふうに思います。やはり企業さん側としては、中学生の子供たち、そして学校の先生方に、地域にある我々の企業を知っていただくということも一つの大きなメリットだというふうに思いますので、そういった相互利益といいますか、相互にメリットのあるようなことでやっていければというふうに思いますので、企業さんともよく相談をさせていただいて、もっと必要があるのだとすれば、その報酬といいます

か、報償を上げることについては問題がないかというふうに思います。

2番 もう一つ、WAKU WAKU WORKに関してですけれども、以前は、中学生の1年生と3年生対象にしてWAKU WAKU WORKが行われていたと思っておりますけれども、今年度は中学1年生だけというふうな対象だったと思うのですけれども、その辺の背景について教えていただきたいとします。

町長 コロナの関係で学校行事も大きく変更しております。特に3年生なんかは修学旅行も行っていないというふうなこともありまして、そういった学校全体のスケジュールの中で、今回は1年生だけ参加というふうな形になったというふうに思っております。コロナが終息して通常に戻った場合については、学校側と相談してなのでしょうけれども、また従来どおりの形になるのではないかなというふうに思っております。

2番 次に、WAKU WAKU WORKの来年度に関してですけれども、農業関係もぜひ準備して、実施できるように準備するというふうな回答でしたけれども、その農業関係のどのようなWAKU WAKU WORKを考えているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

町長 今回、昨年からですか、村山地方の企業に参加していただいて、その企業さんのプログラミングとか、そのプログラミングしたとおりに物が動くとかというふうなことについて、非常に子供たちは興味を持って、休憩時間もそのブースに行っているような状況でありました。

したがって、農業の魅力というふうな部分でやはり収穫の喜びというものもあるので、開催する時期になかなか収穫できるものというのが限られていますので、そこは1つのものとして考えますが、もう一つはやはりこれからスマート農業というふうな中で、いろんな全自動の田植機であったり、トラクターであったりがあります。そういったものを展示して操縦すると、農業の形が変わったというようなことも子供たちに認識していただいて、ぜひ農業に就職していただく子供たちも増えていただければというふうに考えております。

2番 私もそういうふうに思っています、舟形町でもスマート農業ということで、ラジコンヘリあるいはドローンを使っての農作業というふうな、今行われております。また、人工衛星を使った舟形米というふうなところも重点を置いて、舟形では事業を行っておりますので、その辺の例えばヘリだったり、ドローンだったりを具体的に、例えばグラウンド等々に持ってきて協力していただいて、生徒から体験していただくというふうな機会があれば、農業の見方が、今町長から話があったように、全然今は違ったものになっているというふうな認識を持たれると思いますので、ぜひそういうふうなWAKU WAKU WORKを来年度でできれば大変すばらしいのかなと思っております。

あとは、連携して舟形町では園芸作物、例えばニラ、ネギ、キュウリ等々あるいは新規就農

者への補助等々がありますので、その辺もまちづくり課だけではなく、農業振興課あるいはほかの課をまたいだWAKU WAKU WORKの計画も私はいいかかなと思っておりますので、その辺に関して質問をしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えします。

先ほどのICTの絡みもあるのですが、今おっしゃった様々な支援制度を含めて、中学生にいろんな紹介をし、興味を持っていただきたいというふうな思いもございまして、来年度実施の際は、まちづくり課と連携して相談の上、実施したいというふうに考えております。

また、認定農業者協議会の方々からも了解はいただいているものの、詳細はまだ全然これからですので、まちづくり課のほうではもう今年度中からその打合せに入り、準備を進めていきたいというふうに言われておりますので、綿密に打合せを行いながら進めてまいりたいと考えてございます。

2番 やはり今課長から答弁ありましたように、まちづくり課の職員あるいは農業振興課あるいはほかの課にまたがるものもあるかと思っておりますけれども、ぜひ農業の実際の生産者たちと打合せを密にして、来年度、ぜひ農業分野のWAKU WAKU WORKを追加していただきたいものだなと私、思っております。

答弁書の中で、先ほど最上管内の新規高卒者の県内就職率というふうな答弁がありました。この資料も、私、最上地域議員協議会に傍聴に行って資料を入手しておりました。先ほども話があったように、平成30年度では最上管内の県内就職率が73.5%、県全体の県内の就職率が79.2ということで、5.7%の差があったようです。令和3年度卒に関しましては、最上管内が85.0%、あと県全体が83.1%ということで、1.5%県平均を上回る県内就職率に今現在変わってきたそうです。

この陰には、県で行っているこれらの若者の定着あるいは町で行っている若者の定着活動、いわゆるWAKU WAKU WORK等々が寄与しているものと私は思っておりますけれども、その辺について町ではどのように判断しているのか、教えていただきたいと思っております。

町長 そういうふうに数字が伸びているというふうなことは大変ありがたいことでありまして、我々が地道に取り組んでいるものが少しずつ形になって花が咲いてきているというふうに思っております。今後とも、そういった数字が増えていくようにというふうに考えておりますが、やはりどうしても子供の数が少ないというふうなことが大きくありますので、さらに孫プロジェクトの最初の目的である、都会からやはり地方に来て若者が定住していただけるところも、一つ大きなこれからの課題と捉えているところであります。

2番 予算に対してのお金の使われ方あるいは前年度の使い方というふうなところで、それぞれの項目で実績を各課で行っていると思っておりますけれども、先ほどの女子の高校卒業者の県内就職率、これに関しまして、平成27年度は先ほど答弁があったように、53.2%が最上管内、

当時、山形県全体では79.5%ということで、26.3%の差があったのですけれども、これも令和2年度の卒業の実績では、最上管内が77.9%まで上昇して、5.5%まで県の平均と差が縮まったというふうな実績もありますので、ぜひそういうふうなところも実績あるいは評価の中にも書き表すことができないものかなと私は思っておりますけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

町長 荒澤議員のおっしゃられるとおりでありまして、それも一つの成果だというふうに思っておりますので、今後、こういった事業を評価する際に一つの指標として使わせていただければというふうに思います。

2番 もう一点だけ、WAKU WAKU WORKに関してですけれども、私の思っているところ、あるいは町で思っているところ、今お話があったと思いますけれども、当事者の中学生はどのようにこのWAKU WAKU WORKを評価しているのか、少しお聞きしたいなと思います。

まちづくり課長 中学生に関しましては、今年度、4年度につきましては荒澤議員のご質問のとおり、1年生がちょっと体験していただきました。そのような中で、参加された中学生からは、まず楽しかったというのが一番最初に私は印象を受けています。楽しんで企業の体験をされていまして。あとは、こういった仕事があったということが分かったといったことが、感じを受けたところです。やはりこういった事業を続けていくことが、今後の若者回帰、町への定住につながっていくんだなというふうに感じているところです。

2番 ぜひ今、課長から回答がありました子供たちの声も、機会があればぜひ広報等々で住民の方々に、このWAKU WAKU WORKをやった成果といいますか、子供たちの声をぜひ載せていただきたいと思います。私は思っておりますけれども、その辺について1点、考え方を教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 今ご質問にありましたように、やはりこういった実際参加された中学生の声、そういったものを広報等でお届けしていくことが大事だと思っております。今後そういったことも検討してまいりたいと思います。

2番 孫プロジェクトに関しまして、大変ありがとうございました。

次に、町営舟形団地の件について何点か確認をお願いしたいと思います。

まず、舟形団地の1棟で16世帯ですか、入居できるのかなと思っておりますけれども、1号棟から3号棟まで現在の状況、入居状況、現状、分かっていたら教えていただきたいと思います。

町長 その件につきましては、地域整備課長より答弁をさせていただきます。

地域整備課長 ご質問にお答えします。

現在の舟形団地の空き状況についてご説明したいと思います。1号棟が3戸空いております。

2号棟が1戸空いております。3号棟は空きはなし、0戸です。計4戸空いているような状況になっております。

以上です。

2番 今の地域整備課長の答弁で、4世帯分しか空いていないというふうな現状だと私は今思いました。のであれば、もう少し予算をかけてですけれども、改善してもいいのかなと私は今思ったところですが、もう一点、その点に関しましてお聞きしたいと思います。

町長 ただ、1号棟、2号棟については、古い構造の住宅、高層アパートでありまして、一番の問題は、荒澤議員のほうからの指摘もありましたけれども、カビ、湿気の問題なのですが、これは構造的に断熱の対策が取られていない建物というふうなことで、コンクリートの建物であるために、どうしても外の気温と中の気温が違くと湿気が出てしまうというのは、もう建築当時からの問題であります。現在の建物であれば、断熱材を使ってそういったことが解消されるというふうに思いますが、今の段階ではなかなかそれが難しいというふうな状況であります。

したがって、ご指摘のあった1号棟、2号棟については当初、風呂釜と、それからボイラー関係についても個人で設置して、退去するときに持っていくというような、そういったものであります。現在は町で設置しているのですが、ご指摘のとおり、高さ的な問題とか、子供とかお年寄りとか、そういった方々については非常に厳しいような状況であることは否めないと。しかし、改善する方法もなかなか見つからないというのが一つ現状でありますので、なかなかこれを改修していくというのは難しいと。答弁にあったように、今後の需要というふうなものを見据えて、現在、1号棟から3号棟については所得制限のある建物でありまして、全ての人が入れるというわけではなくて、所得が低い人というふうな住宅困窮者に対しての住宅となっておりますので、今後、町としてどういうふうにしていくかというのは答弁で答えたとおりでありますので、なかなか改修についても厳しい状況かというふうに思います。

2番 すみません、じゃあ時間がありませんので、もう一点だけですけれども、団地内そのものじゃなくて、団地周辺の話についてちょっとお聞きしたいと思います。団地周辺に駐車場があるわけですが、街灯、街路灯、照明ですか、それが今現在、多分2灯しかないというふうな実情だと思います。特に冬場に関しましては、自分の車のライトを使って駐車場周りの除雪をしているというふうな声も聞きましたので、ライトの増設をぜひお願いしたいと思いますけれども、その回答をぜひお願いしたいと思います。

町長 本来であれば、先ほど言ったとおり、低所得者用なので駐車場を造ってはいけないというふうなことなのですが、町道というふうなことで堆雪場ということで駐車場を造りました。また、現在の生活スタイルに合わせてというふうなこともありますので、しっかりと駐車場

の除雪等も町のほうでやっておりますけれども、照明灯がなく暗いというふうなことであれば、防犯上も必要かと思っておりますので対応してまいりたいと思います。

議長 以上をもって、2番荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時30分まで休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時29分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

1番叶内昌樹議員。

1番 それでは、さきの通告書に従い一般質問をしたいと思っております。

1つ目といたしまして、「在宅医療の体制は万全か」ということで質問いたします。

町では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにと、在宅医療と介護連携マップを作成していますが、過去において、舟形町には4つの医療機関があり、介護にかかわらず、訪問医療や往診をしていたと聞いております。前の舟形診療所においても、過去には往診をしていたようですが、介護福祉施設利用者が増えたため、往診を取りやめた経緯があったようです。

現在、町内の医療機関では訪問医療や往診はしておらず、県立新庄病院や地域の医療機関と連携して対応するとありますが、今後は高齢化率も上がり、独り暮らしの高齢者も増えて、感染症のリスクも鑑みると、訪問診療や往診の充実も一つの選択肢かと思うのですが、理想とする町の医療体制について、町長の意見を伺います。

次に、「駐車場に適した街路灯の必要性は」。

町の公共施設の駐車場には街路灯を設置している場所と設置していない場所があるが、費用対効果も検証しながら、タイマー式でもよいので街路灯の設置はできないのか、町長の意見を伺います。

以上でございます。

町長 まず、最初に葬儀に参列する時間を取っていただきまして誠にありがとうございます。

それでは、1番叶内昌樹議員の「在宅医療の体制は万全か」についてのご質問にお答えします。

現在、舟形町には、診療所が1か所、歯科医院が1か所あります。昭和の時代には複数の開業医がおりましたが、平成22年に舟形地区の星川医院が閉院してからは、現在のような状況であります。

舟形駅に隣接している舟形診療所は、町の医療体制を維持するため、公設民営の方式により

医療施設の確保を図り、平成5年4月に開業いたしました。その後は、町の基幹的な医療施設として診療を続けてきましたが、平成30年12月下旬をもって原田先生が診療所を閉所しました。それから、武藤先生が開業するまでの間、通院していた患者は町外の医療機関へ通院することとなり、不便を感じた町民も多くおりましたが、平成31年4月から現在の舟形クリニックが開業したことで、約3か月間の短期間で無医町状態は解消されました。これにより町民の不安や不便さは和らいだと思っておりますが、町の医療体制の維持の難しさを実感いたしました。

さて、町の理想とする医療体制についての質問ですが、第7次舟形町総合発展計画の長期計画には、町民の様々な医療ニーズに適応していくため、新庄市を中心とした広域的な医療供給体制を確立し、誰もが健康で安心して暮らせるよう保健医療の充実を図るとあり、地域医療との連携の強化に係る課題として、在宅医療の推進と日常的な病気やけが等の患者に対する身近な医療には、かかりつけ医の普及に取り組む必要があるとしております。

議員ご指摘のとおり、高齢化率の上昇や、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれる中、医療ニーズも多様化しており、訪問診療や往診により十分な医療を受けることのできる環境が選択肢としてあることは、理想と考えます。

しかし、さきに述べたように、町の医療体制の現状を考えたとき、最大の不安は、町内において医療の提供ができなくなることであり、まずはこの不安が解消された中で、町内医療機関と連携した予防、治療、在宅支援の取組につながっていくと思っております。

町内で唯一の診療所では、訪問診療や往診への対応は今のところ難しい状況と伺っておりますが、歯科医院では、状況によって訪問診療にも対応しておりますし、新庄市内の医院では、舟形町への訪問診療や往診を行っているところも少数ですがあるようですので、どうしてもこれらのサービスが必要な方は、かかりつけ医として利用することも可能であります。

以上の認識の下、町としては、まずは現状の医療体制の維持を最優先に、さらなるサービスの充実に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、「駐車場に適した街路灯の必要性は」についてのご質問にお答えします。

まず、役場庁舎周辺の駐車場について防犯灯の設置状況を申し上げますと、役場庁舎前の駐車場については1基、舟形駅前駐車場には1基、中央公民館裏駐車場には1基設置されておりますが、小野寺クリーニング隣の駐車場については現在、未設置となっております。

この場所については、以前は1基設置されておったのですが、近隣住民から自家用車の出入りのときに支障があると苦情が寄せられたために撤去した経緯がありますが、改めて現地を確認したところ、隣接する町道に設置されている防犯灯の明かりがある程度で、駐車場の中は人の顔を判別するのが難しいほどの状況であります。夜間の会議や行事などで中央公民館を利用されることも多いことから、隣家の方の迷惑にならずに車の出入りや除雪等の支障に

ならないよう関係者とも協議しながら、防犯灯の設置について検討してまいりたいと思います。

また、他の町の公共施設についても防犯灯の設置状況を点検し、夜間の利用状況なども確認しながら、必要に応じて防犯灯の設置について検討してまいります。

1番 在宅医療体制について再度質問いたします。町では、町の医療体制の維持の難しさを実感したと、前の診療所がなくなって新しく新設されましたクリニックさんの期間のことだと思いますけれども、ここでは過去に往診とかの話題を出してしまして、今後の取組といたしまして、以前から言っています5Gを活用した遠隔というか、オンライン診療等のことは可能なかなと思いがちちょっと質問したのですけれども、そういう、例えば5G関連を活用した計画は現時点であるのか、お伺いいたします。

町長 2つの問題があると思います。まずは、5Gのエリアというのが、1つは猿羽根山のほうにアンテナが立ったのと、今現在、仮になのか、いつから供用開始なのかははっきりはしませんが、向屋地区の土地改良区の隣のところで5Gの活用がなされているようであります。これが全町に行かないと、5Gを活用したというふうな利用形態にならないものですから、エリアの問題が1つあるということと、それから在宅をそういったオンライン診療をする場合に核となる診療所、それからその患者さんのところでの、やはりタブレットであったり、パソコンであったりというような普及というものが、また一つ出てまいります。

そういったところを踏まえて考えていかないけないのかなというふうに思っておりますので、今のところ、そういったオンライン診療についての計画というものについては、ないというのが状況であります。

1番 山間地における、地域における、例えばデジタル的なものは、地域こそ生かすべきという国の方針とかがありますけれども、このたび、現在のオンライン診療ということにおいては、医師不在の飛島等に、県の事業もありまして光ケーブルをつなぐことによって、医療、オンライン診療というものが、厚生労働省の調査の普及率ということで、全国トップレベルの30%以上の利用があるように聞いております。

県が環境整備を進めたこともあり、そういう医療がなかった地域で、やはり、不安を抱えた方がすごく利用するのかなというふうに思いましたけれども、やはりここはまだ、管内には医療機関もありまして、そんなせっぱも詰まっていないような状況だからそこまでいけないのかなと思いますけれども、やはり今後、高齢化率も上がり、1世帯、1世帯とか増えていった場合に、町の例えばデマンドタクシーとかで前日予約とかといった場合に、なかなか当日、何かをしたい場合になかなか難しくなるのかなと思いましたがけれども、その点について、飛島の例を挙げますと、全国トップレベルまで普及が進んでいるような状況がある中で、今後、町としてももし5Gの環境が整った場合には、そういう方向性もあるのか、ち

よっと伺います。

町長 可能性は全くゼロということではないというふうに思います。そういったところではできる状況を整えば、それはできると思います。

先ほど言ったとおり、もう一つはやはり基幹となる、核となる診療所なり、お医者さんと結ばなければいけないわけですから、そういったお医者さんとの連携をどうするかというふうな問題があるかというふうに思いますので、そこは可能性はゼロではないものの、なかなかすぐというふうな話にはなっていないかなというふうに思います。

1番 医療機関等の確約も必要だとは分かりますけれども、今、5Gになった場合に、今もう都市と地域を結ぶような医療体制もできているような状況もあります。5Gでは2時間の映像を3秒でダウンロードできるようなシステムを、あるわけですが、ここでちょっと全協のときに話が出ました、ふるさと納税のやつで、公正のPCを3基、するということで、リングローさんのほうにという話がありますけれども、例えばその3基あるうちの1つを、公正のPCであるならば、その費用対効果の最初にかかるものが一つクリアになるのかなと思いましたが、その点について、町として今後の活用方法について、デジタル技術を用いて地域の課題解決につなげる取組を推奨するということがありましたけれども、そういうことも含めた使い方も考えていく考えはあるのか、お伺いいたします。

町長 企業版ふるさと納税でこれから導入する予定のものについては、あくまで仮定でありますので、今現在の中でそれをどう使うとか、どうできるかというふうなことについては、まだまだ計画にも至っていないというふうな状況であります。それが導入されてできること等について検討していかなければいけないというふうに思いますし、やはりそれを使うにしても、患者さんのほうでもそれなりのものがなければ駄目だというふうに思いますし、またやはり都会との、例えば大学病院と連携をするにしても、うちのほうの舟形クリニックさんのほうに行って、ある程度レントゲンとかCTとか撮った画像をこの大学病院のほうで見てもらうとかというふうなことになるかというふうに思います。やはり通常健康管理程度であれば、在宅で自分のほうの状況はどうだという説明がなされるものかというふうには思いますが、やはりそこから一歩進んでいくとなると、そういったところも出てくるかなというふうに思っております。

いずれにしても、今度、企業版ふるさと納税において設置されるパソコンのスペック等々についてよく検討した上で、これからその使い道について検討していかなければいけないというふうに思います。

1番 やはり高齢者の多い地域でのオンライン診療をする際に、依然として普及率の低い地方の自治体、これは高齢者の対応の難しさ以外にも、対面診療に比べての診療報酬の低さ、システム導入コスト、セキュリティー面への不安などがあるようですが、デジタルファースト推

進室を持つ舟形町として今後、その対応をしていけるのか、まずそのお気持ちをお聞かせください。

町長 デジタルファースト推進室についてはやはり人口減少というふうな中で、そういう人口減少していく過疎的な地域こそ先進的な技術が必要だろうというふうなことで、先進的少数社会を目指すという意味でデジタルファースト推進室というふうなものをつくり、舟形町においてもデジタル化を進めていくというふうなことであります。そのことについて今叶内議員がおっしゃられるような取組については、今後検討していくというふうなことには全然異論はございません。そうしていかなければいけないというふうに思いますが、やはりその優先順位というふうなものがあるかと思しますので、そういったところを勘案しながら、今できること、長期的に考えなければいけないところを、よく区別しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

1番 前向きな姿勢だとは思いますがけれども、ある一例としまして、遠隔でのデジタルの使い方としてユニークな試みとして、遠隔デジタル聴診器の利用とかがあるようです。患者が送信される場所の着用衣を、何か服を着まして患者自身が聴診器を当てて、心音や肺音がリアルタイムで医師に送信され、伝送され、診察の材料の一つとして、取り上げている例もあります。やはり病院に行かなくても、そういう5Gでつながった着衣を着ると、病院の先生とつながって心音とかそういうのも聞けるようなこともできるようなので、いろいろなことを考えながら前向きにそういう最新の技術を取り入れながら、町民に安心して暮らせるようにしていきたいと思っておりますけれども、もう一度その点についてご意見をお伺いいたします。

町長 叶内議員がおっしゃられたその酒田の飛島の例については、やはり飛島という地理的な要件、時間的・距離的な要件等があり、どうしてもやはりそういった技術が必要だろうというふうなことで取り組まれたのだらうというふうに思います。やはりこの町、この地域において、今何が一番大事かというふうなところを優先順位をつけて取り組まなければいけないというふうに思います。

ただ、今後、今言われたその聴診器を当てられるような、そういった着衣というふうなものとか、いろいろ最新のデジタル技術というふうなものについては、やはり町として今後、人口が少なくなる中での地域社会を形成していく、持続的に形成していくためには必要な技術だというふうに思いますので、少なからずそれを拒否することなく、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思います。

1番 最大限に、今現代に進んでいる技術等をしっかり活用しながら、やはり地域においてもしっかり生活できるような体制を持っていていただきたいと思っております。これで医療体制については終わりたいと思っております。

続きましてですけれども、「駐車場に適した街路灯の必要性は」という質問でありますけれ

ども、先ほど2番の荒澤議員さんのほうからも照明灯の、街路灯についての質問がありましたけれども、私もその点についてちょっと二、三点、質問したいと思います。

まずは、星川クリーニングさんの脇のところでありませけれども、以前、やはり街路灯があったということでありましたけれども、それが駐車場の関連の出入りの際の支障によつての撤去という話だつたと思ひますけれども、その後、必要性があるかないかという判断というのはしたのでしょうか。

教育長 あそこの撤去について、私が総務課長時代に話がございました。それで、出入りの際に、あそこの近所の方の駐車する車が接触するというふうなこともあつて、いろいろとあそこにバリケードを張つたり、様々いたしました。やはりそれでも邪魔だというふうなことがありまして、撤去をするしかないなという判断をしたところですよ。

それで、その明るさについては、ちょうどあそこは町道になっておりまして、そこから少し山側のほうに街灯があつて、そこに明かりがあるというふうなこともあつたものですから、そちらの明かりで十分通行については大丈夫かなというふうな判断をしたところですよ。

ただ、今回お話が出ていたのは、駐車場の明るさというところで、やはり私も利用させていただいているのですけれども、若干暗いかなというふうな思つたところですよ。

1番 やはりその場所というのは、町の人ならある程度認識があつて分かると思ひますけれども、公民館とか役場に来庁されたり、公民館を訪れる方が、駐車場があそこだよという形であつたとしても、帰りの際に、携帯を持っている人は携帯のライトとか、それを照らしながら行くわけですよ。やはりある程度、どこの駐車場といつても、足元を照らすぐらいの明るさがないといけなかなと思ひましたので、その点は検討するという返答がありましたので、その点、よろしくお願ひします。

あと、そこはお願いするということでありませけれども、あとは駅前の駐車場に1灯あると思ひますけれども、ちょっと確認したところ、消防ポンプ小屋の脇の電柱にある1灯と駐車場内に電柱があつてそこにライトがあるのですけれども、ちょっと点灯していないようなのですけれども、あれはどういう形でつくような、どっちがその1灯になるのか、教えてください。

総務課長 今回確認しましたところ、駅前の駐車場につきましては、農協さんの脇のフェンス、網のネットのフェンスの手前ぐらいの電柱のところに1基ついておりまして、そこについては点灯、私が確認したときには点灯してありました。あと、ネットにちょっと、あれは防犯灯というのかどうかあれですけれども、ネットの途中にも1基ついておりまして、あそこの通行をする際にはその明かりで用が足りているのかなというふうな確認してきておりまして、ちょっと今おっしゃられる、ついていないところというところについてはちょっと私、確認してありませんので承知していません。

1番 町がする1基というのが、その道路沿いにある、電柱にある1基のことを1基と言っているのか、駐車場内にある電柱につけられている電気が1基なのか、そのどっちが1基なのか教えてください。

総務課長 駐車場の中ほどにある電柱に1基ありましたので、そちらを1基とカウントしております。道路沿いのほうは、あれは道路のほうに向かっておりますので、道路用の街路灯になるのかなというふうに思っております。

1番 1基あるということは認識していましたが、次年度から農林大学校の学生寮等を造る際に、やはり電車とかを利用する方も多分いると思います。町内の人は知っていて、暗いながらもある程度、駐車場的なものがあると認識できますけれども、駅前の駐車場でありますから、やはり街路灯のほかに、ポンプ小屋のほうの1基は、もうその入り口も全然分からない状況の街路灯があつて、暗闇があつて、街灯があるわけです、今の現状では。やはり駅から歩いてきて駐車場まで足元を照らすような、ちょっと検討も必要なのかなと思いますけれども、その点についてお伺いします。

総務課長 今のお話をお伺いしますと、商工会さん辺りからの道路沿いの明かりもというお話でしたので、また公共施設の駐車場とはちょっと違うかと思うのですけれども、そちらのほうについては町道管理のほうの担当とも相談しまして、必要であるかないか、ちょっと現場も見まして確認させていただきたいというふうに思います。

駅前駐車場につきましては、駅前から道路沿いの、それこそ街灯が結構ありますので、その明かりによって駐車場の中も結構明るいというふうに感じておりますので、駐車場の中については今のところは十分なのかなというふうに感じておりますので、駐車場の中については多ければ多いほどいいのしょうけれども、やはり費用対効果も考えると、今の状況でも大丈夫なのかなというふうに確認しているところでございます。

1番 ちょっとその通りではなく駐車場自体のことを言ったつもりなのですが、そこでそれで明るさが足りているなら、それ以上言うつもりはありませんけれども、やはり奥羽本線下りの最終列車の時間帯にはやはり明かりがあつてもいいのかなと。町的にも、ちょっと明るさがあつたほうがいいのかと思つて、ここの場所については質問した次第であります。

続きまして、改善センター内の生涯学習センター等の施設の照明でありますけれども、堀内出張所の農村環境改善センターには4基と、門灯にソーラーパネル式の街灯が1個あつて、何か1か所野球側のやつが何か破損していたようですけれども、そこがちょっとついていなかったような状況ですけれども、逆に言うと生涯学習センター、長沢の、そこには電柱に防犯灯なのか分かりませんが、1基だけありますけれども、ほぼ駐車場を照らすような明かりには感じられないわけです。農村環境センターはやはりすごく街灯がいっぱいあつて明るいイメージがあるのですけれども、その生涯学習センター、または猿羽根山実習館の駐

車場につきましても、やはりほかの地域の方が利用するわけですから、宿泊する際には駐車場の明かりもあってもいいのかなと思いますけれども、その全体に対しての意見をお伺いいたします。

町長 やはり駐車場については、不特定多数の方が使われるというふうなことを想定しながら、防犯上、必要なのだろうというふうに思います。答弁の中でも申し上げましたとおり、状況を勘案しながら、早急に防犯対策としての駐車場の照明というのはやはりつけなければいけないというふうに思いますので、できる限り早くそういう対策を講じていきたいというふうに思います。

1番 施設全体を確認しながら、防犯的な要素でもいいですので、車で来ればライトがあっただけなんですけれども、やはり歩いてきたり、例えば避難所であったりすれば、そこの足元を照らす程度の光は必要なのかなと思いますので、もう一度全体を見直しましてご検討いただきたいと思います。以上で質問を終わりますけれども、その点、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番佐藤広幸議員。

7番 それでは、私からは、さきに通告いたしました「町に再生可能エネルギーの導入を」と題しまして、一般質問をさせていただきます。

世界的にエネルギー価格の高騰が始まったのは、2021年10月頃とされています。この値上がりには様々な要因が存在していると言われますが、一つの要因にエネルギー需要の高まりがあります。昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大によってエネルギーの需要は大幅に低下していたものが、感染状況が落ち着いて経済活動が再開したことによるもの、また今年2月にロシア軍によるウクライナ侵攻は、こうした厳しい状況に追い打ちをかけ、世界のエネルギーをめぐる情勢をさらなる混迷に向かわせています。

このような状況の中、小さな自治体でも、風力、太陽光、中・小水力、バイオマス、地熱発電など、再生可能エネルギーの導入を積極的に進める政策を取るべきと考えます。大蔵村では、銅山川にある砂防ダムに穴を空け、水を通して発電機を回し売電する事業が、令和3年から始まっています。加藤村長の話では、この事業を通し村内の電気代を無料にしたいと話す姿に感銘を受けました。このように、積極的に自分の自治体に合った形での再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

折しも鏡副町長という環境エネルギーに詳しい方が着任されていますので、今後の町の再生可能エネルギーの導入についての考えを質問いたします。

以上です。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「町に再生可能エネルギーの導入を」についてのご質問に

お答えします。

近年、地球温暖化の影響と考えられる異常気象や、これに伴う災害が頻発し、地球温暖化対策は待ったなしの状況にあります。地球環境の危機への意識の高まりや、持続可能な開発目標、SDGsの広がり、地球温暖化対策の国際的枠組であるパリ協定の本格運用を背景に、世界では2050年度までの脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減の動きが大きく加速しております。

このような中、議員がおっしゃられるとおり、再生可能エネルギーの重要性は増すばかりで、気象条件や立地条件等、それぞれの地域における利用可能なエネルギーの状況等に応じ、太陽光、風力、木質バイオマス、地中熱等を最大限に活用していく必要があります。

山形県では、県内における再生可能エネルギーの有効活用を図るため、平成23年度に風力発電、太陽光発電、小水力発電の活用可能性調査を実施し、平成24年3月に報告書を公表し、その後、状況の変化等を踏まえ、令和2年9月及び10月に報告書を改定しております。

しかしながら、風力発電、太陽光発電、小水力発電の可能性調査において、舟形町では残念ながら該当なしという結果となっております。また、木質バイオマス、地熱発電等についても取組が難しい状況にあります。

現在、舟形町の公共施設には、再生可能エネルギー等導入促進基金を活用した太陽光発電設備が3か所、舟形小学校、平成25年度、農村環境改善センター、平成26年度、生涯学習センター、平成27年度、特別豪雪地帯先導的的事业導入推進事業などを活用した地中熱活用施設が4か所、舟形町子育て支援住宅ハイムひだまりⅠ、平成20年度、Ⅱ、平成21年度、Ⅲ、平成27年度、エスポワール、令和元年度などがあります。

さらに、個人住宅などには、舟形町再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金を活用して、これまで木質バイオマス18件、太陽光発電17件の設置がされております。

また、議員各位にもご報告させていただいておりますが、関西電力株式会社による、新庄市、最上町、舟形町、尾花沢市を候補地としたウィンドファーム事業、4メガワット、40基相当についても現在検討されております。良好な風況、日射量、林野など、地域資源の一部です。今後も舟形町の特性に応じた再生可能エネルギーの導入について、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

7番 まず、再質問をさせていただく前に、非常に大蔵村が主体の出資会社として、おおくら升玉水力発電所、これ、私、非常に感銘を受けましたので調べてみましたら、大蔵村と株式会社工営エナジー、もがみ自然エネルギー株式会社、この3者が共同出資して、おおくら升玉水力発電所、これを建設したと。それで、もう稼働しているということでありまして、事業総額が10億円だそうです。町長はよくご存じだと思うのですがけれども、ぜひ職員の皆さんにもこういう意欲を持ってもらいたいなと思って話すわけですがけれども、どこからお金を借り

たのですかと聞いたら、民間から借りましたと、こう言っていたのですけれども、それを年商1億円を目指して、最大出力が494キロワット、年間3,400メガワット・パー・アワーということで、そういう水力発電だそうです。

といっても、なかなかこの出力が分かりにくいと思いましたので、私の家でずっと、電気自動車を買いましたのでずっとデータを取っていて、ちょうどいいなと思ってあれしますと、この大蔵村の水力発電所が1時間最大494キロワット、私の家の、一家3人ですけれども、一家3人が1か月暮らすと、大体750キロワット、冬場だと850とか、夏場だと700キロとか、つまり私の1か月の家の電気代が、この大蔵村の水力発電所で発電した、2時間発電すると私は1か月暮らせるという形になります。

ですから、年間3,400キロワットとなりますけれども、私の家だと年間9,000キロワットぐらい、大体二十四、五万円なのですけれども、これに換算しますと、18時間、この水力発電所が稼働すると私の1年間の、18時間で1年間の電気代を賄える、プラス電気自動車ですから、電気自動車も年間二、三万キロ私、走りますけれども、その電気代がまずガソリンを入れることなく、こういったものがもしあるとしたら賄えるというぐらいの発電規模になっております。

これを1,000世帯分と、おくら升玉発電所はなっていますけれども、これを大蔵村の住民の皆さん、実際は送電線の関係で無料にすることは難しいのだそうですけれども、そういう夢を語る姿、こういう電気、化石燃料を使わない電気で家の電気が賄える、あるいは車が動く、こういうふうになったら、すごく夢のある話であるというふうに思います。こういうことをぜひ舟形町でもやってもらいたいなというふうに思うのです。

先ほどの答弁書の中では、そういった適合地は舟形町にないと言っておりましたが、これは県の資料の中にはあるんですね。県の小水力発電導入マスタープランというところには、舟形町に5か所あると書かれてあります。本当に微々たる水量、電気、やったとしてもあれができないかもしれませんが、例えばこれ全部、土地改良区の水路なのですけれども、三光堰長者原落差というところが3か所あります。慣行水利権。そして、あと2か所が、これも三光堰福寿野、あとは大堰松の木坂。それで、この中で一番ここならできそうかなと思うところが福寿野、三光堰の福寿野で最大落差が25メートル、予想される最大出力が35キロワットということで表示されております。という調査がなされております。多分、先ほど答弁にあった、10年とか十何年か前の調査の中にあると思うのですけれども、この35キロワット・パー・アワーなのか、日なのか書かれていないものですから、ちょっと何に比較したらいいか分からないのですけれども、さっき言った私の1日の平均、年間の平均使用量1日が、1日で使うのが25キロワットですから、これがパー・アワーだとすれば、1時間で約1軒分の、1日1軒分の発電量をこの福寿野のエンドですよ、水の落ち口で発電ができるという

ことになるわけです。

やろうと思ったら様々問題あると思います。でも、ここの大蔵村だって問題があったと思うのですけれども、やり始めたわけです。そういったことで、もう一度、この調査から十数年後たっておるわけですから、そういった水利、水力発電に関してもう一度調査をしてみてもいいんじゃないかなというふうに思います。

ちなみに都道府県の水力発電導入ポテンシャルということになると、全国で山形県は8番目のポテンシャルを持っているということになっておるようです。ぜひこのポテンシャルを最大限に生かすような形で舟形町にも、もしかしたら辛うじてなのかもしれませんが、辛うじてそういうところ、できるところが、できそうなところが1か所あるということ、ぜひ前向きに考えてもらいたいものだなというふうに思うわけですが、これに対して町長のお考えをお伺いします。

町長 大蔵村さんの加藤村長の升玉発電所というふうなことについては、私もお話を聞きまして、大変すばらしいなというふうに思っているところです。一方で、逆に言うと、あれだけの施設を造るというのは、日本工営さんという、その工営エネルギー何とかという、その子会社さんなのですが、竣工式のときに私も日本工営のエネルギー何とかさん、部長のほうとかにご挨拶をさせていただいて、舟形町で該当するようなことがあれば、ぜひ協力をさせていただきたいというふうなことで申し上げて、名刺交換をさせていただきました。ただ、やはり条件的にそういう好条件のところがないというのが、大きな差になっているというふうなことだと思えます。

一方で、佐藤議員のおっしゃられるとおり、夢をとというふうな部分の中では、2050年のゼロカーボンというふうな、全世界、まして日本でもそれを目標としてやっているわけですから、そういったことで子供たちに舟形町の取組と言えるものがあればというふうに思うところでもあります。

ただ、先ほども答弁の中で申し上げましたが、残念ながら舟形町において、なかなかそういう最適地がないというふうなことがありますので、すぐにというふうなことは難しいかというふうに思いますし、先ほどありました小水力発電の福寿野地区というのは、福寿野の台地から小国川に落ちると、最終的に終末で下りるところの落差が20メートルというところがありますので、その落差を利用した発電で、どういうふうにその電力を使うかという、逆に言うと、送電する費用というふうなものもありますので、そういったところも踏まえて考えていかなければいけないというふうなことだろうというふうに思います。

いずれにしても、町としては再生可能エネルギーについては貪欲に、何か新しい技術とか、そういったものが出来れば、積極的に取り組んでいく姿勢には変わらないのですが、まずは現時点の技術とその中でのやり方では、今のところ舟形町に最適地はないというふうな判

断でありますので、そういったところを先ほど申し上げましたとおり、最新技術等が開発されて、このような舟形町の中でもそういった再生可能エネルギーができるというふうなことになるれば、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

7番 身近にある水ですから、本当に利用できれば最高だなというふうに思いますので、ぜひ副町長の方も借りて頑張ってもらいたいなというふうに思います。

では、答弁にありました風力発電、これについて質問いたします。山形県の風力発電導入のポテンシャルは全国で何番目になっておりますかということなのですけれども、全国7番目に高い、水力発電よりも1ポイント多いと、多いというか、1ポイント上位にあるというふうになります。断トツで風力発電が一番多いのが北海道で、10本指の中に東北6県が全部入っている。つまり風の吹くところが東北地方だということが言えるというふうに思います。

ちなみに太陽光発電の質問はしませんけれども、太陽光発電は39番目だそうです。それでも村山市にすごい県で実証実験ということで太陽光パネルの、何万基だったかちょっと、2.6ヘクタールというのは分かるのですけれども、そこに太陽光発電を、積雪量の多いところということで実験しているのですけれども、それでもやろうとしているこの姿勢、これはすごいなと、いいなというふうに思います。

それで、この風力発電に山形県がちょっとこれ、こういうふうに副町長よく、色分けした風の、風速何メートルとかというのを色分けした表があるのですけれども、こういう表があるので、この表を見ますと、風速6メートル以下だと、建てても採算が取れないと。それで、よくたくさんある庄内地方のほうですら6.1メートルとか、庄内平野の海沿い、6.1メートルから7.5メートルぐらいの風が吹いているんですね、この資料を見ると。

それで、先ほどここの答弁書にあった、尾花沢・舟形の境界あるいは新庄・最上の境界の辺りも、同じ6.1メートルから7.5メートルぐらいの風が吹くという調査結果が出ております。これNEDOというところとやっているんですね。国交省とNEDOの局所風況マップを基に作成したというふうに県が公表しているものなのですけれども、ですから舟形町においてもきちんと風が吹くところが、やはり関西電力が指定した場所にあるということになりますので、ぜひこういったところに風力発電、風車を持ってきてもらいたいなというふうに思うわけですが、何か聞くところによると、1基100万円、10基も建てれば1,000万円ほど、その建てた町村に土地代というのですかね、そういうのが入ってくるなんていう話も聞きますし、それこそ町の外貨収入になるんじゃないかなというふうに思うのですけれども、ぜひこういった、さっき話出ましたね、関西電力という。こういったところに、こういう資料を基に、町長、トップ外交をする気があるのかどうか。

これをやらなければ、新庄と最上地方のところにもうちょっと風の吹くいいところがあります、これを見ると。そういうところを取られてしまうんじゃないかなというふうに思うので

す。ですから、そういう話が来た段階で、ぜひ関西電力でも何でも、とにかくトップ外交をして、ぜひうちの町にそういったものを建ててもらいたいと、町の協力できる部分はこういったところですかというぐらいの積極姿勢があってもいいんじゃないかなというふうに思うのですが、その考えについてはどうなのか、質問いたします。

町長 関西電力さんのほうでは、もう既にそういったデータとかお持ちの上で、候補地を選定してきて各市町村のほうに話が来ておりますので、その点はもう営業的には要らないのだろうというふうに思います。

あとは、県のほうとの協議であったり、環境アセスメント等のいろいろな調査項目が今後出てくるのだろうというふうに思いますし、例えば羽黒山とか蔵王とか、風力発電を造ろうとして取りやめになったところがございます。県のほうでも条例を整備して、環境的にとか、風光明媚なところ、もしくは歴史的なところについて、そういったそぐわないところには許可をしないというような方向の、方向というか、目的の条例をつくりながら、勝手に造っちゃ駄目よというふうな方向で今のところいるようであります。

ただ、今回、関西電力のほうから提案していただいている場所については、国有林野というふうなところと、新庄市と最上町、最上町と舟形町、尾花沢との境界の峰でありまして、そんなに住民から反対運動が起きるといふようなところではないのかなというふうには思います。舟形町からは恐らく風車そのものが見えないのではないかとこのように思っています。

そういうことでありますので、積極的に営業をかけたらいいのではないかとこのように思いますが、恐らく、先日も安孫子環境エネルギー部長とお話をさせていただきましたけれども、関西電力は積極的にそういった取組をするというふうなことでありますので、黙っていても、必要、造りたいときは造り方に来ますというふうな話でしたので、そんなところかなというふうに思っているところであります。

7番 なかなか、積極的に動きますという答弁はもらいたいのですけども、そうはならないようですね。もう向こうが選定してくれるのを待つというぐらいのお気持ちでいるんですけども、一言、県の知事なり、あるいは鏡副町長を通してだつて、ぜひうちのほうにできるチャンスがあるのだったら来てくださいぐらいの気持ちの表示があってもいいんじゃないですか。

確かに関西電力は調べている、もちろんそんな私が言うまでもなく調べているでしょうけれども、傾斜や積雪、道路の幅、居住地、標高1,000メートル以上では開発できないとか、様々な規定がある。当然そういうのは調べていると思いますけれども、このどこか1つが引っかかってできないと考えているところに、そういった問題ならうちの町では解決できますよという提案があれば、来やすくなるんじゃないかと私はそういうふうに思うのです。そういったアプローチをしないで、ただ単に、ただ座って、選びましたよと言ってくれるのを待つだ

けなのですか。ちょっと再度質問いたします。

町長 基本的には、企業誘致のようにこちらから一生懸命営業をかければ来るというものではなくて、自然環境的にその条件が満たして、企業としてその風力発電の利益が出るというふう
に判断された場合については設置されるものだろうというふうに思っています。

したがって、その利益が出なければ、こちらが営業をかけても、その設置というのは難しいの
だろうというふうに思いますし、いずれにしても国有林野ですので、町として積極的にそれをどう
しようというふうなことについては、新庄市、それから最上町、尾花沢市を通しても、そういう動き
は見えません。

7番 見えないからいいんじゃないですか。先駆けて舟形町が声をかけられるわけだから。ちゃん
とここに風速ありますよというデータがあるわけですから、これを基に話をすればいいん
じゃないかなというふうに私は思います。

平行線なので、まずこれはこれとして置いておきまして、次にバイオマスについて質問いた
します。バイオマス、この答弁の中では、ボイラー的なものじゃなかったかな、だったとい
うふうに思いますけれども、私が考えるのが、もがみバイオマス発電所のような、発電を主
体とした考え方に基づいた、今回は一般質問です。

バイオマス、たくさん山や木がありますから、そういった木を切ってバイオマス発電をして、
庁舎内の供給元の一部にでもなるような形で、子供たちの教育にも使ってもらったほうが
いいんじゃないかなと、太陽光発電だけではなくてですね。

それで、その山なのですけれども、町の山林には、136.4ヘクタールという町の山がありま
す。そういったものを活用して、農林大学校専門職大学の学生も順次卒業してくるわけ
でしょうから、そういった学生たちの就職の場みたいな形でもいいですし、そういう山の木を切
ってチップを作って発電をして、そして庁舎内あるいは子育て支援住宅でもいいし、そう
いったところに供給するという考え方、これもありかなというふうに思うのですけれども、一
つのバイオマス発電、植林、伐採、こういう一連の流れでやってみてはどうなのだろうとい
うふうに思います。この考えに対して町長の考えをお伺いします。

町長 提案いただきましたけれども、木質バイオマス発電については、近くでいけば中核工業団
地に柿崎工務所さんが造られたバイオマス発電所がございます。県内各地にいろいろあるの
ですが、なかなかその木質チップの供給が厳しいという状況で、海外からヤシの実のヤシが
らを輸入しているという現状もあるようです。

先日、先ほど言ったとおり、安孫子環境エネルギー部長さんのほうとも話をさせていただ
いた中で、今、県の計画以上に木質バイオマスの発電が進んでいて、木質チップの供給が減少
しているというふうな状況であるそうです。そういった中で、後発組の中でそういったこと
が可能かどうかというふうなことにいくと、かなり厳しいのではないかと。木質ボイラー等

のほうがまだ可能性はあるのでしょけれども、なかなか木質バイオマス発電というふうになると、かなりハードルが高くなるというふうに思っております。

7番 そういう現状があるにしても、この山林、町が保有する山林、136ヘクタール、これをどういうふうを活用するかという考え方の中では、ここに手を入れて伐採して植林をすれば、これ、炭素クレジットとしての利用も可能であるというふうに私は考えます。

つまり、先ほど京都という言葉が出てきましたけれども、京都議定書の中でその炭素クレジットを先進国との間に、後進国あるいは企業とその二酸化炭素の排出量を取引できるという、そういうものが出てきましたけれども、それがまさに何も手をつけていなければただの山林ですけれども、そういった取引ができるようにするためにはやはり手をかけなくちゃならないという部分が出てくるわけです。

そういったところを、この町が所有する136ヘクタールをある程度伐採して、そして植林をして、木が伸びるときに酸素をたくさん発するという考え方で、今のもう森はほとんど木の成長が止まっている木だそうですから、そういった植林と伐採とを計画的にやるという形で、要らない木はそれこそその工務所さんがやっている、もがみバイオマス発電にやったっていいじゃないですか。そして、自分の町は植林をして炭素クレジットを企業から収益を頂くといいことだってできる、そういう事業だってできるというふうに思います。町長、どういう考えでおられますか、質問いたします。

町長 実は、炭素クレジット関係のやつについても、私が職員時代に地中熱を利用して屋根融雪をしたときに、仙台のコンサルタント会社さんと少し話をさせていただいて、少しでもそういったお金にならないかという話をさせていただいたのですが、そのときもかなり厳しい状況であったのと、今回の炭素クレジットの話についても、136町歩といえば山林で大きいかもしれないけれども、そのうち本当にそういったことができる山というのはどれだけあるのかというふうなところがあります。また、多分60町歩ぐらいは学校林等の山でありますし、堀内財産区としての管理もありまして、そういった協議も必要だというふうに思います。

理想的にはそういった形ですることが可能なかもしれませんが、やはり費用対効果というふうなことにいくと、なかなかそういうふうなサイクル、特に林業については、生育するまでの年数が長くなるというのがやはり非常に問題なところだというふうに思いますので、今現在、伐採して木質チップにするのは、それはやぶさかではないとは思いますが、その後生育するまでにはまた何十年とかかるというふうなことでありますので、もっと大きな山がないと、それもなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

まずは、できる対策をしっかりと検討しながら、そういったその今提案いただいたことを否定するわけではないのですが、しっかりとそういったことが可能であって、町にとって費用対効果の面でも有利だというふうなことについては積極的に取り組んでいきたいというふうに

思っております。

7番 いずれはこういった取組の最終目的の最後のクリーンなエネルギーといたら水素になるんじゃないかなというふうに思っています。水素の動向にもぜひ注視していつてもらいたいなというふうに思いますけれども、最後に鏡副町長に聞いてみたいのです。環境エネルギー部に長くいたわけですから、今、るる私が様々一般質問して、あんまりいい回答は出てきていないわけですが、本当に将来、舟形町に再生可能エネルギーの導入が難しい状況にあるのか。その中でも何かできる、私の経験、副町長の経験の中でできる範囲があるとするれば、こういったものに可能性が、さっき言った水素でも何でもいいのですけれども、あるのか、そういったところを長く部署にいた方から見た、舟形町の再生可能エネルギーの導入、どういうふうに感じているか、質問させてもらいたいと思うのですが、お願いします。

副町長 それでは、お答えさせていただきます。

私、県庁で長年、長年といっても4年ほどでございますが、この再生可能エネルギーの開発にも携わってまいりました。先ほどからの議論で、まず小水力なのですが、やはり銅山川というのは非常に恵まれた川で、水量がたしか毎秒6立方メートルとか確保できると。上流には県企業局の発電所があったり、東北電力もたしか10万キロ単位の発電所も持っていたということで、しかも今回は河川国道事務所さん、国土交通省ですね、の砂防堰堤を活用できて、かなりそこではコストを低く導入できたということで、これは大蔵村さんの先見の明というか、工夫があつてのことなのですが、ただ、間違いなく非常に希有な条件のところでの事業だと思っております。

それから、風力発電についてでございます。佐藤議員のほうから、町から売り込んでということでございました。今回の関西電力の計画は私も、まだ大ざっぱな計画なのですが見せていただいているのですが、やはり舟形町のエリアだけ単体での風力発電事業というのは、やはり事業ベースには全くのらないので、今回もおおむね50平方キロぐらいの面積で事業は、関西電力は考えておられるということのようです。なので、なかなか当町だけ単体で大手の電力会社に売り込んでも、やはりここは難しいのかなということがあります。

先ほど紹介いただいたNEDOの風況マップでございますけれども、あちらも我々、調べてそれを公表しているわけですが、やはり1キロ単位の大ざっぱなメッシュでの風況マップなので、発電事業者は必ず風況調査を行うことになります。今後、関西電力がこの事業を本気で進めるのであれば、改めてこのエリアで詳細な調査、最低1年間かけて行うと思いますので、その結果次第では事業を進められるかどうかというのは不透明なのかなと思っております。

ということで、太陽光なども含めまして、現状ではやはり町長から答弁させていただいた、なかなか難しいという状況ではございますけれども、まずはこの関西電力の計画が、様々自

然環境であるとか、災害であるとか、いろんな懸念も多分なされると思うのですけれども、なるべく前に進んでいけるように、町としては、県、ほかの市町と協力して進めていければと考えているところでございます。

それから、ちょっと小さな話なのですが、今年、再生可能エネルギーの設置をするための補助金、町で行っておりますが、こちら、かなり好評をいただいております、これは電力価格の高騰が背景にあるというふうに申込者の方からお聞きしております、今回の補正予算にもそこを予算で計上しておりますので、小さなこういったところも、町民の方のニーズにしっかりお応えしていければと考えております。

以上でございます。

議長 以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後3時まで休憩をいたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、5番石山和春議員。

5番 それでは、さきの通告書に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

初めに、「防災拠点施設の平時の活用は」について質問いたします。

防災拠点施設は、近年多発している地震、異常気象による豪雨災害等に対処するため、町民の生命・財産を守る司令塔として立派に完成いたしました。本来の目的は、災害対策の拠点施設として大きな役割を担っているところですが、災害のない、使用することのない施設であってほしいと願っております。

都市防災施設整備事業を活用し建設した施設ですが、同じ事業で福祉避難施設は、健康体操、コロナワクチンの接種会場などとして活用しております。防災拠点施設は様々な縛りがあるのかと思いますけれども、現在どのような活用しているのか伺います。また、今後新たな取組をして活用する考えがあるのか伺います。

次に、「富長交流センターの管理・活用は」について伺います。

旧富長小学校、現富長交流センターは現在、農林水産物加工施設、ふるさと納税返礼品業務として町振興公社が入っております。平成3年に富長小学校が完成してから31年になります。平成25年、町内の小学校が統合いたしました。あれから9年が経過しております。校舎は、屋根の改修、塗装工事を行いました。プール、相撲場は、統合時のまま老朽化が進んでおります。特にプールの荒廃はひどくなっており、何らかの対策を取るべきと考えますが、町長の考えを伺います。また、今後、富長交流センターの管理・利活用についてどう考えてい

るのかお伺いします。

町長 それでは、5番石山和春議員の「防災拠点施設の平時の活用状況は」のご質問にお答えします。

福祉避難所は平時には、子育て支援、高齢者の介護予防、町民の健康増進に活用していく施設として整備しており、一つの公共施設として位置づけ、質問にあるような活用をしております。

一方、町の防災の中核を担う防災拠点施設については、役場庁舎の一部という位置づけですので、本庁舎や第2庁舎と同じように行政事務を行う施設としております。常時、防災事務や災害対策本部として使用するための防災無線を発信する端末や、県内の災害情報を共有するLアラートなどの通信機器及びモニター、非常用電源を設置しております。

現在の平時の活用については、1階部分では、災害用品の備蓄庫、選挙時に期日前投票所の設置、保健センター改修に伴うデジタルファースト推進室の執務室、公用車の駐車場として使用しており、2階部分は、最上管内の危機管理担当者会議や、消防団・消防委員会議などの防災関係にかかわらず、職員のウェブ会議や職員研修、全課にわたり町主催の会議に使用しております。

今後についても、平時に同様の活用をしながら、防災や災害対応に関わるシステム整備や、職員の災害対応に関わる研修などの取組を強化して活用していきたいと考えております。

次に、「富長交流センターの管理・活用は」についてのご質問にお答えします。

富長交流センターは、富長地域における住民のコミュニティー活動を支援し、地域文化及び産業の振興、健康並びに社会福祉の増進を図ることを目的に設置しており、2階、3階の交流室等を貸出ししております。また、現在の施設の一部を、農林水産処理加工施設やふるさと納税サポートセンターとして活用しております。

当該施設は平成3年に完成し築31年が経過しているため、老朽化が進んでおり、平成29年度では校舎の屋根塗装事業505万5,000円、令和元年度では体育館屋根改修事業1,021万9,000円を行い、今年度は駐車場改修工事281万6,000円を実施しております。

今後も、施設の状態を的確に把握し管理するため、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ってまいります。特に、今回ご指摘いただいた相撲場やプールの老朽化は著しいため、今後、適時撤去してまいります。

今後の利用については、富長交流センターは災害時の町指定避難所となっているため、長期的な貸出しについては想定しておりません。しかし、例えば企業や工場などの貸与についてはその規模や内容にもよりますが、希望があれば検討してまいります。

また、令和元年に開催した富長地区ワークショップでも、夢、希望、チャレンジという部分で、マルシェなどのイベントの開催、宿泊施設、スポーツジムなどで校舎の活用ができるの

ではないかとの意見が出され、富長地区ビジョンとしてまとめております。

活用の一例として、今年5月に地元出身の方が結婚式を行いました。初めての活用例ではありましたが、室内の装飾に加えて、目の前に広がる田園と山並みが織りなす風景もとてもすばらしく、式を挙げられたお2人をはじめ、出席された皆様には大変思い出に残る結婚式ではなかったかと思えます。

富長地区では、地域運営組織、いなほの会が活動していることから、活動拠点として地域の方々に活用されることが理想的と考えます。どのような使われ方がよいのか、どのような使い方をしていくことができるのか、地域の皆さんからご意見をいただきながら、活用についての検討を進めてまいりたいと考えております。

5番 それでは、初めに「防災拠点施設の平時の活用は」について、二、三、質問をさせていただきます。

今年はお盆中、大雨による警報、そしてまた注意報と、何度も発令されました。改めて備えは大事だなと強く感じたところでございます。ただいまの答弁で、活用については主に会議等で使用しているようではございますけれども、各町内会から出席される、例えば町内会長会議とか、あるいは陳情会とか、要望会とか、あるいは実行組合長会議とありますけれども、このような会議には使用しているのか、使用していないのか、お伺いしたいと思います。

住民税務課長 今おっしゃられた会議についても使用している状況でございます。

5番 使用しているというふうなことで安心いたしました。と申しますのは、やはりてとてのほうは、町民の方には何かと足を運んでいただいていると、コロナワクチンの接種等で運んでいただいているというふうなことで、非常に認知度が高いといえますか、広く知られているというふうに思いますけれども、どちらかという防災センターのほうはあまり知られていないというふうなことで、やはり各町内会からの出席される、そういう会議で使用しているというふうなことは、非常にいいことだなというふうに思います。

この防災センターの建設時には賛否両論ございました。多額の予算を投じた施設でもあります。目的の違う福祉避難所と比較してはどうかと思えますけれども、福祉避難所のほうは町民に多く知られている。そして、この防災センターは、期日前投票に行った人とかは知っていると思えますけれども、入り口すら分からない、知らないという方もたくさんおられます。本来の目的が違うといえばそれまででございますけれども、町民の方には防災センターというのはいかなるものなんだよと広く知っていただいたらよいのかなと思えますけれども、町長の考えをお伺いします。

町長 石山議員のおっしゃられるとおりだと思います。

5番 防災センターはどこの市町村にでもあるというような施設ではないと思っております。我々も実際、石巻市の防災センターに視察に行きました。そういうふうに視察に行って私た

ちも感じてきたことがあるのですけれども、これまでよその市町村から視察に来られたというのは何件かあったのかどうか、お伺いします。

住民税務課長 最上管内の危機管理担当者会議なんかは舟形町で最近行っている状況で、その際に最上管内の担当者が集まっています。町単独で来たというところですが、遠くは川西町、河北町、隣の大石田町なんかも、システムも含めて研修に来られている状況です。

5番 それで、視察に来られた方、実際にお聞きになったかどうか分かりませんが、視察された方の感想というものはいかがなものだったのでしょうか。

住民税務課長 やはり施設がない自治体に関しては、大会議室とかが詰所になると思います。災害の規模にもよりますけれども、やはり一団体の職員では対応できない災害が出た場合なのですけれども、いろんな国・県の職員も詰める状況になりますので、そういった観点からも非常に使いやすい施設だろうという感想をいただいていることと、あと大きいところでは発電、答弁書にも書いてありますとおり、停電になった際の発電ができるようになっておりますので、そのシステムも欲しいということと、あと災害に関して、最近やはり情報の伝達というのが大事になっておりますので、そういうところも集中的に発信できる施設というところでは非常に安定感があるというか、対応に、素早い対応ができるということで感想はいただいているところでございます。

5番 視察に来て、大したことはないと言う方はいないと、100%いないと思いますけれども、今課長が答弁されたように、そこまで喜ぶ、喜ぶと言うと変ですけれども、いいなという感想をいただいたということについては、非常に、防災センターの建設をして本当によかったなというふうに思います。

それで、この防災意識を高めるというふうなためにも、今後、中学生の視察等というふうな、中学校の意見も聞いてみないと分かりませんが、中学生の視察などを考えてみてはどうなのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

住民税務課長 ちょっと積極的な施設見学とかはちょっと考えていなかったのですが、小学生なり保育園児なり、公共施設の仕事の内容を知るための社会科見学なんかは今コロナでちょっと抑えられている状況でありますので、人数を区切ってとか、そういうのを再開しながら、その際には防災センターも役場の一施設として、こういう働きをしているんだよというところを見せて周知していきたいと考えております。

教育長 今、住民税務課長が申し上げたとおりであると思いますので、やはり町の役割というふうな面でいろいろと参考になるかと思っておりますので、そういった機会がつけられればというふうに思います。

5番 ありがとうございます。ぜひそのような研修といたしますか、視察も兼ねて行っていただきたいというふうに思います。冒頭申しましたけれども、多額の予算を投じた施設でもありま

すので、ぜひ町民の方に広く知っていただきたい、そして防災意識を高めていただきたいと。このためには様々な予定を組んでやっていただきたいとお願いしておきたいと思います。

続きまして、「富長交流センターの管理・活用は」と、この件についてご質問させていただきます。富長交流センターは校舎、そしてプール、相撲場、そしてグラウンドの西側ののり面等があり、管理は非常に大変だろうというふうに思っております。その上で質問をさせていただきます。

今年7月、参議院選挙がございました。富長交流センターは富長地区の投票場になっております。私も投票を終えて玄関に出てきたら、地域の方が三、四人で話をしておりました。何かあったのかなと思って話を聞いてみますと、開口一番、「見てみる、あのプール」と町民の方に言われました。

プールに設置しているフェンスは雪で倒れ、使い物にならなくなっております。プールの中は水がいっぱいになっており、かなといいますか、緑色のやつです。あれが前面に浮いて濃い緑色、底のほうにもたくさんたまっております。これ、見た方は分かると思いますけれども、これまでの管理というのはどのようにやってこられたのか、少しお伺いします。

町長 プール、土俵については管理をしておりません。

5番 分かりました。統合間もなくの頃は、プールの水は防火用水のためにためておくというふうに私、記憶しておりますけれども、今もそのように考えておられるのか伺います。もし私の記憶違いだったら結構です。

町長 はい、そのように答弁をしております。また、生涯学習センターにもプールがございますが、同様な状況であります。ただ、今現在の状況として、先ほど石山議員が言われたとおりでありますので、私のほうが多分回数多く見ていると思いますが、そういう状況の中でありますので、防火用水としては使えないだろうと。ただ、下に富田堰がございますので、ちょっとつなぎポンプ等があるかもしれませんけれども、防火用水としてはそちらでも十分対応可能かなというふうに思っておりました。

5番 ありがとうございます。やはり今町長が述べられたように、交流センターのすぐ下には富田ともてを全部行き渡るだけの水量の用水路がございます。そのぐらいの用水路があれば、消防用水がなくても大丈夫なのかなと、私もそのように感じております。

また、先ほど町長の答弁の中で、相撲場やプールは全く管理していないというふうな答弁でございました。そして、適時に撤去するというふうな言葉もございました。これは私だけがちょっと分からないのかどうか分かりませんが、適時にというのはちょうどいい時期とか、適当な時期ということだと思いますけれども、もう少し具体的な説明をお願いしたいというふうに思います。

町長 先ほど石山議員からありましたとおり、プールのネットが雪でひしゃげているような状況

であります。見た目的にはそれが一番、状況的には悪い状況になっているかというふうに思いますが、プール自体について使い道がほかにあれば何か使えないかなというふうなことで、ドジョウでもあそこで飼育したらドジョウを飼えるかなとか、いろいろ検討はちょっとしてみたのですが、なかなかそれも実際にやっていただける人がいないと、これもできないかなというふうなところもあって、下がコンクリートになっている分、先ほど言ったとおり、ドジョウが逃げないという部分ではそういうことも可能かなというふうな思いはあるのですが、その使い道、せっかくあるものなので何か使えるものがあれば、そういったことができないかなというふうに思っているところです。

また、土俵についても、屋根がついているという状況の中でいくと、テントを張ったときに、雨が降った日にテントを張ればキャンプ、楽にできるなというような意見もありました。そういったところを使えないかなというふうなことで、壊すのはいつでも壊せるのですが、せっかくあるものをできるだけ、もったいないという精神の中で、使えれば使っていける方向であったらいいのかなというふうに思います。

交流センターの使い道についても、富長地区の連合町内会から要望をいただきました。その際も申し上げました。我々よりも皆さんのほうが富長小学校に対して強い思いがあるのだろうと。思い出がいっぱいあるのだろうから、やはり我々にどうにかしてくれということではなくて、みんなでこういうふうな使い方があったらいいのではないかなというふうなことで提案していただいて、そこに町が支援をしていくというふうなことであれば、それもいいのではないかと。こちらが積極的にその活用というふうな形になってしまうと、工場を誘致したりとかいろんなことで、そこに、せっかくの思い出があるところに入れなくなると。生涯学習センターといいますか、長沢中学校のいいところは、思い出とかいろんなものがあるところに、今もリングローさんのご好意で自由に入っていて、その思い出にふけることができるということなのだろうと思います。

それが逆に言うと、せっかくそこに箱物があって思い出のある場所なのだけれども、そこに行ったら中に入れなかったとかというふうなこともあるので、どういう使い方、使い道が一番富長の人たちにとって思い出とかその思い出というふうなものがかなえられる利用の方法なのかというのを、みんなで考えてみたらいかがですかというふうなことで提案をさせていただいておりました。

そういったところで、町としても考えないわけではないのですが、一番思いのある、思い出の深い富長地区の方々がどういう使い方したらいいねというふうなことを一緒に考えてみるのが、一番いいのではないかなというふうに思っております。

5番 町長の考え方、よく分かりました。確かにそれもそのとおりだなというふうに思いますけれども、答弁書の中で、適時撤去するというふうなことでございますので、いずれは撤去す

るのだろうなというふうに私は理解したところです。ただ、それが来年なのか、3年後なのか、5年後なのか、もうこれは全く分からないというふうなことで、今質問したところです。

それで、先ほど相撲場、プールは全く管理はしていないというふうなご答弁でございましたので、撤去するまで、いつかは撤去するのでしょうかけれども、撤去するまで全く手をかけないでそのままの状態、これからもそのままの状態にしておくというお考えですか。

町長 プールの周りの草刈りは私、年6回ほどやっておりますので、周りは管理しておりますけれども、プール自体は、これは管理しようがございませんのでそのままになっているというふうに思いますし、土俵上も、土俵もそういうことだというふうに思います。

まずは、連合会のほうからもそのプールを撤去してほしいという要望もございませんし、土俵上を撤去してほしいという要望もありませんので、それらも含めて、富長地区の地域運営組織がありますので、どうしたらいいかというふうなことで考えていければと。先ほども申し上げましたとおり、せっかくあるものでもったいないというふうなことで、何か使えるものがあれば、使っていければというふうには思うのですが、まだその使い方が見当たらないので、適時撤去するというふうなことで、先ほども申し上げましたとおり、壊すのはいつでも壊せるので、せっかくあるものを何か使える方法がないかというふうなことで、当然、老朽化して朽ち果てて危ないとなれば、それは撤去しなければいけないというふうになりますので、それまでの間、皆さんで知恵を出して活用方法を模索していければというふうに思います。

5番 ただいま町長がおっしゃったように、プールの周りは私がきれいに刈っていると、確かにそのとおりだと思います。グラウンドのほうも草刈りをしていました。私、質問書を提出したときにはまだ草刈りはやっていなかったのですけれども、多分8月27から28日にグラウンドの草刈りをやったんだと思います。私、見てきましたので。そういうふうな面では、非常に管理を、グラウンドに関しては管理をしてくれているなというふうに思っております。

次に、グラウンド西側ののり面の管理について、少しお伺いします。のり面の草刈りは統合後二、三年は、連合町内会で実施しておりましたけれども、その後は町のほうで管理しております。すばらしい花を咲かせていた桜の木は、今は上のほうまでつるが伸びております。草刈りのときにでもつるも切っていただければと、こういうふうに思うのですけれども、その辺はやっていただけないものかどうか、ちょっとお伺いします。

まちづくり課長 西側ののり面の草刈りについてなのですが、3年ほど前まではシルバーさんをお願いして、校舎周辺、グラウンドとは別に校舎周辺の草刈りと、あとは校門から上っていく坂の両端ののり面を、草刈りをお願いしていました。ところが、やはりのり面の面積もかなり広く、シルバーさんから、ちょっと体力的に全面的草刈りは難しくなってきたということをお話をいただいて、だとすればのり面の上のほう、あとは富田堰から2メートルほど、

そこは刈っていただけないかと、あと校舎の周りや校門から坂を上っていく両側ののり面です。その部分だけでも草刈りをお願いしたいということで、ここ2年ほどしていたところです。そういったこともあって、のり面に生えている桜の周辺を刈っていない状況でありました。私が現場を見てきたところ、石山議員のご質問のとおり、上までつるがかなり、つるに覆われている状況でした。

ですので、あの桜に関しては、富長地区の方々のやはり思い入れのある桜でありますので、来年の草刈りに関しては、やはりのり面全体となりますとシルバーさん、ちょっと体力的に難しいということだったものですから、桜周辺ぐらい、つるが桜に行かない程度、そこら辺はちょっとこちらで草刈りを指示したいなというふうに考えているところです。

以上です。

5番 ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

それで、桜の木ですけれども、非常に今、もう老木になっております。枝が折れて、すぐ下を流れる用水路に、富田堰の用水路に落ちて、引っかかって水があふれたということが何度かございます。木の管理も必要かと思っておりますけれども、その辺の管理について、桜の木ですね、その辺の管理はしていただけるのかどうかお伺いします。

まちづくり課長 旧富長小学校区のそこら辺の桜の木については、かなりの老木ということと、見ても皆様お分かりのとおり、かなり樹高というか、大きさが、高さがあります。それで、これまでテングス病などの病気がかかっていた際は、高所作業車とか、はしごで届く範囲は地元の剪定できる方をお願いして剪定してもらった経緯があるのですが、もうさすがに高所作業車では届かない部分にテングス病などになれば、そこはもうちょっと老木ということもあって、それは諦めるしかないんじゃないかというようなことを、ちょっと地元の方からもお話をいただいたところです。

それで、老木なものですから、やはり雪で枝が、石山議員の今お話にもありましたように、富田堰に近くに落ちたり、折れたものが落ちたりしていたものがあって、私も何度か、それをのり面のほうに引き上げに行った経過もあります。

今後も、地元のその方というのは桜を管理できる、そういった樹勢とか、そういったものを見られる方なのですが、そういった方とお話しした内容では、まだ桜は花は咲いているので、いずれそう長くはもたないとは思うのだけれども、咲けるうちは根元から切らないで、せっかく咲いているので咲かせてあげたらいいんじゃないかと。それで、雪によって折れたものは、やはり危ないので撤去するなり、そういった対応をしていくしかないんじゃないかといった話をちょっといただいているところです。

5番 ぜひ、今課長が言われたように対応していただきたいというふうに思います。

答弁書の中で、地域の皆さんからご意見を伺いながらというふうな、先ほど町長からの答弁

もございました。活用について検討を進めてまいりたいというふうなことでございます。町長から先ほど出ましたけれども、8月4日の日に富長地区の要望会がございました。連合町内会から旧富長小学校の活用についてという要望書が提出されていると思います。今年が初めてではなく、これは継続しての要望書だと思いますけれども、連合町内会の皆さんにはどのようなご説明をされているのか、そしてまたどのような検討をこれまでされてきたのか、その辺をお伺いします。

町長 先ほど答弁で申し上げましたとおり、連合町内会の皆さんには、私よりも皆さんのほうが思いとか、思い出がいっぱいあるのしょうから、その施設をどう使うのかは、役場でどう考えるというふうなことではなくて、自分たちでこういうふうにしたいので、こういう支援をお願いしますというふうなのがいいのではないかとというふうなことで、先ほど言いました地域運営組織の中でいろいろお話をさせていただいて、こういう使い方をしていただいたらいいのではないかとというふうに提案をしていただければ、その条件によっては、町としても支援をしていきたいというふうに答えております。

5番 時間ありませんので、1つになると思いますけれども、ぜひ連合町内会からも出ておりますし、地域運営組織もでございます。そういうふうな中で、富長小学校は31年になりますけれども、まだまだ立派な校舎です。中は本当にまだ立派だと私は思っています。そういう面で、地域の方だけではなくて、やはり多くの町民の方に利用していただけるように、様々な検討を重ねていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長 以上をもって、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項の規定により、午後4時30分まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、午後4時30分まで延長いたします。

続きまして、6番齋藤好彦議員。

6番 それでは、私からは、さきの通告に従いまして3点についてご質問をさせていただきます。まず、初めに「木質バイオマスで燃油高騰対策を」と題してご質問いたします。

平成28年に国が策定した森林・林業基本計画におきまして、地球温暖化防止など低炭素化社会の構築のための間伐などによる森林の適切な整備、木材及び木質バイオマスの利用による二酸化炭素の排出量削減の取組などを総合的に推進しております。また、基本計画では、令和7年次の木材利用量目標のうち20%に相当する量を燃料材として利用する目標を立てております。

このように木材が燃料として注目されている中、様々な外的要因による原油の高騰は、ガソリン価格の上昇にとどまらず、消費者物価全体をも押し上げている現状にあります。特に燃

油の高騰は、本町が抱える温泉施設におきましても、経営を左右する大きな要因になっております。

このような現状を鑑み、以前にも提案いたしました、若あゆ温泉における木質チップボイラーの導入につきまして、再度検討すべき時期であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「災害ボランティアの受入れ体制は」と題してご質問をいたします。

先月の県南部を襲った大雨は、最上川の氾濫により各地で被害をもたらし、全国ニュースでも取り上げられました。誰もが2年前の光景を思い出されたことと思いますが、幸いにして、本町での大きな被害を免れることができ、安堵いたしました。

このような記録的大雨は、これまであまり耳にしなかった線状降水帯と言われる気象現象で、最近では頻繁に発生し各地で被害をもたらしております。本町では、これまでの経験を教訓に、防災センター、福祉避難所などの整備を行い災害時に備えておりますが、大災害が発生し被災者に対する救援活動が必要になった場合の重要な役割を担う災害ボランティアの受入れ体制の構築も必要であると思っております。

これまで全国各地の被災地で災害ボランティア活動が展開され大きな役割を果たしており、本町といたしましても、早期に受入れ体制を整備する必要があると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、「鳥獣被害に対する抜本的対策を」と題してご質問いたします。

連日のように、熊などによる食害の新聞報道が後を絶たない状況にあります。最近では、住宅地にまでも様々な野生動物が出没し、農作物を食い荒らすようになってしまいました。野生動物が人里まで出てくるようになった原因は、生活様式のさま変わり、人口減少による山での活動が減少したことなどに加え、食生活の変化に伴い、田畑周辺に植えていた柿や栗など収穫せずに放置していたことが、知らず知らずのうちに餌づけ同然となってしまったことなどが一因と思われます。

今後、人口減少、高齢化等により、鳥獣対策を行うための意欲や労力が減退していく中、本町でも特措法に基づき、猟友会の協力の下、対策を講じておりますが、被害の減少に至っていないのが現実であります。これまでの鳥獣対策の現状と課題を整理し、行政としての積極的な対策が必要であると考えます。抜本的な対策などにつきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番齋藤好彦議員の「木質バイオマス、燃油高騰対策を」についてのご質問にお答えします。

昨年度、若あゆ温泉の改修工事において、温泉で稼働している2つの灯油ボイラーのうち、1台を新しいボイラーに更新しました。平成26年の議会答弁の際には、灯油価格が1リット

ル当たり100円前後で推移しておりましたが、このたびのボイラー改修を検討した令和2年度の段階では、灯油価格が1リットル当たり60円から最大90円で推移しており、最終的には実施設計を発注した令和3年4月の段階では79円でありました。平成26年と比較しても、灯油価格が安価であったため、木質バイオマスではなく灯油ボイラー1台の更新を昨年度中行ったものであります。

さて、ご質問にある若あゆ温泉における木質チップボイラーの導入についてですが、戦争等、社会情勢の変化により灯油価格が上昇している現在においては、灯油と比較して木質バイオマスボイラーのランニングコストが安価と推定されますが、新設する場合、昨年度新設した機械室のほかに、さらに大規模な施設を導入する必要があります。施設の整備費用のほか、既存の温泉施設から近距離に設置できないことが課題としてあります。

平成26年の検討の際にも、配管を約150メートル確保しなければならないことから、温泉供給用配管の事業費が高額になることと、熱効率が下がること、また既存施設と新規設備を併用した際に運転効率が落ちるおそれがあることが、最上地域再生可能エネルギー協議会の事業化調査において指摘されております。

なお、近距離への設置案として、以前、議員からご提案のあった浴室棟の西側の敷地についても、昨年度の機械室新設の際、車両通行幅を確保するため、温泉北側の山の斜面を削ることも当初設計段階で検討いたしました。多大な費用がかかるだけでなく、土砂災害等の危険性が非常に高くなるとの指摘があり、最終的に西側敷地への建設を断念しました。

議員がご指摘のとおり、燃油の高騰は若あゆ温泉の経営に大きく影響しますが、このような経過から、現時点では木質ボイラー設置に関する事業費や設置場所についての課題が解決されておらず、また灯油ボイラーを更新した直後であることから、既存施設の利用も継続することを考えております。

次に、「災害ボランティアの受入れ体制は」のご質問にお答えします。

近年、災害が激甚化、頻発する中で、町でも大規模災害時に備えて、本年6月議会で奥山議員の一般質問にありました、舟形町受援計画を本年8月末で策定しております。この受援計画では、災害マネジメント、避難所運営、支援物資、災害廃棄物、住家の被害認定、罹災証明書の交付の6つの公的支援業務を行うために、必要な応援職員を国や県、市町村などから受け入れるための計画としております。

しかしながら、このような行政による災害対策と並行して、ご質問にあるように、大規模災害時にはボランティアやNPOなどの様々な団体が被災地に駆けつけ被災者支援を行うなど、民間の力も重要な役割を果たしております。

このことから、ボランティアセンターの設置・運営については、舟形町地域防災計画では、町と社会福祉協議会が連携して行うこととしております。実際に、両者で被災地のボランテ

ィアに行って、ボランティアセンターの運営の状況確認や、ボランティア作業の実施及び想定した研修なども行っていますので、そこは継続しながらボランティアの受入れ、被災者の状況及びニーズの把握、被災場所への派遣人数調整、ボランティア活動への支援などの一連の対応について、県及び県内の社会福祉協議会へのネットワークを活用しながら、円滑な設置・運営ができるよう準備してまいりたいと考えております。

次に、「鳥獣被害に対する抜本的対策を」のご質問にお答えいたします。

初めに、環境省によりますと、令和2年度における全国のイノシシ個体数の推定結果は約87万頭であり、平成26年度をピークに減少傾向にあります。生息域の北端は青森県まで拡大しております。また、農林水産省によりますと、野生鳥獣による全国の農作物被害額は、平成22年度の239億円から令和2年度には161億円となり、ほぼ毎年減少している状況であります。つまり、全国的には個体数や被害額が減少傾向にある反面、北日本における被害が拡大している状況であります。

本町の過去5年間における農作物の被害額の推移を見ますと、平成29年度の7万8,000円から令和3年度は48万円となり、増加傾向にあります。特に令和2年度には過去最高の96万2,000円の被害がありましたが、これは前年の記録的少雪によるイノシシなどの越冬個体の増加が原因と考えられています。

本町の鳥獣被害と対策の現状としましては、平成29年度からイノシシが目撃されるようになり、本町全域において被害が急増している状況であります。対策としては、捕獲が中心でありましたが、多大な労力と時間がかかるにもかかわらず、捕獲数を伸ばせない状況でありました。

課題としては、捕獲活動に従事できる鳥獣被害対策実施隊員18人のうち、曜日にかかわらず活動に従事できる人数が少なく十分に対応できないこと、イノシシは臆病で用心深いため捕獲が困難であること等が挙げられます。そのため、捕獲活動をしている間にも農作物は被害を受け続けております。

議員ご指摘の鳥獣被害に対する抜本的な対策であります。本町の鳥獣対策は、特措法による舟形町鳥獣被害対策実施隊及び舟形町鳥獣被害防止対策協議会を平成29年度に設立してから、現状と課題を整理しながら協議を重ねてまいりました。その結果、令和2年度に新たな取組について着手したところであります。

具体的には、これまで研修会や広報において対策の基本的な考え方をお知らせしてまいりましたが、環境整備、防除、捕獲の3つの取組であります。

1つ目の環境整備とは、有害鳥獣に安全で餌がある場所と思わせないように、草刈り等で隠れる場所をなくし、餌となるものを処理することです。

2つ目の防除は、侵入防護柵や電気柵で農地に侵入させないことです。これまでに電

気柵を設置した農家からは、イノシシが来なくなったと聞いております。

これらを実施しても被害を受けるときに最後の手段として実施するのが、3つ目の捕獲になりますが、繰り返しになりますが、捕獲には多大な労力と時間がかかります。直ちに効果を上げるのが困難であることから、個体数の増加や被害の拡大に追いつかないことが懸念されます。

そのため、捕獲のみを行うのではなく、環境整備と即効性のある柵による防除を組み合わせることが、農作物を守るために最も効果が高いと考えております。これらを実施していくためには住民への普及啓発が必要であり、集落における話し合いが最も効果的であると考えており、今年度については、堀内地区と太折地区において座談会の開催を計画しております。また、令和2年度より実施しております農林水産省の鳥獣被害対策アドバイザーによる研修会を、長沢地区の住民を対象に実施する計画であります。

そのほか、電気柵の導入補助事業や設置講習、広報を使った情報提供について、今年度も継続して実施してまいります。

今後も、国及び県、そして関係機関のご指導をいただきながら、本町の取組を進めてまいります。

6番 本日6人目ということで町長も大分お疲れのようで、手を挙げなくなったようでございますが、若干お付き合いをいただきたいと思っております。

まず、初めに木質バイオマスの件でございますが、さきの26年3月の議会で質問した際に、答弁の中で、答弁書にもございますが、最上地域再生可能エネルギー協議会で検討したということで、その検討では設置場所がネックとなり断念したようでございますが、現在の温泉の立地形状からして設置は不可能という判断で、町長も一緒にそういうお考えなのでしょうか。そこから伺います。

町長 昨年、機械室を増設しております北側のほうにというふうなことでいくと、なかなかその木質バイオマスボイラーの設置箇所というのは、適地がないように考えるところでございます。

6番 そうしますと、今の温泉施設には木質ボイラーは不可能だと、増設できないんだという判断でよろしいわけですね。ただ、今後、検討がなされることを想定をして、前回、26年のときに答弁でありましたけれども、効率のよい補助金等々を模索していくという答弁もございました。木質チップボイラーの導入には多額の初期投資がかかるということでございますが、そういう長い目を見た場合に今後、今の段階ではできないという町長の断言でございますが、この資金的な面から、そのあたりからちょっと前回の答弁にかかって、どんな検討をされたのか、その辺りをお伺いします。

町長 資金的なものについて補助事業等についてのことは検討せず、やはり立地する場所等の間

題等が最初にあって、それがあったものですから、財政的などいいますか、財源的な問題について検討するまでに至らなかったというふうな状況だそうです。

6番 分かりました。全然話が進まないということであるようでございますが、答弁書にございました、ここ数年、温泉運営については多額の資金を投入してございます。そういう面からすれば、即事業化ということにはいかないかとも思いますが、何回も同じことを申し上げてすみませんが、長い目で見れば必要な施設ではないかなと。答弁書にございますように、ランニングコストから見れば、灯油よりチップボイラーのほうが安価であると、それは確実にございますので、今後という長い目で見て、先ほど、これは今は駄目だよという話ではありますがけれども、今後、町長の考えとして、このチップボイラーの導入についてどのようにお考えなのか、その辺りをお伺いします。

町長 町としてはやはりゼロカーボン宣言を今年度やりたいというふうに考えております。そういった意味で考えていくと、現在の化石燃料からの脱却というのは非常に重要だというふうに思っておりますので、全てそれを否定するわけではなく、今後、今の灯油によるボイラーの更新時期、さらにはその立地条件等の問題、さらにはその財源的な問題として、そちらの分が非常にこれから有効であるというふうなことが判断されれば、そういった木質バイオマスボイラーを導入することを、完全に否定するものではございません。

6番 様々な要因で今即には手をつけられないというお話でございますが、長い目で見れば必要性は感じておるとい町長の答弁でございますので、そのあたりに期待をして、この木質バイオマスについてはこれで終わりにしたいと思います。

次、2件目の災害ボランティアの件でございますが、本題に入る前に、町民の方からこういう声がありました。町長がボランティアで十二河原の草刈りをしておったと。町長自らボランティア活動を行っており感動したと。町長を褒めてやってほしいという話でございました。こういう話がありまして、私からも町長のそのボランティア精神といいますか、それに称賛を送りたいと思います。

このようにボランティア活動というのは人々に感動を与えます。ましてや災害となりますと、被災者の励みにもなります。このような観点から、ボランティアの受入れ体制の整備は必要であると前から思っております。

そこで本題に入りますが、舟形町地域防災計画第4節災害ボランティア受入れ体制整備計画の中で、一般ボランティアの取組ということで、ここにあるのが、町と社会福祉協議会が連携をして体制整備をするという表現をしております。

先ほど答弁書の中でも色々ボランティア活動をやって、一緒にやっておったという話でございますが、具体的にボランティア活動をしたほかに、この連携をするために、町と社会福祉協議会が同じ場でこういう、何といいますか、整理をするための具体的な話し合いをする場が

これまでであったのか、そこをお伺いします。

町長 実は、北海道胆振東部地震で被災しました厚真町の宮坂町長さんとちょっとお知り合いになる機会がございまして、その際にその受援計画が必要だということと、受援計画の中には先ほど言ったとおり、国から県、市町村、自衛隊、警察、いろんなところがあるのですが、さらにもう一つ大事なのは一般の方々、要はボランティアの方々が大量来ていただけると。それを行政が全て担ってしまうと、行政のそのほかの部分もう間に合わない。それについては、厚真町のほうでは社会福祉協議会のほうがリーダー的な主になっていただいて、道内、それから各全国から集まってくるその方々をさばいたというふうなことがあるそうです。

その際については、基本的な設置場所として、役場の対策本部から離れたところで駐車場がいっぱいあるようなところ、そういうところが望ましいというふうな話でありました。やはり対策本部の近くに一般の方が大量来ますと、復旧作業とかそういったものに支障を来すというふうなことがありました。

それで、社会福祉協議会の職員と、今、事務局長をしております相馬局長が北海道の厚真町のほうにも行って、ボランティアセンターの運営とか、そういったものを勉強してきております。その後、社会福祉企業議会と協議を進めておりまして、町の防災計画の中にもその1項があるのですが、具体的なその支援センターの在り方等々についての協定であり、協議というふうなものについては、まだ確実にできているというふうなものではございません。

6番 様々話を進めておるようですが、今の段階ではこの計画書にあるとおり、受入れ体制を整備するという段階で、何も具体性がないということでもよろしいわけですね。この表現を見る限り、全然具体性がない。はっきり言って町が主体、町長が今おっしゃったけれども、何かあれば、町の職員は別の業務があると。これは先般、奥山議員が質問された受援計画、あれで対応できますけれども、それより一般のボランティアの方を受け入れる体制は別の組織だという、それは分かります。

ただ、この表現であると、町と社会福祉協議会が連携をするだけであって、全然具体性がない。これでは、いつ起こるか分からないこの災害に全然対応できないと思います。このあたり、どうお考えですか。

町長 まさにおっしゃるとおりでありまして、まずやはり社会福祉協議会の中でそのボランティアセンターの立ち上げ・運営についてのやはりマニュアルをつくらなければいけないのだろうというふうに思います。それで、単体の舟形町の社会福祉協議会だけでそれができるかという、それはできないのだそうです。基本的にはやはり最上地方の社会福祉協議会のメンバーが助けてくれる、さらには県の本部の社会福祉協議会から要員が、スタッフが来て、それを運営していくというふうな形になるというふうなことなのだそうです。

そういったことについてしっかりと、まずはどういうマニュアルの中で設置し、設置する場

所はどこだというふうなことを確立していかなければいけないというふうに思っています。そのためには、社会福祉協議会の中でそういったマニュアルをつくっていくことが大事かと思えます。

それで、連携の中の話としては、役場のほうに例えば何々地区のところで何人ぐらい欲しいとかというのを、ボランティアセンターにも連絡は行くのでしょけれども、役場のほうにも来ます。そうしたときの連携をうまくできるようにというふうなこととか、さらには復旧情報について役場から情報が行かないと、ボランティアセンターで向かったはいいのですが、道路が寸断されていたとか、水が使えないとか、いろいろなことがあります。

そういった意味での連携というふうなことでありますので、先ほど申しあげました、冒頭で申しあげましたとおり、しっかりとまず社会福祉協議会の中でのボランティアセンターの立ち上げのマニュアルというのをつくらなければいけないというふうに思いますが、全国的にはそういったものがあるのだろうというふうに思っていますので、しっかりとそういったところを手本につくり上げていければなというふうに思っております。

6番 そうしますと、町長の頭の中と申しますか、構想、何と申しますか、考えの中では、このボランティアセンターの立ち上げ、この運営については、町と連携はするけれども、主体は社会福祉協議会だという断言でよろしいのですか。そうであれば、社会福祉協議会の会長である森町長がもっと積極的に進めるべきではないかなと私は思うのですが、何で進まないのか、そこをお伺いします。

町長 社会福祉協議会の会長であります、なかなか指導力がないものですから、事務局長のほうにその旨を伝えることができない状況でございます、しっかりとそういったものをつくっていただくよう、社会福祉協議会の理事会とかの中で、しっかりとその点について指導してまいりたいというふうに思っています。

6番 指導力はあると思います。新聞の町長の今週の予定を見ますと、毎週のように社会福祉協議会と打合せとありますよね。毎週ですかね、月に一遍、毎週ですよ。あれだけの話合いをしているわけだから、もっと社会福祉協議会の会長として、こういうものは、急がなくてはいけないものは積極的に進めるように指導をお願いをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

あと、最後にしますが、答弁書の最後、同じことになるかもしれませんが、答弁書の最後に、設置・運営ができるように準備してまいりたいと考えております。何か弱い締めくくりですね。先ほども言いました、いつ起こるか分からない、この災害に対して、こんなことをやっていたら全然進まないと思えますよ。先ほど言った、町長が言った、その指導力がない云々じゃなくて、会長としてすぐやるべきかと私は思っています。

町長がよくおっしゃる、その空振り、よく言いますけれども、避難の指示とか、これだつて

空振りだっていいんじゃないですか。先ほど石山さんのもあったけれども、防災センターを使わなければ使わないでいいわけですから。この受入れ態勢だって、やらなければやらない、それにこしたことはないわけですから。

ただ、こういう準備をしておかないと、いつ起こるか分からない、この災害に対応できないんじゃないかと思って言っているわけでありまして、そのあたりもう一度、これからどうするのか、スケジュールでどう進めていくのか、そのあたり、一言お伺いします。

町長 指導力の問題で、なかなか社会福祉協議会のほうとしましては、充て職の会長というふうなところもございまして、なかなか難しいところはあるのですが、しっかりとやはり、これは先ほど言ったとおり、町の受援計画と同じように、サポートボランティアセンターの立ち上げというふうなのは大事な計画でもありますので、しっかりと今年中ぐらいにそういった計画のまず原案となるものをしっかりと作り上げていって、何とか今年度中ぐらいには町の社会福祉協議会の理事会及び評議委員会のほうで決定することができるように努めてまいりたいというふうに思います。

6番 できるだけ整備されるように期待をしたいと思います。

時間もないので、3点目の鳥獣被害の件に移りたいと思います。令和2年度から新たな取組ということで先ほど答弁書にありました。これから各町内会で座談会と説明会等をしていくという答弁でございしますが、これからなんですよね。今ちょうど米も実って、もう何というか、畑の様々な収穫物になって、これから取ろうとしているとき、今からこんな説明したって遅いんじゃないですか。もっと計画性を持って、もっと早い段階からこういう取組をするのであれば、地域住民の方に説明するべきではないかなと思うのだけれども、そのあたり町長、どうですか。

町長 大変申し訳ございません。その点については、農業振興課長より答弁をさせていただきます。

農業振興課長 ただいまのご質問ですが、各地区において要望のあるところからまず座談会をしたいというふうにまず考えてございまして、まず荒澤議員から要望がありました堀内地区が、まず一番最初ということだったのですが、なかなかその、何度も話し合いを進めていかななくてはならないものですから、このコロナの状況の中でちょっと二の足を踏んでしまったというか、まだ進められていないところでございます。それで、収穫時期は過ぎてしまうのですが、その後何回か話し合いを重ねながら、その集落座談会を進めていきたいというふうに思います。それで、先ほど答弁にもありましたとおり、今年度は堀内と太折地区に計画をさせていただきます。

6番 要望しないとやってくれないという話でございしますが、それでは令和2年から新たな取組ということで3つほどありますが、1つ目の環境整備、周辺を草刈りをして動物が来ないよ

うにしましょうということで、この1つ目の環境整備が一番ちょっとネックかなとなっています。何ていいますか、労力的な問題もあって、このあたり、住民の方がよく理解をしてくだされば、このあたりから取り組めるんじゃないかと思えますけれども、このあたりの説明を十分にしていかないと、取っかかりが難しいんじゃないかなと。まさかまた草刈りの上手な町長に頼むわけにいかないのです、このあたりは町民のほうに十分に説明をお願いしたいと思えます。

2つ目の防除の関係ですが、先日、農業振興課主催の電気柵設置の研修会に参加してみました。研修というので説明だけ聞くのかなと思ったら、実際に支柱を打ったり電線を張ったり、大変暑い中、大変な作業を手伝わされてきましたけれども、その際に業者の方からこういう話がありました。あの広いホーヤ沢地区、分かりますね、あの広い地区を2つか3つの区に分けて、大々的に電線を張ることは可能だと業者の方おっしゃっていました。

そういうことをしていかないと、何ていいますか、小さい区域で電線を張っても、なかなか全体的なこの被害の減少にはつながらないんじゃないかなと思うところでもあります。ただ、それだけの大きな面積になりますと、資金的な面もございまして、このあたりは町長の出番でございまして、国・県なりの力を借りて、何とかこういう大々的な対策を打ち出してほしいと思えますが、このあたり、資金面も含めて、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長 その点についてはしっかりと、県のほうを通じながら、また国のほうにも電気柵の補助金が来られるようにというふうなことで、もらえるように努力をしてまいりたいというふうに思えます。ただ、やはりそのホーヤ沢地区だけでいいのか、いろんなどころの要望等もございまして、まずは農業振興課のほうで、その必要数というふうなものについて需要をしっかりと把握した上で、町としてのかかる費用等も総体的にこのぐらいかかるので何とかというふうな話にしていければなというふうに思えますので、できる限り早くそういった取組にできるように頑張りたいと思えます。

6番 分かりました。

それでは、3つ目の捕獲ですが、捕獲で大変苦慮しているようでございまして。全国のデータを見ても、1年間で1頭も捕獲できない、すみません、捕獲おりの件です。全国のデータでも、1年間で1頭も捕獲できない捕獲おりが半数、そのうち、その半数のうち、さらに半数が年間で1頭だけだそうです。これだけ難しいといえますか、ましてや本町では自治体による捕獲は限界があると先ほど答弁がありましたので、このあたりからしますと、先ほどから申し上げております、この対策については、総体的に見ますと、答弁書にもありますが、環境整備と即効性のあるこの柵が一番いいのではないかなと考えるところでもありますので、先ほど町長から力強い答弁をいただきました。

抜本的な対策といたしまして、大がかりな電気柵、ホーヤ沢地区だけではなくて全町内会を

見て、そういう対策をするのが一番即効性があるのではないかなと私は思っております。最後にもう一言お伺いして終わりにしたいと思います。町長、お願いします。

町長 やはり農作物への被害というふうなものについて、これを抑えていかなければいけないという使命がございますので、しっかりとどれだけの需要があるのかを把握した上で、その対策に取り組んでまいりたいというふうに思います。

6番 今、力強い言葉をいただきましたので、これで終わります。

議長 以上をもって、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時20分 散会

令和4年9月7日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和4年舟形町議会第3回定例会第2日目

令和4年9月7日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域強靱化対策室長	伊藤英一
副町長	鏡裕之	地域整備課長	伊藤秀樹
会計管理者	伊藤茂樹	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤伸一	総務課財政主査	佐藤拓
まちづくり課長	曾根田健	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
健康福祉課長	鍛冶紀邦	教育長	伊藤幸一
住民税務課長	沼澤一征	教育課長	豊岡将志
代表監査委員	齊藤徹	監査事務局長	相馬広志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 事 沼澤靖子

議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから9月定例会2日目の定例会を開会いたします。

日程第1 一般質問

議長 昨日に引き続き、一般質問をお受けします。順次発言を許可します。3番、伊藤欽一議員。

3番 おはようございます。さきに通告しております2点について、質問をいたします。

初めに、「河川公園のキャンプ禁止見直しの検討を」について、ご質問をさせていただきます。

先日、町民の方より問合せがありました。鮎釣りに来られた人から、河川公園の看板にキャンプ禁止とあるが、釣りマップにはキャンプ場ありと掲載されているが、どちらなのか、非常に分かりづらいという内容でした。

確認したところ、河川公園の看板には、公園を利用される方へお願いの禁止事項にキャンプ禁止の項目がありました。しかし、舟形町河川公園利用ルールの禁止行為には、キャンプ禁止の項目がありません。また、一の関地内の最上小国川リバーサイドアユパークの看板には、一部ミニキャンプ場と表示されています。会場を利用する方にはなかなか理解しづらい表記なのではと思います。

最上小国川清流未来振興機構で発行している小国川鮎釣りマップを確認したところ、「アユパーク舟形（河川公園キャンプ場あり）」と掲載されています。インターネットで全国観るなびを検索し、アユパーク舟形（河川公園）を見たら、「利用届を提出していただければ無料でキャンプも楽しめます」と掲載していました。

公園の看板、釣りマップ、インターネット情報に一貫性がないように思います。キャンプ禁止をキャンプ場とし利用できる方策を検討してはいかがか、町長の考えを伺います。

2点目でございます。

「サイクリングロードの延伸を」について質問いたします。

最上小国川かわまちづくり計画プランは、平成27年から10年間であり、3年ほど残しています。一の関大橋から経壇原地内までの堤防上舗装整備が完了していますが、西の前遺跡公園（縄文の女神）とアユパークをつなぐルートの整備計画の進捗状況はどうなっているのか。

現在、河川公園内をサイクリングロードとして使用しているが、ルート整備が完了したら、サイクリングロード及び散策コースとし延伸し、町民の健康づくりと自転車を使用した名所巡りを考えていかがか、お伺いいたします。

町長 おはようございます。

それでは、3番伊藤欽一議員の「河川公園のキャンプ禁止見直し検討を」のご質問にお答え

します。

まず、河川公園におけるキャンプ禁止に関する町の考え方ですが、近年、局所的な豪雨により急な増水が多くなっており、夜間では命への危険がさらに増すなど、安全確保ができないことから、宿泊を伴うキャンプについては、昨年の6月定例会でも明確に説明し、全面禁止の取扱いとしております。

一方、宿泊を伴わない簡易的な日よけ（タープ・テント等）を設置し、バーベキューや芋煮会などで利用する場合は、使用届を提出していただいた上で、ごみの持ち帰りや実施場所等のルール・マナーの遵守を前提に認めているところであります。

次に、ご質問のあったキャンプ禁止に係る公園の看板や釣りマップ、インターネット情報に一貫性がないとのご指摘につきまして、1つ目は、小国川観光横にあるトイレの看板表記である舟形町河川公園利用ルールの禁止行為にキャンプ禁止がありませんので、禁止項目の追加を早急に対応してまいります。また、2つ目は、最上小国川清流未来振興機構で発行している釣りマップの「キャンプ場あり」の表記につきましては、毎年修正依頼が発行元からありますので、その部分については削除していただくよう要望してまいります。さらに、3つ目のインターネット上の全国観るなびの「届出を提出していただければ、無料でキャンプも楽しめます」の表記については修正が可能でしたので、その文面は削除の対応を既に取ったところであります。

以上、河川公園におけるキャンプ禁止の取扱いが、利用者の方々に広くご理解いただけるよう、分かりやすい情報の周知に努め、事故のない安全な河川公園の利用を推進していきたいと考えております。

次に、「サイクリングロードの延伸を」のご質問にお答えします。

西の前遺跡公園からアユパークをつなぐルート of 整備は、山形県、最上町、舟形町、小国川漁協、商工会、観光協会、地域団体等で組織する最上小国川清流未来振興機構が策定した最上小国川清流未来振興計画に基づき、かわまちづくり計画事業、遊歩道整備事業として実施しているところであります。

県では、昨年度から、平沢川と最上小国川の合流部に平沢川を横断する階段と飛び石を設置し、歩いて渡ることができるよう整備しております。また、今年度は、国道13号付近から高規格道路付近の最上小国川の堤防を舗装します。町では、来年度に、堤防と西の前遺跡公園をつなぐ農道について舗装する計画であります。

ただし、サイクリングロードとしては、アユパークの下流の堤防が途切れる区間と平沢川の横断については、自転車が通ることはできませんので、アユパークから県道、町道を経由してJR舟形駅へ、舟形駅から鉄橋の下を通り西の前遺跡公園へというルートになります。JR舟形駅を経由することで、駅が休憩・情報提供の場となり、魅力的なサイクリングロード

になるものと考えております。

サイクリングロードが整備延伸されることにより、ルート付近の近隣施設への立ち寄りも期待されます。町では、近年増えてきている自転車を活用したサイクルツーリズムに対応するため、本年度、サイクルスタンドを舟形若あゆ温泉、コテージ、センターハウス、舟形駅、猿羽根山公園に設置しております。ウォーキングなどによる健康づくりなども加えながら、清流最上小国川をはじめとする町の自然や施設を楽しみながら活動できる魅力あるルートとして周知を図ってまいります。

3番 それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、河川公園に関する再質問でございます。

町長答弁の中で、昨年の6月の定例会でも明確に全面禁止の説明をしているというような答弁でございます。昨年の6月の定例会で私が質問したのは、この河川公園の使用基準を明確にということなどで質問をさせていただきました。内容に関しては、芝生の上で直火で使用しているため、その芝生が焼けただれて、非常に見た目にもまずいし、このマナーが非常に悪いのではないかとというようなことで、それに関してやはりルールを、ちゃんとしたルールを決めないと駄目ではないのかということなどで質問させていただきました。

その箇所に看板は設置してありましたが、設置が平成13年というようなことで、中にはその公園の使用にあまり関係のないような項目もございますので、新たに新設してはどうかというような質問でございました。その中でも、できれば子供たちやいろいろな方にも分かるようなことで、イラストを使用してという提案をさせていただいたところでもあります。

現在の看板を確認しますと、イラストも使われており、非常に分かりやすい看板になっているなというようなことで、そこら辺は大変評価したいなというふうには思いますが、1点、気になる看板がございます。

手元に資料として、河川公園に設置している看板類というようなこと、お手元に行っていると思えますけれども、その中で、中段のほうの「おねがい」というようなイラストでございます。ペットのふん、野球、ゴルフで遊んじゃ駄目というようなこと、この遊んじゃ駄目というようなのが、見ますとゴルフをやっているような形ですけれども、ちょっとこの「あそんじゃだめ」という表記が、果たして公園で遊んじゃ駄目という表記がどうなのかなというようなことで、ちょっとこれ1点、私、非常に気になりました。

左側にある禁止事項の中では、ゴルフ、野球、そんなことでいろいろあるんですけども、この「おねがい」の中での「あそんじゃだめ」というこの表記、町長どう思われますか。

町長 一般的に遊んじゃ駄目と言われると、全てが遊んで駄目だということがあるのかもしれませんが、前提条件として、このようなイラストとか絵があった上で、このようなことで遊んじゃ駄目だというふうなことでありますので、全てのことを遊んじゃ駄目だというふうなこ

とはならないというふうに思います。そこを誤解する人が多くいるというふうなことは恐らくないのではないかというふうに、私自身としては考えているところであります。

3番 町長と私の見解の違いかもしれませんけれども、非常にこの「あそんじゃだめ」という言葉そのものが、公園で使ってどうなのかなという、非常に私は考えたところであります。今後、例えば公園を利用されている方々にちょっと聞くなりして、この「あそんじゃだめ」という表記に関してどうなのか、再度検討していただきたいなというふうに思っておるところであります。

あと、また、宿泊を伴うキャンプについて、明確に全面禁止の取扱いとしているというようなことでありますけれども、町というか、行政ではその扱いをしていると思いますけれども、使用する方々が果たして分かっているか、重要なのではないのかなと、果たして本当に分かっているのかなというようなことで、6月の質問の中でも、そういうふうな全面禁止を明確に打ち出しているとはいったものの、現在、あそこの公園でキャンプをしている方々は、非常に土日、特に多く見られるようなわけなんです。そんなことで、果たしてこれが周知されているのか、非常にどうなのか、私的にはなかなか利用理解されていないのではないかとこのように考えるところであります。町長の見解をお聞きします。

町長 周知されているかというふうなことでありますけれども、使う側の問題なのかなと。町としましては、前にも申し上げましたとおり、小国川という河川については、河川勾配が一般的に250分の1ぐらいです。日本三大急流と言われる最上川につきましては、大体2500分の1から1300分の1です。それから見ると、小国川については大変急流なことがあります。実際に、平成28年の8月に、防災ヘリで鮎釣りの客が救助されたという例があります。

やはり宮城県と山形県の県境付近、あるいは秋田県と山形県の県境付近に豪雨がいった際に、舟形町では降っていなくても、上流で降った場合にそれらを感知するというのが、向町とか瀬見の水位観測所はありますが、そこから舟形町まで到達する時間というのは非常に短いというふうなことで、先ほど申し上げましたとおり、平成28年に防災ヘリで鮎釣り客が3人救助されたというふうなことがありますので、やはりこういった危険性を考えると、町としてその鮎釣りの客の例を考えると、そこにキャンプを許可するというふうなことにはできないと。やはり町で管理する河川公園において、少なくとも人命を落とした事故になるというようなことは避けなければいけないと。安全安心に遊んでいただく分にはいいと思うんですが、それを許したのために、そこにキャンプをしていた方が亡くなったというようなことについては、町として非常に残念ですし、町の管理責任も問われるというふうなこともあると思いますので、やはり町としては、しっかりと禁止というふうなことでやっていきたいと。

そのための周知看板を出しているところでありますので、ただ、議員さんがご指摘のとおり、ばらばらな表記だというふうなことについては、改めて改めさせていただきますので、統一

してキャンプは禁止というふうなことでいかせていただきたいというふうに思います。

3番 町長言うのはごもっともだとは思いますが、今、自由にあそこを使っているわけですね、まず。そういった中で、使っている方は勝手に使っているんだから町では関係ないよというようなことには、私はいかないのではないかなというふうに思っているところでございます。

このネット、また、町のホームページの中にも、会場使用の申請をしたとき、泊まりキャンプの禁止を伝えているというような項目がございます。だから、あそこの会場使用の届出を出した方にはここキャンプ禁止だよというようなことは分かると思うんですけども、なかなかその届出を果たしてどのくらい行っているのかなということで、ちなみに昨年その届出というのは何件ぐらいあったのか、お聞きしたいと思います。

町長 その件につきましては、地域強靱化対策室長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

地域強靱化対策室長 昨年の利用につきましては、12件でありまして、警察の訓練のほうは3件、あとは鮎まつりで1件、あとは町の学年行事、2年生、5年生、2年生が1件、あとは教育課の行事で、こちらは教育課の行事で1件で、消防のほうの性能検査が1件、あとは鮎釣り大会が1件となっております。

以上です。

3番 今の報告のように、使われているのがやはり学校行事、また消防、警察、そういった公的と申しますか、そういった方の使用が多いように思います。あそこの芋煮会会場もありますけれども、芋煮会会場に関して芋煮をする届出も、今お話ではないのかなというふうなことでございます。

やはりこの届出を出したらこう伝えているというのは、その伝われる、聞く方が非常に実際にあそこを使用している方々でなく、一般の方々にはなかなか伝わっていないのかなというふうなことで、ちょっと行政では、あまりそこら辺は無断で使用するのに関知しないよというふうな考えが、ちょっと私には非常に見えるように思っているところであります。

今回、その全面禁止というようなことを、できるだけキャンプできるようにというような思いで質問しているわけでありまして、そこら辺をまた質問させていただきますけれども、次に、そのキャンプ禁止に関わる公園の看板と鮎釣りマップ、インターネット情報訂正について、ちょっと非常に遅いのかなというふうに思っているところでございます。

というのは、昨年の6月の私の質問の中で再質問をしたところ、町長の答弁した内容ですけども、これは記録に残っているものでございます。「キャンプ場と明記があるとすれば、広義的にいくと、テントを張って宿泊も可能だというような一般的なイメージもございまして、表現を変えさせていただきたいと思えます」、昨年の6月にはそのような答弁をされております。

しかし、今回、観るなびを削除したとございますけれども、この観るなびの削除というのはいつの時点でされたのか、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 この全国観るなびの削除に関しましては、伊藤議員からの質問を受けまして確認したところ、表記になっているということをこちらで確認しましたので、直ちに削除をしたものでございます。

3番 確かにそうだと思います。私が8月21日の段階で検索した観るなびには、ちゃんと無料キャンプを楽しめますというような項目で載ってございました。で、9月の3日段階でその項目が削除されています。

しかし、この観るなびだけでないんですよ、ネットというのは。ここに何点かありますけれども、ぐるたび、あと、じゃらん、同じような写真が載って同じような項目であります。全部に「利用届を提出していただければ、無料でキャンプも楽しめます」、いろいろなものがこういうふうに出ているわけですね。やはりこの1点だけ削除しても、こういうふうにネットでは、ネット社会、いろいろなところで拡散、拡散という言葉はちょっと失礼ですけども、いろいろなところで舟形町をPRしているわけでございます。

もう一点は、先ほど来あります釣りマップ、これは平成19年2月に発行されている、最上地域観光協議会で発行した山形県最上川釣りマップ、ございます。この中にも、河川公園、キャンプ場ありというふうなことを書かれております。最近出ています最上小国川清流未来振興機構、これを出しているマップ、これにもアユパーク舟形、河川公園キャンプ場あり、しっかり明記されております。このマップに関して、毎年更新して直すというようなことでありますけれども、平成19年からもう15年前のやつも直っていないというようなことで、非常に周知するほうがちょっと遅いのかなというふうに思っているところであります。

時間もあまりないようなんで、1点だけ、ちょっと参考的にではあります。非常に町長、先ほど答弁していただきまして、急流だというようなことでありますけれども、あそこ、河床をしゅんせつしてから非常に流れがスムーズで、水上がり大分少ないというか、ならなくなったのかなというふうに思っております。

最上町に、今回鮎釣り甲子園が開催されたおらだの川公園付近でやったと思います。このおらだの川公園、これはキャンプ場があります。これは山形県が整備して最上町が管理しております。このところは、昨年7月から有料化ということでお金を取ってしております。結局お金を取るということは、ちゃんと届出を渡すというようなことだと思います。あと、白川にもキャンプ場ございます。これは無料キャンプ場で、ネットにもちゃんと載っています。こういったところはキャンプ場として使用されているので、こういうところを参考というか、一応調査しながら、安全対策を講じながら、できればキャンプ場としてやっていただきたい。

あと、釣り客が流されたということですけども、確かに私も中州に車が残されて、出られ

なくなって重機で持ってきたというところを確認しております。もう何十年か前になりますけれども、そんなことで情報が伝わらない。今、防災無線もあるので、例えばあそこの公園に、5月から10月末までもいいんですけれども、簡易的に防災無線的なものを備えて、その情報を流す。やはりそういった対策を講じながら、安全を確保しながら、キャンプをできるようにしていただきたいというふうに考えるところであります。

今回の質問は、安全対策を十分に検討し、次年度からキャンプができるようにぜひ検討していただきたいというのがこの趣旨であります。そんなことで、今後再度検討していただけるかどうか確認したいと思います。

町長 最上町のおらだの河川公園のところも、それから白川のところも存じ上げておりますけれども、県で整備して最上町が管理しているキャンプ場というふうなことでありましたが、河川の地形的にまるっきり舟形町の河川公園とは若干違うところがございまして、今回、鮎釣り甲子園を開催しましたところにつきましては、8月の3日以前の洪水によりまして、河川敷整備したところがすっかり流されているというふうな状況でありました。

一方で、河川、公園の中の、失礼しました、キャンプをするところについてはその被害がなかったというふうなことでありますので、その点については場所が違うのではないかとというふうなことで、白川についてもその点はどういう管理をしているのかというふうなことで、砂防ダムとか取水ダムの関係があつて安全だというふうな判断を最上町さんがしているというふうなことだろうというふうに思います。

舟形町において、先ほど言いましたことを考えてみますと、我々のところとしては、やはり急峻なところであり、とてもその対応ができるような場所ではないというふうなことで、まず鮎釣り、キャンプの全面禁止を廃止するつもりはございません。

さらに、防災無線等というふうな話がありましたが、町の防災無線については、そこに住んでいる住家に向けてスピーカーがついております。今回歩道整備とか、サイクリングロードを設置する最上小国川未来清流振興機構の計画の中にも、私が当初申し上げたのは、そういう鮎釣り客が防災ヘリでピックアップされるというようなそういう事態にもなっているので、鮎釣りというふうなこと、最上小国川の魅力を発信するという意味でいくと、安全に鮎釣りすることができるようにしていただきたいと。そのためには、鮎釣り客に対して、瀬見であったり、最上町の水位の状況をお知らせする何らかの装置をつけていただきたいというふうなことで県のほうにも要望しておりましたが、それはなかなか難しいと。鮎釣り客がどこで鮎を釣るかというふうなことについては、鮎釣り客のやはり鮎を釣る人の感覚であるというふうなことで、その人たち一人一人に危険を知らせるといふのは難しいというふうな県の判断でもありました。パトライトでもいいのという話もちよつとしたんですが、そういったことについてもなかなか難しいというふうなことでありました。

一方で、メール等、スマホ等のところで情報を流したらどうかという話にもなったんですが、鮎釣り客は水没を恐れてスマホとか携帯を持っていかないというようなこともあって、なかなかその鮎釣り客に対する危険な周知、水位の上昇をお知らせする方法についても難しい状況であります。

そういったところを全面的に考えまして、来年度以降キャンプをというふうなことについての町の方針に変わりはないというふうなことで、やはり先ほども申し上げましたとおり、河川公園を利用していただく方は、安全に安心して利用していただくことが大事だというふうに思っておりますので、町としてはキャンプを解禁するつもりはございません。

3番 時間も7分少々、少なくなってきましたので、次の質問に参ります。

サイクリングロードについて再質問をさせていただきます。

いろいろ再質問も考えてはきたんですけども、ちょっと時間の関係上、端折って質問させていただきます。

まず、かわまちづくり計画について、令和元年12月に小国川かわまちづくりプランの現状についてということで、ここでも私質問しております。今年度、13号付近から高規格道路付近まで舗装するように答弁ではなっておりますけれども、計画満了まで3年ほどあります。堤防が切れる平沢の横断、これを横断するには、例えば木柱等で、散策する人、ジョギングする人、自転車が渡れるそういった橋は架けられないものか、また、それを今回のこのかわまちづくり計画に歳入できないものか、お伺いしたいと思います。

町長 かわまちづくり事業につきましては、県の事業でございますし、先ほど申し上げましたとおり、最上小国川清流未来振興計画に基づいて実施しているというふうなことで、詳細については県のほうで実施しているところではあるんですが、橋という考え方は県のほうでないようです。

現在の状況を見ますと、県のほうで、平沢側の合流部のところに飛び石を設置したというようなことでありますが、現在、その飛び石については、土砂等で埋没しているような状況でございます。

3番 できれば、そこに簡易的な木柱の橋でも架けていただけると、あゆっこ村ふれあい橋まで女神の丘公園からルートがつながるのかなというふうに思っているところであります。あゆっこ村ふれあい橋の幅が、今階段幅3メートルございます。2メートルは階段のままに残し、両サイド50センチをその段差をなくしてそこを自転車で、自転車も引っ張って上り下りできるスロープをしたらどうなのかなというふうに思ったところであります。その平沢とここがクリアできれば、女神の丘公園から経壇原までサイクリングロードとして使用できるのではないのかなというふうに考えたところであります。

欲を言えば、経壇原、今度関田の堤防を整備して、長沢農村公園までつなげる、そんな計画

もいいのかなと。もうサイクリングロードとしては、舟形から長沢までずっとつながるのではないかなというふうに考えたところでもあります。

答弁をいただくと長くなるので、一応ぱっと私、話だけをしておきますけれども、最後にちょっと答弁いただきますけれども、そういった形でサイクリングロードができるとすると、将来的には、舟形駅をハブステーションとしまして、レンタルサイクル自転車を置いたりして、女神の丘公園からチャイルドランド、若あゆ温泉で、経壇原、裏の山にある荷渡権現、そこから今、舟形のほなみさんのところを下りてきて、そこから猿羽根山に行く。そんなコース、また、若あゆ温泉にも行けると思うんですけれども、そういった周遊的なコースが将来可能ではないのかなというふうに思っているところでございます。

町長がいつも言っています、観光業者がないので、舟形町は観光ではやはり駄目だから、交流人口を増やす、誘客を増やすというようなことで、それを考えると、こういった今非常にコロナ禍でアウトドア、そしてこういったサイクリング、非常にはやっているような状況でございますので、こういった周遊的なものでサイクリングロードをうたい文句にして、今後舟形町を売り出してもいいのかなというふうに思っているところであります。町長の見解をお聞きします。

町長 基本的には、伊藤議員の言われるとおりの、そういうふうになれば一番いいかなというふうに思います。

先日、ランドマークを考えるシンポジウムの中でも後藤先生がおっしゃられておりましたけれども、同じ飛行機で同じところに行く、同じ時間を共有しているのにも、ファーストクラスからエコノミークラスまであるんだと。今ある自然とか、舟形町の財産を、ファーストクラスに見せるのか、エコノミークラスに見せるのかというふうなことだというふうに思うんです。ですから、できる限りそういったことを町としても考えていきたいというふうに思いますが、それについても一気に全てができるというようなことではないというふうに思いますし、伊藤議員のおっしゃられることについては十分理解いたすところでございますので、そういったところについては、中長期的な考え方の中で整備を進めていくというふうなことになろうかというふうに思います。

3番 最後になりますけれども、この一般質問とはまた関係なく、本日傍聴に来られた舟形中学校3年生の皆さん、多くおられます。その皆さんが一人でも多く町内に残っていただき、舟形町を将来につないでいってもらいリーダーとして活躍してもらえよう心から期待をし、質問を終わりたいと思いますが、一言、町長からもちょっとそこら辺、答弁をお願いします。

町長 中学校の皆さんには、本当に今日は大変ご苦労さまでございました。

あなた方に町として一生懸命応援をしているのは、この舟形町の未来を担っていただくためというふうなことであります。皆さんからぜひ舟形町残っていただいて、あなた方が次の時

代に議員の席に座ったり、こちら側の行政の席に座って、町長として答弁をすることを、私としても大いに期待しておりますので、この中から必ずそういった方々が出ていただきますよう、お願い申し上げます。

議長 以上をもって伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時45分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

9番奥山謙三議員。

9番 皆さん、おはようございます。それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

題目としまして、「固定資産税課税の取扱いは」ということであります。

固定資産税は、1月1日現在所有者に課税され、対象となる資産は、土地、家屋、償却資産等となっています。税額については、評価額に対して税率は、舟形町では1.4%の設定をしています。軽減する制度もありますが、今回は、軽減内容については質問を割愛します。

令和2年度の舟形町の収納率は、現年度分99.91%で、町民の納税意識の高さをうかがい知ることができ、心より感謝を申し上げます。それでは、質問事項を列記します。

- ①固定資産税の対象となる償却資産の対象は。
- ②土地、家屋で相続登記がされていない場合の取扱いは。
- ③家屋等の未登記及び表示登記はされているが保存登記がされていない場合の課税の取扱い。
- ④空き家等の課税の取扱い。
- ⑤本人行方不明者、相続人行方不明者の場合の固定資産税の取扱い、対象資産に農地がある場合、その維持管理が必要と思うが、それはどうなっているか。
- ⑥相続人全員が相続することを家庭裁判所に届け出た場合の固定資産税の取扱いは。
- ⑦令和6年4月より相続登記制度が変わりますが、町としての対応は。

以上です。回答よろしく願いいたします。

町長 それでは、9番奥山謙三議員の「固定資産税課税の取扱いは」のご質問にお答えします。

1つ目の固定資産税の対象となる償却資産については、法人や個人で工場や農業、商店などを経営している方が事業を営むために所有している構築物、機械、備品などで、取得価格が10万円以上のものをいいます。

2つ目の土地、家屋で相続登記がされていない場合の取扱いは、手続の際に相続人の代表者を決めていただき、納税通知書の送付者を変更し、速やかに相続登記するよう伝えております。

3つ目の保存登記がされていない場合の取扱いは、家屋調査は登記の有無にかかわらず行い、課税をいたします。

4つ目の空き家については、解体しない限り、課税は行います。

5つ目の本人及び相続人不明の場合は、不明が判明した段階で相続人調査を行い、代表者を設定しております。対象資産に農地がある場合の維持管理の有無については、課税上加味されることはありません。

6つ目の相続放棄された場合の課税については、代表者なしとなり、課税されることがなくなります。

最後、7つ目の質問の相続登記制度の改正については、相続登記が義務化され、3年以内に所有権移転登記をしなければならなくなり、所在者不明土地問題の解決につながるものと思います。令和6年4月からの改正に向け、町でも、税務窓口や広報等でお知らせしていきたいと考えております。

9番 ただいま、町のほうから回答をしていただきましたが、どうも私的にはなかなか理解できないところが多々ありますので、これから細かいところになるかと思いますが、再質問をしていきたいと思います。

まず、第1点ですけれども、この減価償却資産の場合の固定資産税の計算方法、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

町長 その点につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきます。

住民税務課長 固定資産税、償却資産の固定資産税につきましては、個人及び法人から確定申告が出されますので、その際に、償却資産の種類によって、何年で償却するということでその年度の償却額が分かります。その額を、個人であれば評価額が150万以上になれば、償却資産の固定資産税の対象となって、1.4%掛けて税金を納めてもらうということになります。法人についても同じような形での制度になっております。

9番 回答では、所得価格が10万円以上というふうな金額の回答があったわけですが、今、150万円云々というのは金額出てきたんですけども、これについてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

住民税務課長 10万円以上の償却資産、不動産等について、評価額を年度ごと出します。先ほど言った償却資産の年限、30年なりに割った際に。例えば、100万のものを買ったとすれば、10年で償却しますといえ、10万ずつ経費として確定申告のときに入れますよね。その額を、その1個だけじゃなくて、いろいろな償却資産があるわけです。その年度に償却できるものが。その合計を足して150万以上になれば課税対象になるということでございます。10万円のものもあれば30万円のものも、その年度に償却資産として計上できるものがあると思いますので、その合計が150万以上積み上げがなれば、償却資産の対象となるというもの、1つのもの

のが150万というわけじゃなくて。はい、合計で。

その年度に、農家でいえば、乾燥機とかいろいろな機械があると思うんですけども、乗用のナンバーつくもの以外の、そういうのを申告するときに、単年度で償却するものがあれば、10年、20年で償却するものがあるということで、その積み上げが150万以上になるとすれば、課税の対象になると。

9番 もっと、では一例でちょっと聞きたいんだけど、仮にコンバイン、1,000万のコンバイン買ったと。そして耐用年数が仮に8年だとした場合、そういうような場合は課税対象にはなってくるんだろうか。

住民税務課長 コンバインについては、ナンバーがつくと思いますので、それは自動車税のほうの対象になるので、先ほど言ったナンバーのつかない農機具……、はい、そうです。

9番 そうすると、機械装置、仮に買ったとしますが、これが100万円だったとして、耐用年数が10年というふうにした場合、その計算というのは、仮に単純にすれば100万円を10年だから毎年10万ずつ減っていくわけだね。当初は100万だったけれども、次の年は90万に対して1.4%というふうな計算式なんだろうか。

住民税務課長 最初の年に10年で償還するとなれば、10年間その10万ですつといきますので、次が90万ではなく、また次の年も10万で償却資産に……、そうですね。10万というから、それが150万を超えれば。はい。

9番 何か分かったような分からない。では、これらの機械、対象機械、新規購入、更新した場合の把握というのはどのようにして行っているのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 先ほども述べたとおりなんですけれども、それぞれが確定申告というものをします。町でする場合もあれば、税務署で処理される場合もあると思いますけれども、その確定申告の際に、新たに償却資産が出るということも分かりますし、法人も含めてなんですけれども、その確定申告書に基づいてこちらは確認して、新規が出ればちゃんと申告してくださいということで求めているところでございます。

9番 次に、②の件ですけれども、土地・家屋が相続登記されていない場合の取扱い、この手続の際に相続人の代表者を決めていただくというふうなことなんだけれども、この代表者を決めるということは遺産分割協議書が作成されるというふうなことにならないと、代表者も決めようがないんじゃないかなというふうに思いますが、現実には、引き続き使用している方が納税義務者になっているんじゃないかなというふうに思いますが、この辺のところはどうなっているんでしょうか。

住民税務課長 相続登記がなされていないから相続人ということではなくて、所有者が亡くなった段階で、法的には配偶者なり子なりが、もうそのときに相続人になるという、亡くなった際に、登記の有無にかかわらず相続人になるという考えです。民法的には。

なので、通常、亡くなってから1週間程度後に家族の方、手続来ますけれども、当然そのときは登記はなされてない状況です。なので、法的に配偶者なり子供なりにうちのほうでは移すという手続です。

先ほどの遺産相続がどうのこうの、相続登記がなっているかどうかにかかわらず、代表者を決めていただいて、その人に移すという、それが答弁書の手続というところです。

9番 その代表者というのは誰が決めるんでしょうか。

住民税務課長 通常、父親が亡くなれば、配偶者になったり子供になったりというところで、それについては遺族の方で、あくまで納税のする相続人ということになりますけれども、家族とお話しして決めておるとい状況です。

9番 その決め方というのが、相続人全員の合意とかそういうことで関係なく、まず手続してくれた方に決めてくださいというふうなことをお願いしてただやっているというようなことでの理解でいいんでしょうか。

住民税務課長 そのように手続はしております。

9番 相続登記ができないというようなことについては、何らかの問題があるから相続登記ができないというふうになるかというふうに思いますが、そうしたら、まるで簡易的にそういうような取扱いをしているというふうなことなんだろうというふうに思います。そういった取扱いをしておいて、相続人間で何か問題等発生したというケースはないんでしょうか。

住民税務課長 私が4月から着任してからの相続に関しての問題はないという状況です。

9番 ぜひ、このトラブル等に引き込まれないような対応をお願いしたいなというふうに思います。

次ですけれども、3点については、これはいいですね。

次、④空き家等の課税の取扱い。回答としては、解体しない限り課税を行うというふうなことなんだけれども、空き家というふうな名称になっていれば、納税義務者となかなか連絡が取れないというふうに思いますが、この辺は連絡等について、要するに納税義務者への納税額の通知とか、あと固定資産税の支払いとか、この辺についてはどのような対応を行っているのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 もう、これについては、空き家になる前からの納税者という方がいると思いますので、その人亡くなっていけば、次の相続されるべき人に納税通知書は行っているという状況です。

9番 そうしますと、この空き家の形で亡くなっていようが、その相続人とは連絡が取れているというふうな理解であれば、この空き家等の現状についての解体等についても併せて相談できるかと思いますが、本当にこの空き家等についての固定資産税の支払い、これが収入未済額とか不納欠損のような扱いをされているというようなケースはないんでしょうか。

住民税務課長 昨年度の不納決算額の表をちょっと持ち合わせていないので、固定資産税額のその対象になったかどうかというのは、ちょっと今分からない状況です。

9番 非常にこのケースの場合だと、この固定資産税の回収が逆に私からすると困難じゃないかなというふうに思うんです。そういった中で、舟形町としてはきちっと対応して、固定資産税を払っていただいているというふうなことのような回答でありましたが、そういうふうなことであれば、空き家等についての発生というのはなかなか出てこないんじゃないかなと、逆に。というのは、空き家を持っている方とのコンタクトはできているというようなことであれば、その所有、その支払っている方々といろいろな話の中で、空き家等の解体についても相談はできるんじゃないかなというふうに思いますが、固定資産税とはちょっと外れますが、こういうふうな情報を基に、空き家等の解体等についての協議というようなことをした経過があるのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 ご質問の空き家についての解体の協議ということにつきましては、積極的に町のほうから空き家の管理者のほうに通知とかは出してしておりますが、相談も受け付けているところ、通知を出して相談も受け付けているところでもあります。ただ、対面で直接、管理者の自宅に出向いて話をするなんていうことはしていないような状況です。

以上です。

9番 この空き家等の課税の取扱い、課税を行うというふうなことで、さらにはこの支払い状況についても、何ら問題なく支払われているというふうなことであれば、まだまだこの横の連絡で情報提供しながら、空き家等の相談というのは本当にもっとできるんじゃないかなというふうに思いますが、これ空き家の固定資産税、本当に未納者がいないのか、再度確認をしたいと思います。

住民税務課長 ただいまの質問については、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、この場ではちょっと回答できないという状況です。

9番 私のこの事前の通知で、空き家等の固定資産税についての回収状況について質問しているわけですから、この辺の回答については持ってくるのが本当かというふうに思いますが、これについてのちょっと認識を、ちょっと町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

町長 個別の状況でありますし、より具体的なことでもう少し調整ができれば、そういった資料も持ち合わせるというふうなことがあるかというふうに思いますが、まずは、今現在の中で住民税務課長として持ち合わせていないということでもありますので、大変申し訳ございませんが、そのような状況でありますので、まずご理解いただければというふうに思います。

9番 町長がそこまで言うのであれば、後日、この状況等についての回答はいただくことができるんじゃないでしょうか。

住民税務課長 そうですね。調べてみて回答したいと思います。

9番 よろしくお願いをします。

次ですけれども、これは当たり前のような質問になってしまうかもしれませんが、解体後、要するに更地になっても課税はされるのか、この辺について確認をしておきたいと思います。

住民税務課長 家屋としての課税はなくなりますが、土地としての課税は残るということです。

9番 当然、上に住宅がないということは、これ優遇措置もなくなるというようなことでいいんですね。はい。

次ですけれども、5番目の本人行方不明、相続人行方不明の場合の取扱いですけれども、回答では、不明が判明した段階で相続人調査を行い、代表者を設定しているというようなことですけれども、この不明者が判明しない場合はどのような取扱いを行っているのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 戸籍等に基づいて、関係者の市町村等に照会して連絡を取り、たどるようにしている状況です。

9番 ただいまの回答で、相続人調査というふうな言葉が出てきましたが、相続人調査した結果、納税義務者となり得るのは何親等までなのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 ちょっと何親等というところは押さえていないんですけれども、関係ある人に探しながら行って、その人が払うというようになれば、何親等とか関係なく、そこで納税通知書を送らせてもらって、納入してもらおうということをしております。

9番 そうしますと、そういうふうな相続人調査をして、判明して、この方に相続、まずは納税をしていただきたいというようなことでお願いした結果、支払っていただいたケースというのがあるのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

住民税務課長 実際、ある……、ございます。

9番 その土地に農地がある場合、要するに田があったとします。その田については、表立っての契約はできないわけです。かといって、田としての農地はあるわけです。この場合のその田の管理、要するに構わないでおけば耕作放棄地の状態になって、耕作ができないような状況になろうかというふうに思いますが、この辺についての管理はどのような形で行っているのか。これは税とはちょっと外れますけれども、回答のほうよろしくお願います。

農業振興課長 行方不明者、または町外に出ていった方で連絡がなかなかつかない方の場合について、親族の方が維持管理をしてくれるパターンであったり、あとは多面的機能支払交付金で、エリアに入っている場合だと維持する義務が生じますので、そちらの保全会で保全しているというパターンも見られます。ですが、そのどちらもならず荒れてしまうということも大いにある状況です。

9番 そうだろうというふうに思います。あとは、こういうふうな土地があるおかげで、圃場整

備等が進まないというか、遅れる原因になっているというようなケースはないのでしょうかね。この辺についてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 圃場整備が遅れるかというご質問、土地が相続されなくてということで圃場整備が遅れるかというご質問についてなんですけれども、圃場整備は一部特例的な部分がありまして、今までで相続がなされていなくて圃場整備ができなかったという事例はございません。以上です。

9番 時間はちょっとありますけれども、最後の7番目の相続制度が変わります。この変えざるを得なかった中に、問題点として、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まないなど、土地の利活用を阻害するとあります。そういったことの文言があったんですけれども、当町において、この登記関係で公共事業の復旧・復興、これが円滑に進まなかったというふうなケースがあったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 公共事業または復旧・復興事業、災害復旧事業等で、用地の関係、用地の登記関係に問題があり、事業が進められなかったという事例については、少なからずあったと記憶しております。実際、道路工事などで考えますと、もうほとんどないのかなという感じでは思っております。

以上です。

9番 いや、大変細かいところを質問してきましたが、これは取りも直さず、私の勉強不足というところがありまして、再度詳しく知りたいというようなところで一般質問を行いました。

今回のこの相続登記制度、やはりこれを変えなきゃならないというふうな項目が多々あるようであります。やはり、この辺については、町民の方々に十分周知をしていただいて、そしてスムーズな登記制度、相続登記ができるような形でお願いしたいなというふうに思います。

大変私もまだ理解できないところはありますので、後日、お願いした回答についてはよろしくお願いをしながら、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

本会議は明日午前10時より再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時20分 散会

令和4年9月8日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和4年舟形町議会第3回定例会第3日目

令和4年9月8日(木)

出席議員(9名)

1番 叶内昌樹	7番 佐藤広幸
2番 荒澤広光	8番 叶内富夫
3番 伊藤欽一	9番 奥山謙三
4番 小国浩文	10番 八鍬太
6番 斎藤好彦	

欠席議員(1名)

5番 石山和春

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	地域強靱化対策室長	伊藤 英 一
副町長	鏡 裕 之	地域整備課長	伊藤 秀 樹
会計管理者	伊藤 茂 樹	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	総務課財政主査	佐藤 拓
まちづくり課長	曾根田 健	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 長	伊藤 幸 一
住民税務課長	沼澤 一 征	教 育 課 長	豊岡 将 志
代表監査委員	齊藤 徹	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 主 事 沼澤 靖 子

議事日程

- 日程第 1 報告第 6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について
- 日程第 2 議案第38号 令和4年度舟形町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 3 議案第39号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1

号) について

- 日程第 4 議案第 40 号 令和 4 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 5 議案第 41 号 最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について
- 日程第 6 議案第 42 号 舟形町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 認定第 1 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の9月定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

なお、報道機関より写真撮影の申出があります。許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、よって写真撮影を許可することといたします。

日程第1 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長 日程第1 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提案書の説明を求めます。

総務課長 議案書の8ページをご覧ください。

報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりである。

令和4年9月6日提出。舟形町長。

記。

1、健全化判断比率。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、令和3年度決算が黒字であったために、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにいずれも数値はございません。なお、括弧内の数字は、米印の注釈にあるとおり、早期健全化基準の数値でありまして、この数字を超えると財政健全化計画の策定義務や外部監査の導入が求められることになっております。

続いて、実質公債費比率であります。これは、令和元年度、令和2年度、令和3年度の3か年の平均となるものです。3年度は12.6%ということで、2年度の13.4%から0.8%改善しております。改善の要因といたしましては、主な要因として、一般会計から経営企業会計などに対する繰出金の減、普通交付税の大幅な増などによるものであります。

次の将来負担比率につきましては、2年度より1.4%減少し、3年度については数字が出ない状況であります。このことについては、将来財政を圧迫すると見込まれる地方債や負担金の残高が、町の財政規模の割合からすると極めて小さいと言えるものであります。改善の要因といたしましては、一般会計から公営企業に対する繰出金や、退職手当負担見込額などの減少、あとは基金の増加などによるものであります。

次の2、資金不足比率であります。農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計、いずれも黒字であることから、資金不足の比率欄には数値はございません。

次に、9ページをご覧ください。

これは、監査委員から提出されました令和3年度財政健全化審査意見書になります。

2の審査の結果の部分を朗読させていただきます。

2、審査の結果、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

続いて、10ページになります。

こちら監査委員より提出されました令和3年度経営健全化審査意見書になります。

こちら2の審査の結果について朗読させていただきます。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められます。

以上になります。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第2 議案第38号 令和4年度舟形町一般会計補正予算(第4号)について

議長 日程第2 議案第38号 令和4年度舟形町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。質疑ありますか。

6番 それでは、歳入からお伺いします。14ページです。

14ページの21の5の1雑入ですが、右の説明の欄でございます。デジタル基盤改革支援補助金467万5,000円の減額でございますが、この内容についてお伺いします。

デジタルファースト推進室長 こちらのデジタル基盤改革支援補助金467万5,000円の減額についてお答えいたします。

こちらのほうは、地方税の納付書のほうにQRコードをつけまして、eLTAXで税を支払うものに係る補助金を当初想定しておりましたが、こちらのほうは、補助金ではなく、普通

交付税の措置というふうなことで、そちらのほう……、そのようなことから補助金を減額したということでございます。

6番 この補助金を申請する際は、この事業費を使うということで国から来て、申請をしたわけでしょう。国からの指示で、これじゃなくて地方交付税を使いなさいよという指示なんですか。当初からこれをやるのが間違っておったんですか、どっちなんですか。

総務課財政主査 こちらの補助金については、当初予算を編成する際には、補助金があるというところで歳入のほうを見込んでおったんですけれども、年度入りまして、こちらのほうは補助金ではなくて、国のほうから普通交付税のほうに基礎数値として算入されているので、補助金自体がありませんよということになくなったものですから、今回、減額の補正をしたものでございます。

以上です。

6番 当初予算の段階では補助金だという話で申請をしておった。その後、対応が変わって、国の指示でそういうふうになったということですか。はい、分かりました。

7番 それでは、12ページ、歳入の13の1の1、農林水産業費分担金のこの基幹水利施設ストックマネジメント事業分担金の134万5,000円、この内容について質問いたします。

地域整備課長 それでは、ご質問にお答えします。

基幹水利施設ストックマネジメント事業については、裏の山の裏の山揚水機場の機械設備でありますモーターが、夏にスパークしまして故障しました。応急的に直して、それで残りの集水、揚水期間しのいだんですけれども、今回、改めて国の補助事業で補修することになりまして、裏の山揚水機場のポンプのモーター設備の補修をすることになりまして、受益者負担金ということで、事業費1,345万円の10%で134万5,000円を計上したところであります。

以上です。

7番 そうしますと、この受益者負担分ということですが、今、裏の山の組合の方向名でこの134万6,000円をご負担するような話になっていることになるのか、質問いたします。

地域整備課長 裏の山揚水機場の受益者につきましては、お話しできる資料を持ち合わせておりませんので、受益面積については、44ヘクタールの農地の受益面積で負担して払うということになってきます。

以上です。

7番 モーター故障に対して支援するという事から、やる気のある農業の方に支援するという事はやぶさかではないというふうに思いますが、このストックマネジメント事業という事業について、少しもうちょっと詳しくお話ししてもらえませんか。

というのは、やはり話に聞くとところによると、このモーターとかそういったものに関しては、そういった水利権を持つそういう農業者が壊れた場合に修繕していくものではなかったかな

というふうに思っているものですから、県の補助もいただくようなので、このストックマネジメント事業の内容についてどういったものなのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

地域整備課長 基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、国の補助事業であります。補助率が、国55、県12.5%、町22.5%、受益者負担10%という負担区分になっております。事業内容につきましては、補助事業で過去に造成した施設につきまして、長寿命化を図るため、整備補修するものになります。今回の事例で、裏の山の事例につきましては、その中の事業の突発事故対応ということで、突然起こった事故に対応するための予算措置という形で事業化されております。

以上です。

2番 14、15ページの18の1の1、一般寄附金になります。

右側の説明のところですけれども、ふるさとづくり応援寄附金ということで1億円、あと企業版が782万円。昨年度、令和3年度の決算だと、6億円というふうな数字であったと思うんですけれども、先日の山新でも舟形町がどうもナンバーワンというふうな記事がありました。町としては、このありがたい寄附金を頂いた大きな要因、毎年伸びているわけですけれども、その要因をどのように判断しているのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 ふるさと納税の実績が毎年伸びてきているその要因についてなんですけど、まずは担当及び事業の受付を委託している振興公社の職員のほうで、小まめな商品のアップ、返礼品のアップですね、そちらを心がけています。写真の掲載においても、より魅力的に伝わる、お米であったり、牛肉だったりあるんですが、そういった返礼品がより魅力的に伝わるように、アップを心がけています。あと、お客様への対応も、やはり親切な対応を心がけていただいておりますので、そういった日頃からの地道な対応が寄附金のアップにつながっている要因の一つかと思います。

以上です。

2番 やはりお客様といいますか、ほかの県外あるいは県内のお客様を対象にした商売だと思いますので、やはりお客様目線というところが一番大事かなと思っています。今年度まだ半期、今走っているところで4億円というところで、ぜひ年度末までこのような順調なペースで行っていただけるよう、引き続き営業努力よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

6番 歳出ですが、20ページです。20ページ、2の1の10、総合行政システム事業、ちょっと考え方が分からないので、ちょっとそのあたりお伺いしますが、今ありました寄附金がありましたけれども、この事業でこういう事業をやるという先日説明がございましたけれども、財源の内訳なんですけど、20ページのほうの補正の財源の内訳、790万の内訳、その他が314万7,000円、一般財源が475万3,000円という見せ方なんですけど、私、頭にあるのは、一般財源と

いうのは、前に町長から説明あった何だっけ、時間外手当7万8,000円、それは一般財源で、ほかは寄附なので、これは特定財源ではという頭にあったので、こういうふうに分ける、分けてなくちゃいけない意義といたしますか、この分けた内容についてお伺いします。

総務課財政主査 ただいまの質問にお答えいたします。

こちら財源のほう、議員おっしゃるとおり、本来はその他のところに782万2,000円が計上されるんですけども、先ほどのご質問にありましたデジタル基盤改革支援補助金、こちらもその他のほうの財源になります。ですので、このふるさと納税のほうの782万2,000円の歳入がありまして、そこから減額の467万5,000円が引かれてしまいます。予算書の掲載上、こちら差引きされて314万7,000円のここに記載になると。その足りない分として、一般財源のほうでその減った補助金の減額の467万5,000円と、議員おっしゃった時間外手当等の7万8,000円を足して、475万3,000円がこちらの一般財源のほうに記載されてしまうという形になっております。

以上です。

6番 そうしますと、前段で質問したこのデジタル云々のマイナス、これは一旦受けて、特定財源で受けて、ここから戻して、それを戻すためにここから782万1,000円から460万引かなくちゃいけないという、そういう仕組みなの。別、切り離しはという考え方ではないのか、これは。ちょっとその辺よく分からないんですけども。

総務課財政主査 こちらにつきましては、デジタル基盤のほうの補助金につきましては、事業の充当が同じ款項目の舟形町総合行政システム事業、当初予算にあるんですけども、そちらのほうに充当されている補助金となっております。今回、デジタルファースト推進事業にそちらの寄附のほうは充当なるんですけども、同じ款項目の中での充当財源内訳の記載となってしまうため、同時期に予算計上してしまうと、そちらが差引きになってしまいます。

というところで、実際は、こちらのデジタルファースト推進事業にはその782万2,000円が充当されているんですけども、同じ款項目の財源が減ってしまうため、予算の見え方上はこういう記載になってしまうという形になっております。もう既に予算として充当されている、計上されている予算を引くものですから、そこで差引きをしないと、予算書の体裁上合わなくなってしまうので、こういう記載になっている形になっております。

以上です。

6番 仕組みは分かりました。その他で782万2,000円から400何がしを引けば、この314万になります、確かに。そうしますと、475万3,000円の一般財源、一般財源という意味はどういうものなのか。先日の全協の中で、町長も一般財源は7万8,000円だと、あとは寄附金だよと。この主なあれにも、一般財源は7万8,000円とその他が782万2,000円、こういう書き方しているので、ちょっと何といたしますか、ぱっと見によく理解できないです。このあたり、こつちを

直せばいいのか、全協の説明をちゃんとすればいいのか、そのあたりどうなんでしょうかね、町長。私だけ分からないのか、ちょっと。

町長 今、財政試算、おっしゃられたとおりなんですが、基本的には企業版ふるさと納税の関係で700何がしというものがあって、それはその他の特定財源になるんですが、先ほど斎藤議員が質問されましたデジタル基盤改革支援交付金というものが、当初は特定財源の国からの補助金が来るといふうにしておりましたが、このたびそれが普通交付税に算入されるというふうなことになりました。

その結果、先ほどの減額400何がしという金額を出さざるを得ないと。そうすると、特定財源が減った分については普通交付税というふうなことです。それは一般財源になるわけです。

そうすると、企業版ふるさと納税の分の事業の項目が、基本的にその総合行政システム事業費の中に入っていないければ、それは別々で分かるんですが、このたびは同時に出了されたものですから、プラスになるほうとマイナスになるほうの関係の中で、特定財源の分が減額になって、そうするとその財源はまるっきり事業をやらないというのであればそのままなんでしょうけれども、国の方針として普通交付税に算入されるということですから、それは一般財源に充当されるというふうなことになりますので、普通交付税の分で一般財源というふうな形になるというふうなことで、説明的には全協で説明した内容のものなんですが、予算書を調製する際には、同時期に2つのプラスとマイナスのものが出してしまうというふうな中では、ちょっと分かりづらいというふうなことで、予算査定の中でも、本当は企業版ふるさと納税の分だけを出して、どうせ国の補助金が減らされる分については、今回でなくて12月で出すとより見やすかったかなというような反省もちょっとあったんですが、普通交付税に算入されるというふうなことが分かった段階で出すというのも、これも正解だというふうに思いますので、ちょっと説明した内容と予算書の財源内訳のところについては、なかなか分かりづらかったかなというふうに反省をしているところでございます。内容的にはそういった内容でございますので、ご理解いただければと思います。

4番 12ページ、13ページ。18款2項、土木費国庫補助金1,000万強、1,000万ちょっとの減額になっておりますけれども、その内容をお聞かせください。

地域整備課長 ご質問の1,018万9,000円の減額につきましては、交付決定、国からいただいた交付決定額、当初見込みが5,009万8,000円のところ、交付決定になった金額が3,990万9,000円ということで、補助金の減額をしております。交付決定ベースで精算したという形になります。

4番 交付決定額の減額になった部分を、これがなくなったという理解でよろしいのでしょうか。分かりました。

1番 それでは、12ページ、歳入の15の2の1の備考欄13の個人番号カード交付事業補助金でありますけれども、これはマイナンバーカードかなと思いますけれども、今時点でのマイナンバーの普及状況というか、どの程度あるか教えていただければと思います。

住民税務課長 マイナンバーの交付枚数で、7月末時点のデータになりますが、2,181枚交付してまして。率にしますと42.5%という状況です。

1番 数的に若い人の普及が増えているのかなと思いますけれども、ちょっと先日、高齢者の方から手続に対して、やはり行政側に来ないとできないとなると、なかなか大変だということもありましたけれども、例えば、したい方への訪問とか、そういうことの考えとかはないでしょうか。

住民税務課長 先月のお知らせ版でお知らせしていますが、要望ある方については、個人の家まで行って手続するという内容をお知らせしています。また、土日につきましては、長沢集学校でもできるということと、あとはNTTドコモとかauとかのキャリアでも今できる状況です。実際、個別に伺ったという件もございました。

以上です。

1番 まず端末がないと、そういう普及は伸びないと思いますので、個人ナンバーカード、なるべく多くの方に普及していただけるよう努力していただきたいと思います。

以上です。

1番 それでは歳入、歳出。歳出、ページが20ページの10、総合行政システム事業費の右の欄のデジタルファースト推進事業の一番下、地域活性化デジタルプロジェクト推進事業委託料ということで、全協のときに説明受けましたけれども、まだその構成のPCが来ていないとか、なっていないということなんですけれども、これ、集学校のほうに3基、PC高性能機械3基とありますけれども、これを全て集学校に置くのか、それとも今後の使い方とか考えて、集学校から、例えば何台、1台とか、そういうものの移動とかを想定してのこの委託的に集学校に一旦納めるのか、その点お聞かせください。

町長 まだ詳しい使い方等々については、先日も申し上げましたが、どのようなスペックのものかというふうなところもまだ分からない状況でありますので、まずは長沢集学校のほうで使っていただくというふうなことで、その使い方、普及の方法についてもリングローさんのほうからご協力いただくと。その中で、町のほうでもリングローさんと先んじて、ととてでいるような介護予防のパソコンを使ったものとかも計画しているようでもありますので、そういったところの中でそういったものも使えるというふうなものであれば、そちらのほうにというふうなことも考えられるのではないかとというふうに思います。今時点の中では、そういった考え方でいるところではありますが、今後そういったものが入ってしっかりとどういう使い方ができるというようなことがあって、どういう普及の仕方ができるのかというふうなこと

ろを考えながら、適正な場所に配置をしたいというふうに考えております。

1番 先日、集学校の甲州さんのほうともちょっとお話ししたんですけれども、私以前、一般質問のほうで、eスポーツという形で健康的なものをできないかという質問だったんですけれども、この構成のPCになりますと、それ以上のシステムが構築できると思ひまして、今年ちょっとオープンした例ですけれども、府中市というところで、プロジェクトマッピングを利用して、何か地面というか、床に投影したやつを足で踏んだり、ピアノだったり、そういうことが多分構成のPCでは可能になると思ひますので、eスポーツよりもそのプロジェクトマッピングを利用して、体をこするような取組ができればいいのかなというちょっと相談、話をしたので、検討課題として、府中市のところで体験型で6つのゲームを体験できるようなので、ネットでも調べられるので、その辺ちょっと目を通してご検討いただきたいと思ひます。

議長 答弁は要りませんか。

町長 まずは、しっかりとその来たものに対して、どういったことができるかというのを再検討して、できる限り、せつかく頂いたものですので、有効活用できるように努めていきたいというふうに思ひます。そのやはりパートナーとしてはリングローさんが重要な位置づけというふうになりますので、リングローさんとよく協議、連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

9番 ページが20ページ、2の1の22、新型コロナ対策感染症対策費の中で、21ページ、新型コロナワクチン接種体制確保事業ということで金額ありますけれども、これは中身よりもちょっとお願いなんですけれども、体等が弱っていて、奥様しかいないと。なかなかとての会場まで連れていくことが困難であるというふうなことなんです。奥さんとしては、接種をさせてあげたいというような考えのようなんです、介護タクシー等をお願いすれば、有料であれば可能なのかなという気はしますけれども、何とか出張してコロナの接種というふうなことが、本当にそのケース、ケース等を見ながらというふうに思ひますけれども、何とか対応していただけないのかなというふうなお願いを込めて、この体制構築の中で質問をさせていただきますと思ひます。

健康福祉課長 コロナのワクチン接種への対応ということかと思ひます。現在一応、今おっしゃった方がどういう状況かちょっと正確には分かりませんが、この事業の中では、一応送迎のほうも職員のほうで対応しております。各自宅のほうまでお迎えに上がって、車のほうでお迎えに上がって、複数に地域を回ったりしながら乗せてくるということもありますので、もしそういったことで送迎のほうで対応できるような状態の方であれば、そのように希望していただければ、町のほうで送り迎えのほうで対応しておりますので、そのようにお伝えいただきたいと思ひます。町のほうでも、必要な方は連絡くださいということでの広報は

しておりますので、ぜひもし個人的に聞かれた場合には、そのようにお知らせいただければと思います。

9番 非常に前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。個別的な案件でありますので、後日、具体的な方のこの名前を出して相談をしたいというふうに思いますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

2番 38、39ページ、11の2の1、公共土木施設災害復旧費の右側のところですが、工事請負費3,260万円、これの内容についてお聞きしたいと思います。

地域強靱化対策室長 工事請負費の3,260万円の内訳についてご説明いたします。

補助対象事業分としましては、道路と河川の分としまして3,000万円となっております。あと260万円の内訳につきましては、単独で工事を行う分という形になっております。

以上です。

2番 工事は道路とかは今分かりましたけれども、具体的に町道なのか、農道なのか、あるいは大ざっぱな地区でもいいんですけども、その辺お聞きしたいと思います。

地域強靱化対策室長 最初の補助事業につきましては、町道の部分が700万円の内訳となっております。あと河川の部分につきましては2,300万円分、この内訳としましては、内子川とあと老の沢の2件となっております。単独分の内容になります。今、中にありました河川の老の沢の隣接にあります町道の老の沢林道線が一部単独費となっておりますので、そちらがメインになります。

以上です。

7番 それでは、防災関係が出ましたので、32ページの土木費の8款3項1目の工事費、河川災害防止対策事業ということで、工事の内容、場所等について、どのような工事になるのか、質問いたします。

地域整備課長 ご質問にお答えします。

河川災害防止対策事業の場所、内容につきましては、富田湯の入地区の水路の断面拡大になります。状況が、水路の断面が小さく、雨が降るたびに農地のほうへの水の流入があり、被害を受けているということで、水路の拡大、コンクリート水路による拡大、延長が70メートルほどを計画しております。

以上です。

7番 そうしますと、一般財源の50万はいいとしまして、地方債の210万円ということで、これは比較的有利な形での地方債というふうになるのかどうか、質問いたします。

総務課財政主査 こちらの地方債につきましては、緊急自然災害防止対策事業債ということで、交付税の措置率は、過疎対策と同じ70%というふうになっております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第39号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

議長 日程第3 議案第39号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 48ページ、49ページ、歳入です。

ちょっとよく理解できないのでお伺いしますが、49ページのほうに特別交付金、特別調整交付金16万5,000円、あと県繰入れ分2号分ということで27万5,000円ありますが、今回この特別調整交付金が発生したといたしますか、こういうふうに出てきた理由といたしますか、ちょっと書き物をよく見るんですが、よく理解、ちょっと理解できないので言葉で教えていただければありがたいんですが。まず特別調整交付金16万5,000円の算出根拠というんですか、これについてお伺いします。

健康福祉課長 この歳出のほうとセットでお伝えしたいと思いますけれども、50ページ、51ページのところの1款1項1目一般管理費の中のシステム改修委託料とございます。こちらのほうに県支出金44万という特定財源のほうが入っております。この44万が、特別交付金の44万で、調整交付、16万5,000円と27万5,000円に分かれるわけですが、このうちのまず初め特別調整交付金16万5,000円ですけれども、委託料のシステム改修委託料の中で今回2件の委託料、システム改修を予定しておりまして、その1件が国保情報のデータベースのシステム改修ということになります。こちらが100%の助成といたしますか、本助成を受けまして16万5,000円、そのまま調整交付金のほうから頂けるといいう仕組みですので、この分が調整交付金として歳入する分、それから県の繰入金27万5,000円のほうですけれども、こちらについては

もう一つのシステム改修がございまして、高額療養費の管理システムの改修を今回行いますが、こちらについては55万円の、税抜きで55万円の導入予定なんですけれども、その2分の1を繰入金で収入するというので、27万5,000円が特別交付金という形で歳入されるものがあります。

以上です。

6番 そうしますと、この交付金というのは、こういう事業をやるから申請をして初めて来る交付金なんですか。何か書き物を見ると、給付費の特別交付金のほうは7%とか、2号分については給付額の2%とかというそういう算出根拠あるようですが、これはこの給付額に対して発生するものではなくて、申請をして、この金額を決めるときにその給付額掛ける7%なり2%という算出をするものなんですか。

何かこれを見ると、通常は発生しないこの交付金、何か事情があったときに発生するような交付金という表現もあるようですが、そのあたりちょっとよく理解できないんですが、言っていること分からないかな。

健康福祉課長 今回、システム改修に絡む支出が出てきます。このシステム改修につきましては、国の制度改正等に基づくシステム改修ということもございまして、そういったシステム改修を行った際に、国なり基金なりというところから、これは県ですね。国なり県なりというところのほうから、そのシステム改修に対する負担というところが示されます。今回のシステム改修については、データベースのシステム改修については10分の10で調整特別調整交付金のほうで負担するということの中身ですので、その調整交付金、特別調整交付金が全て1本の率で計算算定されるわけではなくて、その中身の状況によって、少しその計算方法が変わるという側面もございまして、ご理解いただきたいと思います。

6番 この書き物をちょっと見ると、例えば普通調整交付金に相当するものということで、法律で給付費等の7%と規定していると。地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の格差を調整する。調整をするために出す交付金なんだという、これ読み取れるんですよ。あと2号交付金については、国民健康保険事業の運営の安定化に資するため、事業の実施状況及び国民健康保険法の財政に影響を与える特別な事情に応じて交付、この特別な事情というのはこのシステム改修という意味なんですか。この資料そのものが違うことを言っているのかな。

総務課長 今、斎藤議員がお持ちの資料についても、そういうふうな基本的なルールはあると思うんですけども、それぞれいろいろな交付金の中でもメニューが、私ちょっと今資料持っていないんですけども、いろいろなメニューがございまして、該当するものいろいろある中で、今回のシステム改修費の分については、そちらのほうで10分の10であったり、2分の1であったりというふうなメニューの中で見るというところであると思います。その何%と

かというものの基本的なその療養費に係るものについては、そういう計算のメニューもあるというふうなところだというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

議長 日程第4 議案第40号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番 歳入です。60ページ、61ページです。

60ページのこれは3の3の1のこれは1か。右のほうの61ページのほうの説明の中で、過年度分の介護給付費負担金というのがありますが、この過年度分の給付費負担金というのは、昨年度に比べればかなり多くなってございますが、これは保険者の負担する分ということではないんだか。そういうような解釈でよろしいんですか。過年度分負担するべきものが、この570万、今年度の補正で入ってきたということよろしいんですか。

総務課長 こちらについては、過年度分の、令和3年度の精算分ということでございまして、国庫支出金でありますので、受益者が負担というものではなくて、国が本来負担するべきものを3年度精算した結果、国から増額というようなことで来たというふうな形であります。

6番 そうしますと、給付費というのは半分半分で、半分が保険者が、40歳以上の保険者ですか、負担する分、あと残りの50%が国・県・町で負担する分、この部分が過年度分ということで今回575万ここに入ってきたということよろしいんですか。

総務課長 それぞれ給付費の中でも、国負担分、県負担分とありますので、それらに応じた率にはなりますけれども、おおよそ議員の見込みのとおりのことだと思います。

6番 そうしますと、先ほど申し上げましたように、令和3年度9月の補正では57万4,000円でした。今回575万9,000円、かなり多いんですが、この変動する要因というのは何なんですか。

総務課長 すみません、ちょっとはっきり手元に詳細な資料ないのであれなんですけれども、請求額が2か月遅れで請求精算なっておりますので、年度末によるそういう請求額が前年度のものよりも額が大きかった、請求額が年度末に請求されたものが多かったというところも一つの要因であろうかと思えますけれども、詳細についてはちょっと資料がないのであれなんですけれども、大きいのはそういった請求が月遅れで来るものですから、それらの精算が一番大きいものと思えます。

議長 斎藤議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたので、3回になりましたけれども、標準会議規則55条の引用により、もう一回に限り特に発言を許可します。

6番 1点だけ。総務課長説明分かりました。この575万9,000円、歳入で入ってきているわけですが、この部分のこの特定財源、歳出のほうでの見せ方、またさっきと同じようなことになるかもしれませんが、この575万9,000円の特定財源というのは、歳出のどの部分で見せているんですか。これ、この額そのもの、歳出の特定財源出てこないですよ。

総務課財政主査 こちらの分につきましては、過年度分の精算金となっておりますので、特定財源ではなくて一般財源として、介護保険中の一般財源として処理されることとなっております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について

議長 日程第5 議案第41号 最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 舟形町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第6 議案第42号 舟形町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

3番 1点、新旧対照表の8ページ、育児短時間勤務ということで、この育児短時間、この短時間というのは、時間は何時間とか決められているのか、申請するのか、そこら辺をお聞きます。

総務課長 こちらの育児短時間勤務につきましては、4パターンございます。

1日の勤務時間について、3時間55分まで、または4時間55分まで、または7時間45分まで……。すみません。最初からもう一回訂正します。3時間55分について週5日で、合計週当たり19時間35分になります。もう一つが1日4時間55分で週5日で合計24時間35分。もう一つが1日当たり7時間45分の週3日で、週に当たり23時間35分。もう一つが1日7時間45分の2日プラス3時間55分の1日で、合計週当たり19時間25分というふうな体制で取ることができるというふうに決まっております。

3番 そうすると、これは申請というか、その方が、育児する方が申請して、例えば3時間55分の週5日の19時間35分で申請しますよとか、それは個人で申請、決めるものなんですか。

総務課長 そちらにつきましては、先ほど説明、改正するということでご説明しました育児短時間勤務計画書のほうに記入していただきまして、例えば3時間55分でありまして、午前中にとるか午後にとるか、そういうのはその方の取りやすいようがありますけれども、職

場の形態にもよりますので、職場の方とお話しをいただいてということにはなるとは思いますけれども、基本的にはその方の希望するような時間帯でというふうなことになります。

2番 今の説明と、あとは全協のときの説明も受けてちょっと聞いていたところですが、対象になる方にとっては大変いい制度になるのかなと思うんですけれども、赤ちゃんが生まれる前から、生まれてから最長で2歳ですか。というところで、かなり長い期間休みをいただけるというふうなところだと思うんですけれども、やはり職場によっては、どうもこの方がいないと仕事がうまく回らない、あるいは人が足りないというふうな問題も出てくることもあるのかなと思うんですけれども、そうした場合ですけれども、職員あるいは会計年度職員を新たに臨時といいますか、新たに採用して補うというふうな考え方はあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

総務課長 その方の勤務する職場の状況によるとは思いますけれども、当然、その方の後釜を補充するために誰かをという、今いる方でカバーできるのであれば、カバーするという考えも一つでしょうけれども、誰かいないと駄目だという場合には、そういった会計年度職員などで補充するというところも当然選択肢に入ってくると思います。

2番 そうした場合ですけれども、育児休暇が明けた後、対象の方が職場に戻ってくる時期になったときですけれども、以前に勤務していた職場に戻れるのか、あるいは別の職場になる可能性もあるのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長 基本的には、復帰するときには元の職場に復帰というところが基本でなっております。

2番 そこで、その方の仕事を補うために会計年度職員を新たに雇った場合ですけれども、その方はその時点で退職になるのか、引き続き職員として仕事ができるのか。その辺の決まりはどうなのか、教えていただきたいと思います。

総務課長 新たに会計年度職員で補う場合につきましては、一応あらかじめ分かっているのであれば、会計年度職員の方については最長で1年間の雇用になってございますので、状況が分かるのであれば、それより短い間で済むのであればその期間だけお願いしますといった雇用の仕方になると思います。長くても1年ですので、1年経過した後に、また必要であれば契約の更新ということはございますけれども、その時点で1年後にまたその次の年のことは考えることになると思いますので、そういうふうには復帰まで対応することになると思います。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第7 認定第1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について

議長 日程第7 認定第1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計議案を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 (朗読、説明省略)

議長 ここで、監査委員による各会計の決算審査の結果報告を齊藤代表監査委員より求めます。

代表監査委員 それでは、令和3年度決算の意見を申し述べさせていただきます。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、かいつまんで申し上げたいと思います。

一般会計、5特別会計及び水道事業会計と財産に関する調書につきまして、令和4年7月14日から7月27日までの、審査期間7日で実施いたしました。

その審査の結果でございますが、一般会計及び5特別会計の歳入歳出決算、並びに水道事業会計の会計報告書の計数はいずれも正確であると認められました。また、予算の執行、会計経理事務の処理につきましても、正確であると認められました。

個々に申し上げますと、一般会計の令和3年度決算は、歳入歳出予算現額63億3,106万円に対しまして、歳入決算額は61億8,287万7,000円、歳出決算額は59億2,117万円でございます。歳入歳出差引額は2億6,170万7,000円の黒字であります。また、この歳入歳出差引額から事業の繰越しにより翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億4,692万7,000円の黒字でありました。

次に、特別会計でございますが、5特別会計の令和3年度決算は、歳入歳出予算現額19億499万1,000円に対しまして、歳入決算額は19億3,151万6,000円、歳出決算額は18億6,718万6,000円で、歳入歳出差引額は6,433万円の黒字であります。また、5会計全てが黒字決算でありました。

水道事業会計におきましては、令和3年度の決算は、営業利益がマイナスの7,413万3,000円、経常利益がマイナスの625万5,000円、そして当年度純利益も同額のマイナスの625万5,000円であります。それに前年度繰越剰余金マイナス5,341万円を加えた当期末処分剰余金はマイナスの5,966万5,000円であります。また、減価償却費の計上により有価固定資産が減少し、企業債の償還及び長期前受金の収益化によりまして繰延負債が減少したため、資産合計及び負債資本合計は前年度よりそれぞれ7,689万9,000円減少いたしました。

財産に関しましては、財産の取得、管理及び処分につきましても、適切に処理されておりました。

次に、財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、先ほど日程第1報告第6号の中で総務課長のほうから詳細な説明がございましたので、割愛させていただきます。

最後に、総体的な審査意見を申し上げたいと思います。4点挙げさせていただきました。

第1点目として、財政関係書類の記載方法についてでございます。

主要な施策の成果報告書は、歳入歳出決算書の主要な事業内容について、説明及び補完するものでございますけれども、記載方法が必ずしも両者間がリンクしていないものが散見されます。また、記載方法も統一することが望ましい、このように思います。なお、この件に関

しましては、関係部署と調整を図りましてマニュアル的なものを作成したい、このように考えております。

2点目としまして、持続可能な財政基盤の確立についてでございますが、これは当町のみに限らず、これからの社会保障関係費の自然増等により、引き続き厳しい財政内容になると、そういうふうに想定されます。その中にあっても、県や関係機関と緊密な関係を継続しつつ、引き続き町民生活の安定と町内の産業経済の活力増進に努めていただきたい、このように要望したいと思っております。

第3点目としまして、職員の人材育成について述べさせていただきます。

第7次総合発展計画の中で、考える職員、説明のできる職員の育成を掲げましたが、令和3年度の施策及びその成果を見た場合、確実に醸成していると感じます。特に、若い職員の方々はよく勉強しているように、そのように感じました。

成果の中から、4点ほど選んで評価させていただきました。

第1に、県内35市町村の中で、市町村税の徴収率が現年課税分につきまして、平成29年から令和3年度まで5年間にわたって第1位を堅持した。第2に、ふるさと納税ランキングにおきまして、人口1人当たりの寄附額が、県内35市町村の中で、寒河江市を抑えて堂々第1位に輝いたその努力について。第3に、令和2年3年冬期の大雪対策産地緊急支援事業補助金申請に対する取組姿勢について。第4に、コロナ禍の中にあつて、二十歳の祝賀会の開催にこぎ着けた英知の結集について、この4点でございます。高く評価したいと思っております。

最後に、第4点目として、特別会計から公営企業会計への移行について申し上げます。

農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、これから公営企業に移行しなければなりません。企業の財務諸表は、決算を迎えたときに作成するのではなくて、スタートの時点での改正貸借対照表、これが非常に重要であります。これが間違ってしまうと、どこまでも間違ってしまうと、そういうものでございます。移行につきましては、抜かりなく対応していただきたいというふうに思います。

なお、先行して移行しました水道事業会計を担当しております地域整備課の松本係長には、私が監査委員に選任されて以来、毎月の月例の出納審査におきまして、毎月毎月面倒な宿題を出されまして、相当勉強していただきました。今後の移行作業及びその後の運営につきまして、大きな力になるというように確信しております。

以上、簡単ですけれども、決算審査の意見とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいま上程されました7会計決算調書等の審査方法についてお諮りいたします。認定第1号から認定第7号まで計7議案を審議するため、委員会条例第5条第1項の規定により決算審査特別委員会を設置し審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置して、審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、全議員10名を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。ただいま指名した全議員10名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで休憩をし、決算審査特別委員会の正副委員長の互選のため、決算審査特別委員会を招集いたします。ここで暫時休憩をいたします。

午後1時47分 休憩

午後1時57分 再開

議長 それでは、再開いたします。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果の報告をお願いします。

7番 決算審査特別委員会で慎重審議した結果、委員長に小国浩文議員、副委員長に斎藤好彦議員と決定いたしました。報告を終わります。

議長 ただいま報告がありましたように、決算審査特別委員会委員長に小国浩文議員、副委員長に斎藤好彦議員が選任されました。決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を9月12日まで休会することといたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本会議を9月12日まで休会といたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後1時58分 散会

令和4年9月13日（火曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

ついて

認定第 5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について

日程第2 議案第43号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第44号 舟形町人権擁護委員の推薦について

日程第4 委員会付託の審査報告

陳情第 6号 消費税インボイス制度の実施延期についての陳情

追加日程第1 発議第 2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

日程第5 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

日程第6 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

-
- 日程第1** **認定第1号** 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について

議長 日程第1 令和3年度決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和3年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計について審査報告を求めます。

決算審査特別委員長 令和4年9月13日 舟形町議会議長殿。決算審査特別委員会委員長 小国浩文。

決算審査特別委員会審査報告書。

令和4年9月定例会において9月8日に本委員会を設置し付託されました、令和3年度舟形町一般会計歳入歳出決算、令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和3年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度舟形町水道事業会計決

算、以上、7会計の決算認定について、9月8日から12日まで（3日間）、提出された決算書等の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

議長 ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで7議案について採決いたします。認定第1号から認定第7号までの7議案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第43号 舟形町教育委員会委員の任命について

議長 日程第2 議案第43号 舟形町教育委員会委員の任命についてを審議いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第44号 舟形町人権擁護委員の推薦について

議長 日程第3 議案第44号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 委員会付託の審査報告

議長 日程第4 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第6号 消費税インボイス制度の実施延期についての陳情について、佐藤広幸産業振興常任委員長の報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和4年9月13日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第6号。付託年月日、令和4年9月6日。件名、消費税インボイス制度の実施延期についての陳情。審査結果、採択。

以上です。

議長 これより陳情第6号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

陳情第6号は委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択とすることに決定い

たしました。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午後1時14分 休憩

午後1時14分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

ここで、本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました議事案件を追加議事日程のとおり本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

議長 追加日程第1 発議第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

7番 (朗読、説明省略)

議長 意見書の内容については、事務局長より朗読いたします。

事務局長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決します。発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第5 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

伊藤欽一総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和4年9月13日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 伊藤

欽一。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和4年6月17日（金）

2. 調査内容 令和4年度 所管各課の主要事業

○総務課

(1) 健全で持続可能な財政運営について（財政状況の見える化）

①町財政の過去からの推移、現状、将来の計画

②県内他市町村の財政状況

(2) デジタルファースト推進室

①舟形町デジタル化推進計画の推進方針

②町民サービスの向上、地域活性化のためのデジタル化

○住民税務課

(1) 交通安全教育における今年度の取組について

①保育園、小学校、中学校を対象にした交通安全教育計画

②高齢者を対象にした交通安全教育計画

○健康福祉課

(1) 健康増進事業における今年度の取組について

①人間ドックと各種検診、病気の早期発見のためにオプション検診の受診促進に向けた計画

②ゲンキー介護予防教室、運動や交流を通じて介護予防の周知・充実に向けた計画

○教育課

(1) ICT教育の推進について

①問題発見、解決のプロセスにおけるICT活用の取組計画

②公正に個別最適化された学びにおけるICT活用の取組計画

③中学校でAIドリルを導入しての個別最適化学習の取組計画

3. 今後の進め方

所管する各課が説明した事業が計画どおりに行われたか、2月末頃に再度主要事業の振り返りと成果についての調査を実施します。また、継続事業に関しては、次年度への課題の説明を受けます。

特に教育課③中学校でAIドリルQubena導入については、9月末頃までに進捗状

況の授業視察を実施し、成果については年度末頃に説明を受けます。

各課の主要事業については、年間を通した所管事務調査を行っていきます。

以上です。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告についての質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第6 議員派遣の件

議長 日程第6 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして9月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申出がありますのでお受けをいたします。

町長 令和4年度第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

9月6日から8日間の日程で、15件の案件につきまして満場一致でご決議賜りまして、御礼を申し上げます。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、町政運営に努めてまいりたいと思っております。

さて、3年連続、新型コロナウイルス感染症で若鮎まつりを中止し、その代替として、若鮎まつり食の祭典と称して、9月10日、11日に予約販売のドライブスルー方式に加え、飲食スペースを設けた上で、当日にも鮎を販売いたしました。土曜日の当日販売分の鮎が1時間40分待ちとなり、暑い中、行列に並んでいただいたお客様から多くの苦情をいただきましたこ

とや火事騒ぎもあり、反省すべき課題もありましたが、交通渋滞などのトラブルもなく終了することができました。

暑い中、2日間にわたって頑張っていたいただいたまちづくり課をはじめ、各課の若手職員の皆様並びに振興公社職員の皆様、観光物産協会の皆様、小国川漁協の皆様にご心より感謝と御礼を申し上げます。

おかげさまで、焼き鮎4,296尾、生鮎703セット、6,332尾、鮎天井244個、鮎ご飯242個を販売し、鮎の販売総数は、鮎加工品も含め1万1,299尾となりました。昨年よりも1,842尾多く販売することができました。

遠く県外や町外から来町されたお客様、議員の皆様をはじめ、ご購入いただきました全てのお客様に心から感謝と御礼を申し上げます。

また、齊藤代表監査委員から、令和3年度舟形町各会計決算審査意見書第6の審査の意見(3)行政の効率化について、職員の人材育成については、第7次総合発展計画の目指す職員として、考える職員、説明できる職員とあり、令和3年度の施策及びその成果を俯瞰したとき、確実に醸成しているものと高く評価したいとのコメントをいただきました。

その理由としては、1つは、県内市町村において、徴収率第1位であり、特に現年課税分は平成29年から令和3年度まで5年間1位であることなど、担当者の徴収の意義に対する意識の高さと努力を評価していただきました。

2つ目は、山形県ふるさと納税金額ランキング町村比較で第4位、人口1人当たりの寄附額では県内第1位となり、寄附額も約6億3,100万円と、昨年度より約1億4,000万円増となったことは、ふるさと納税ポータルサイトなどでPRを行い、寄附をする人たちの心理を解析して、常に新鮮な情報を提供した担当者の努力であると評価をいただきました。

3つ目は、令和2年から3年、冬期の大雪対策産地緊急支援事業補助金について、高い補助率の事業ではありますが、会計検査を憂慮して、最上管内の市町村では当町だけが申請し、農家の支援に努めてまいりました。職員の会計検査をいとわない町民ファーストの姿勢を評価していただきました。

4つ目は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、令和2年対象者と令和3年新成人を対象にお祝いの式典を安全に開催するため、郡外在住者へのPCR検査の手数料に補助を出してPCR検査陰性証明を義務化し、さらに当日、抗原検査とチェックシートの提出を義務化させるなど、職員の周到な準備と英知により、コロナ対策が万全の下に開催されたことを高く評価していただきました。

昨年度に引き続き、齊藤代表監査委員から、決算審査意見書において職員の仕事を称賛していただいたことは、私個人を褒めていただくより数百倍のうれしさがあります。私は職員の皆様さんに対し、町長から主事補まで目標を共有しワンチームで取り組むこと、当たり前を疑

い前例踏襲するな、自分ならどうするかを考えろ、考えることが最大の武器となること、課題を見つけ協議・検討、決断したら即実行することや、行政のプロとして町民の幸せのため1歩も2歩も先の未来を予想し取り組んでいかなければならない、怠慢から来る失敗は許されないが、先進的な取組の失敗、現状から先んじたフライングによる失敗の責任は私が取る、どんどんやってほしいとお願いしてまいりました。

職員の意識改革、その成果が評価されたものと、大変うれしいことであります。やって当たり前に、できて当たり前の職員にとって、指摘や批判されることが多くあっても、感謝されることや称賛されることは非常に少ないのが現状であります。

今後とも、不適切な事案についてはご指導を賜るのは当然であります。齊藤代表監査委員のように、よい点があれば評価していただければ、さらに職員の職務に対する精励度が違ってくるものというふうに思います。昨年も申し上げましたが、職員も私も褒められて伸びるタイプでありますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、秋の収穫作業等で多忙となる季節、そして日中と朝晩の寒暖の差が大きくなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。8日間、誠にありがとうございました。

議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年第3回舟形町議会定例会を閉会いたします。

8日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後1時35分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 湊 太

署 名 議 員 荒 澤 広 光

署 名 議 員 齋 藤 好 彦